

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月29日

【事業年度】 第16期(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 楽天株式会社

【英訳名】 Rakuten, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川4丁目12番3号

【電話番号】 (03) 6387-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川4丁目12番3号

【電話番号】 (03) 6387-0555

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 最高財務責任者 山田 善久

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高	(百万円)	249,883	298,252	346,144	379,900	443,474
経常利益	(百万円)	44,531	54,890	62,301	68,267	71,514
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	54,977	53,564	34,956	2,287	19,413
包括利益	(百万円)	-	-	-	7,706	33,586
純資産額	(百万円)	158,727	218,619	249,233	231,025	262,451
総資産額	(百万円)	1,086,937	1,759,236	1,949,516	1,915,892	2,108,409
1株当たり純資産額	(円)	11,439.86	15,527.21	18,160.62	170.89	193.73
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	4,203.55	4,092.17	2,666.28	1.74	14.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	4,077.62	2,657.43	-	14.74
自己資本比率	(%)	13.8	11.6	12.2	11.7	12.1
自己資本利益率	(%)	32.8	30.3	15.8	1.0	8.1
株価収益率	(倍)	-	17.3	25.5	-	45.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,466	55,218	30,304	27,585	19,508
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	40,976	217,160	60,538	56,351	136,548
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	62,397	174,157	27,609	34,648	47,099
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	81,283	103,618	100,736	149,752	260,656
従業員数	(名)	4,874	5,810	7,119	7,615	9,311

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。
3 第12期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4 第16期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第15期について遡及処理しております。なお、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、平成24年7月1日に行った株式分割は、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
5 第16期より、「第4 経理の状況 1 連結財務諸表等 会計方針の変更(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、第15期について当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
6 第12期及び第15期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7 従業員数には、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。
8 第13期の総資産額が著しく増加しておりますが、主に楽天銀行(株)(旧 イーバンク銀行(株))を連結子会社化したためであります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
売上高 (百万円)	89,663	113,555	136,806	146,603	163,708
経常利益 (百万円)	26,767	37,154	44,422	49,531	66,883
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	38,243	41,765	21,978	8,915	32,923
資本金 (百万円)	107,534	107,605	107,779	107,959	108,255
発行済株式総数 (株)	13,087,064	13,096,980	13,181,697	13,194,578	1,320,626,600
純資産額 (百万円)	222,583	262,335	286,758	272,524	302,869
総資産額 (百万円)	448,122	489,059	548,501	526,067	538,309
1株当たり純資産額 (円)	16,990.63	19,985.26	21,780.91	206.58	229.28
1株当たり配当額 (円)	100.00	100.00	200.00	250.00	3.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	2,924.10	3,190.82	1,676.40	6.79	25.05
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	3,180.01	1,670.87	-	24.99
自己資本比率 (%)	49.6	53.5	52.1	51.6	56.0
自己資本利益率 (%)	15.9	17.3	8.0	3.2	11.5
株価収益率 (倍)	-	22.2	40.6	-	26.9
配当性向 (%)	-	3.1	11.9	-	12.0
従業員数 (名)	2,081	2,625	3,042	3,209	3,498

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 期中の平均株式数については日割りにより算出しております。
- 3 第12期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 4 第16期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第15期について遡及処理しております。なお、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、平成24年7月1日に行った株式分割は、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 5 第16期より、「第4 経理の状況 2 財務諸表等 会計方針の変更(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、第15期について当該変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。
- 6 第12期及び第15期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 7 従業員数には、使用人兼務取締役、他社への出向者、派遣社員及びアルバイトは含んでおりません。

2 【沿革】

年月	概要
平成9年2月	オンラインコマースサーバーの開発及びインターネット・ショッピングモール『楽天市場』の運営を行うことを目的として、東京都港区愛宕1丁目6番7号に株式会社エム・ディー・エムを資本金1,000万円をもって設立
平成9年5月	インターネット・ショッピングモール『楽天市場』のサービスを開始
平成10年8月	本社を東京都目黒区祐天寺2丁目8番16号に移転
平成11年6月	株式会社エム・ディー・エムより、楽天株式会社へ社名変更
平成12年4月	日本証券業協会に店頭登録
平成12年5月	本社を東京都目黒区中目黒2丁目6番20号に移転
平成12年12月	株式会社インフォシークを株式取得により完全子会社化
平成13年3月	『楽天トラベル』のサービスを開始
平成14年11月	『楽天スーパーポイント』のサービスを開始
平成15年9月	マイトリップ・ネット株式会社(現 楽天トラベル株式会社)を株式取得により完全子会社化
平成15年10月	本社を東京都港区六本木6丁目10番1号に移転
平成15年11月	ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社(現 楽天証券株式会社)を株式取得により子会社化
平成16年10月	株式会社楽天野球団設立
平成16年11月	日本プロフェッショナル野球組織(NPB)による東北楽天ゴールデンイーグルス新規参入承認
平成16年12月	株式会社ジャスダック証券取引所(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場
平成17年6月	国内信販株式会社(その後、楽天K C 株式会社に社名変更)を子会社化
平成17年9月	LinkShare CorporationをRakuten USA, Inc.を通じて、完全子会社化
平成18年11月	楽天K C 株式会社のクレジット(個品割賦)事業を株式会社オリエントコーポレーションに譲渡
平成19年8月	IP電話事業を運営するフュージョン・コミュニケーションズ株式会社を子会社化
平成20年2月	台湾におけるインターネット・ショッピングモールを運営する台湾楽天市場股分有限公司を設立(統一超商股分有限公司と合併)
平成20年4月	本社を東京都品川区東品川4丁目12番3号に移転
平成21年2月	イーバンク銀行株式会社(現 楽天銀行株式会社)の優先株式を普通株式に転換、子会社化
平成22年1月	ビットワレット株式会社(現 楽天E d y 株式会社)を子会社化
平成22年7月	アメリカにおいてE Cサイトを運営するBuy.com Inc. をRakuten USA, Inc.を通じて、完全子会社化
平成22年7月	フランスにおいてE Cサイトを運営するPRICEMINISTER S.A.(現 PRICEMINISTER S.A.S.)をRakuten Europe S.a.r.l.を通じて、完全子会社化
平成23年6月	インドネシアにおいてPT Global Mediacom Tbkとの合併によるインターネット・ショッピングモール『Rakuten Belanja Online』のサービスを開始
平成23年6月	ブラジルにおいてE Cサービスを提供するIkeda Internet Software LTDA.(現 RAKUTEN BRASIL INTERNET SERVICE LTDA.)をRakuten Brazil Holdings LTDA.を通じて、子会社化
平成23年7月	ドイツにおいてE Cサイトを運営するTradoria GmbH(現 Rakuten Deutschland GmbH)をRakuten Europe S.a.r.l.を通じて、子会社化
平成23年8月	楽天K C 株式会社の運営する『楽天カード』関連事業等を楽天クレジット株式会社(現 楽天カード株式会社)に吸収分割の方法で承継させた上で楽天K C 株式会社の株式等を売却
平成23年10月	英国においてE Cサイトを運営するPlay Holdings Limitedを完全子会社化

年月	概要
平成24年1月	カナダにおいてグローバルに電子書籍事業を展開するKobo Inc.の株式を取得し、完全子会社化
平成24年4月	マレーシアにおいてECサイトを運営するRAKUTEN MALAYSIA SDN. BHD.を設立
平成24年5月	ケンコーコム株式会社による第三者割当増資を引き受け、同社を子会社化
平成24年6月	スペインにおいて動画配信サービスを提供するWuaki. TV, S.L.の株式を取得し、完全子会社化
平成24年10月	持分法適用関連会社であったアイリオ生命保険株式会社の株式を追加取得し、子会社化
平成24年11月	オーストリアにおいてECサイトを運営するRakuten Austria GmbHをRakuten Europe S.a.r.l.を通じて設立

3 【事業の内容】

当社グループは、インターネットサービスと、インターネット金融サービスという2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「インターネット金融」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、旅行予約サイト、ポータルサイト、電子書籍事業等の運営や、これらのサイトにおける広告、コンテンツ等の販売等を行う事業により構成されております。

「インターネット金融」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、生命保険及び電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。

「その他」セグメントは、通信サービスの提供、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

また、次のセグメントは、連結財務諸表の注記に掲げる「セグメント情報」の区分と同一であります。

当社グループの主な事業内容及び当社と主な関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

インターネットサービス

提供する主要なサービス	主な事業主体
インターネット・ショッピングモール『楽天市場』の運営	楽天(株)
インターネット上の書籍等の販売サイト『楽天ブックス』の運営	楽天(株)
ポータルサイト『Infoseek』等のコミュニティ事業の運営	楽天(株)
インターネット上のゴルフ場予約サイト『楽天GORA』の運営	楽天(株)
インターネット総合旅行サイト『楽天トラベル』の運営	楽天トラベル(株)
コンテンツ配信サービス『楽天VIDEO』等の運営	楽天ショウタイム(株)
インターネット・ショッピングモールの店舗等への物流代行サービスの提供	楽天物流(株)
インターネット通販サイトの運営	ケンコーコム(株)
電子書籍事業の運営	Kobo Inc.
パフォーマンス・マーケティング・サービスの提供	LinkShare Corporation
英国ECサイト『Play.com』の運営	Play Holdings Limited
フランスを中心としたECサイト『PRICEMINISTER』等の運営	PRICEMINISTER S.A.S.
米国を中心としたECサイト『Buy.com』の運営(注)	Buy.com Inc.

(注) ECサイト『Buy.com』は、平成25年1月31日付で『Rakuten.com Shopping』に変更しております。

インターネット金融

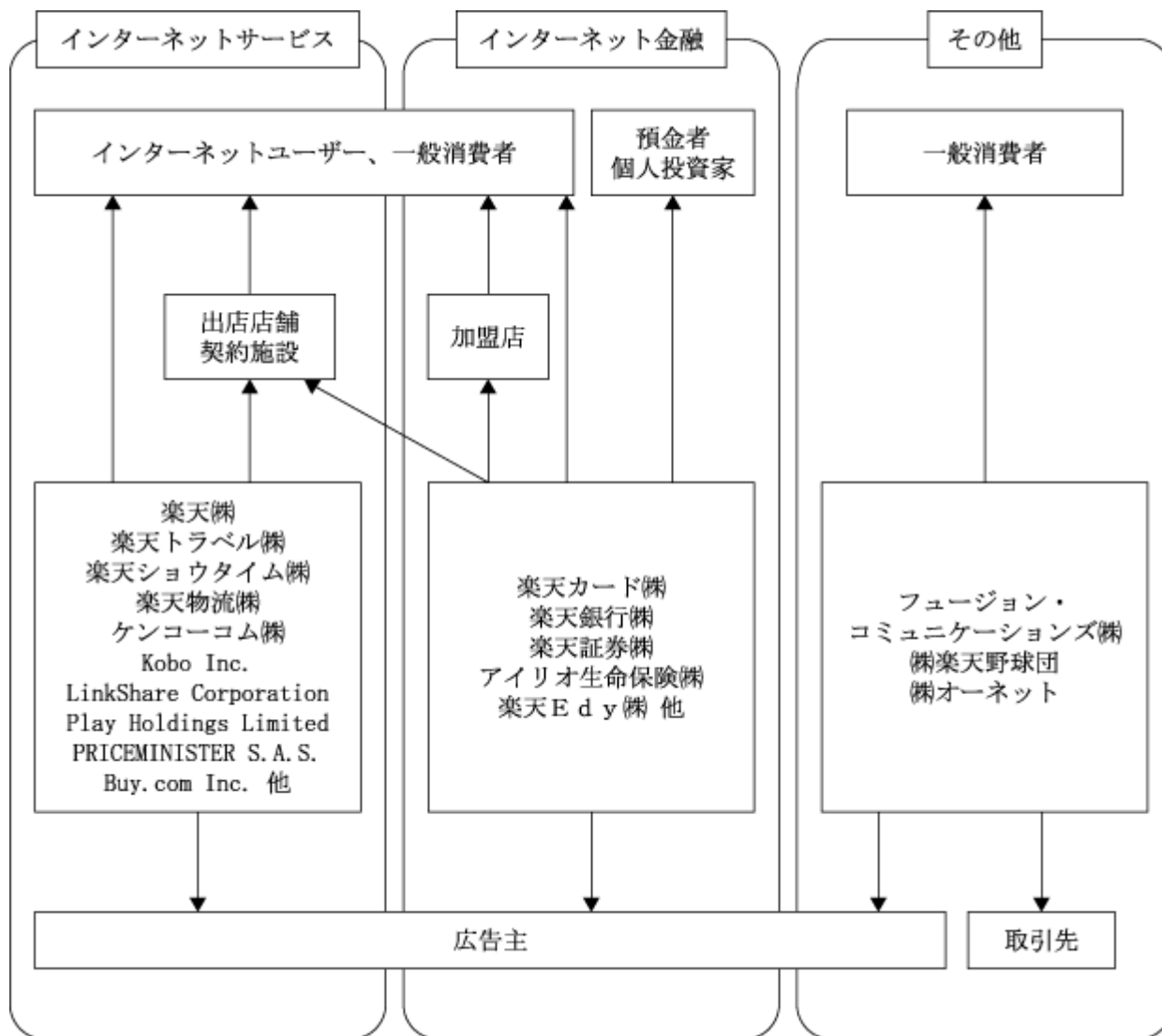
提供する主要なサービス	主な事業主体
クレジットカード『楽天カード』の発行及び関連各種サービス	楽天カード(株)
インターネットバンキングサービスの運営	楽天銀行(株)
オンライン証券取引サービスの運営	楽天証券(株)
生命保険事業の運営	アイリオ生命保険(株)
プリペイド型電子マネー『楽天Edy』事業の企画・運営	楽天Edy(株)

その他

提供する主要なサービス	主な事業主体
中継電話サービス、IP加入電話サービス等の提供	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
プロ野球球団『東北楽天ゴールデンイーグルス』及び関連事業の運営	(株)楽天野球団
結婚情報サービス『オーネット』の運営	(株)オーネット

[事業系統図]

以上に述べた内容を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容	摘要
(連結子会社)						
楽天オークション(株)	東京都品川区	百万円 1,650	インターネット サービス	60.0	役員の兼任あり	
シグニチャージャパン(株)	東京都品川区	百万円 80	インターネット サービス	100.0		
(株)ファイントレーディング	東京都品川区	百万円 270	インターネット サービス	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
LinkShare Corporation	米国	米ドル 1	インターネット サービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 5
LinkShare International, LLC	米国	千米ドル 6,584	インターネット サービス	100.0 (100.0)		(注) 5
LinkShare Ltd.	英国	千英ポンド 4,326	インターネット サービス	100.0 (100.0)		(注) 5
Rakuten USA, Inc.	米国	米ドル 83	インターネット サービス	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
競馬モール(株)	東京都品川区	百万円 499	インターネット サービス	100.0		
Rakuten Europe S.a.r.l.	ルクセンブルク	千ユーロ 263,521	インターネット サービス	100.0		(注)21
台湾楽天市場股分有限公司	台湾	千台湾ドル 554,000	インターネット サービス	51.0	役員の兼任あり	(注)20
FreeCause, Inc.	米国	米ドル 13	インターネット サービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 5
Rakuten(Thailand)Co., Ltd.	タイ	千タイ・パーツ 114,650	インターネット サービス	100.0	役員の兼任あり	
TARAD Dot Com Co., Ltd.	タイ	千タイ・パーツ 10,606	インターネット サービス	67.0 (67.0)		(注) 6
楽天仕事紹介(株)	東京都品川区	百万円 10	インターネット サービス	100.0	役員の兼任あり	
LinkShare Hong Kong Ltd.	香港	香港ドル 1	インターネット サービス	100.0 (100.0)		(注) 5
リンクシェア・ジャパン(株)	東京都品川区	百万円 259	インターネット サービス	100.0 (27.5)	役員の兼任あり	
楽天物流(株)	東京都品川区	百万円 495	インターネット サービス	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
Buy.com Inc.	米国	米ドル 0.01	インターネット サービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 5
BuyServices Inc.	米国	米ドル 0.10	インターネット サービス	100.0 (100.0)		(注) 5
PRICEMINISTER S.A.S.	フランス	千ユーロ 355	インターネット サービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 7

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容	摘要
Voyager moins Cher S.A.S.	フランス	千ユーロ 84	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 7
TMG MEDIA GROUP S.A.S.	フランス	千ユーロ 40	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 7
ターゲット(株)	東京都品川区	百万円 480	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	
楽天リサーチ(株)	東京都品川区	百万円 246	インター ネットサー ビス	100.0		
楽天写真館(株)	東京都品川区	百万円 279	インター ネットサー ビス	100.0	資金貸付あり	
楽天ショウタイム(株)	東京都品川区	百万円 480	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	
PT RAKUTEN INDONESIA	インドネシア	千インドネシア・ルピア 35,000,000	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	
PT.Rakuten-MNC	インドネシア	千インドネシア・ルピア 60,000,000	インター ネットサー ビス	51.0 (51.0)	役員の兼任あり	(注) 9
China Rakuten Network Science and Technology Co.,Ltd.	中国	千人民元 23,912	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	
Rakuten Brazil Holdings LTDA.	ブラジル	千ブラジル・レアル 48,151	インター ネットサー ビス	100.0		
RAKUTEN BRASIL INTERNET SERVICE LTDA.	ブラジル	千ブラジル・レアル 13,342	インター ネットサー ビス	90.0 (90.0)		(注)10
Rakuten Deutschland GmbH	ドイツ	千ユーロ 72	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 7
(株)チケットスター	東京都品川区	百万円 123	インター ネットサー ビス	66.7 (66.7)	役員の兼任あり	(注)11
Play Holdings Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 29	インター ネットサー ビス	100.0		
Play European Holdings Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 1,493	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Vanilla Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 10	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Play Trade S.a.r.l.	ルクセンブルク	千英ポンド 15	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Play Media S.a.r.l.	ルクセンブルク	千英ポンド 15	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注)12
Webworks Development Limited	英王室属領 ジャージー島	英ポンド 100	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Play Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 1,306	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Boa Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 1	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容	摘要
The Web Factory Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 1	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Play Direct Limited	英王室属領 ジャージー島	千英ポンド 186	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
Play Payments Limited	英王室属領 ジャージー島	英ポンド 2	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)12
楽天トラベル(株)	東京都品川区	百万円 212	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	
韓国楽天トラベル(株)	韓国	千韓国ウォン 1,400,000	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
楽天バスサービス(株)	東京都品川区	百万円 40	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
Rakuten Travel Guam Inc.	米国	千米ドル 200	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
Rakuten Travel USA, Inc.	米国	米ドル 0.01	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
チャイナ・オンライン・トラベル(株)	東京都品川区	百万円 30	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
ET MOBILE (CHINA) CO., LTD	中国	千人民元 105,112	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注)13
北京創哲信息科技有限公司	中国	千人民元 10,000	インター ネットサー ビス	- [100.0]		
北京快樂逸行商務服務有限公司	中国	千人民元 4,500	インター ネットサー ビス	- [100.0]		
快樂逸行(北京)國際酒店管理有限公司	中国	千人民元 5,500	インター ネットサー ビス	- [100.0]		
Rakuten Travel Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポールドル 530	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 2、 (注)13
Kobo Inc.	カナダ	千加ドル 528,081	インター ネットサー ビス	100.0	役員の兼任あり	(注) 2、 (注)21
Kobo Europe S.A.	ルクセンブルク	千ユーロ 31	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
KOBO (US) INC.	米国	米ドル 10	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
Kobo Software Ireland Limited	アイルランド	千ユーロ 1,000	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
KOBO LIVROS DO BRASIL LTDA.	ブラジル	千ブラジル・リアル 50	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
Aquafadas S.A.S.	フランス	千ユーロ 10,843	インター ネットサー ビス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
Aquafadas Inc.	米国	米ドル -	インターネッ トサービ ス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容	摘要
AVE! Comics Production SASU	フランス	千ユーロ 1,001	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)16
LINKSHARE AUSTRALIA PTY LIMITED	オーストラリア	豪ドル 100	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注) 5
楽天マート(株)	東京都品川区	百万円 300	インターネット トサービス	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	(注) 2
Wuaki TV, S.L.	スペイン	千ユーロ 12	インターネット トサービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり	(注) 2、 (注) 7
ケンコーコム(株)	東京都港区	百万円 2,022	インターネット トサービス	51.8 (11.0)	役員の兼任あり	(注) 2、 (注)19
(株)シェアリー	東京都港区	百万円 473	インターネット トサービス	90.0	役員の兼任あり	(注) 2
楽天イー・モバイル(株)	東京都品川区	百万円 250	インターネット トサービス	51.0	役員の兼任あり	(注) 2
Media Forum, Inc.	米国	米ドル 0.01	インターネット トサービス	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注) 5
楽天銀行(株)	東京都品川区	百万円 25,954	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり	(注)21
eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.	英領 ケイマン諸島	百万円 50	インターネット ト金融	100.0 (100.0)		(注)14
楽天証券(株)	東京都品川区	百万円 7,495	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり	
楽天カード(株)	東京都品川区	百万円 19,323	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	(注)21、 (注)22
梶山倉庫(株)	福岡県北九州市 門司区	百万円 240	インターネット ト金融	100.0 (100.0)		(注)15
楽天インシュアランスプランニング(株)	東京都品川区	百万円 200	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
楽天投信投資顧問(株)	東京都品川区	百万円 150	インターネット ト金融	100.0		
ドットコモディティ(株)	東京都渋谷区	百万円 1,899	インターネット ト金融	97.1 (39.1)		
R Sエンパワメント(株)	東京都品川区	百万円 66	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	
楽天E d y(株)	東京都品川区	百万円 1,840	インターネット ト金融	85.0	役員の兼任あり	
楽天セールスソリューション(株)	東京都品川区	百万円 125	インターネット ト金融	100.0	役員の兼任あり	(注) 2
楽天カードサービス(株)	東京都品川区	百万円 5	インターネット ト金融	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注)15
マーケット・システムズ(株)	東京都渋谷区	百万円 50	インターネット ト金融	100.0 (100.0)		(注) 2、 (注) 8
アイリオ生命保険(株)	東京都港区	百万円 2,500	インターネット ト金融	99.9	役員の兼任あり	
(株)楽天野球団	宮城県仙台市 宮城野区	百万円 400	その他	100.0	役員の兼任あり 資金貸付あり	

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容	摘要
フュージョン・コミュニケーションズ (株)	東京都千代田区	百万円 2,026	その他	54.8	役員の兼任あり	
(株)オーネット	東京都品川区	百万円 98	その他	100.0		
楽天ソシオビジネス(株)	宮城県仙台市 宮城野区	百万円 10		100.0	役員の兼任あり	
(持分法適用関連会社) (株)オウケイウェイヴ	東京都渋谷区	百万円 969	インターネット トサービス	18.5		(注)19
(株)ドリコム	東京都新宿区	百万円 1,070	インターネット トサービス	19.7		(注)19
ワールドトラベルシステム(株)	東京都新宿区	百万円 110	インターネット トサービス	27.0		
楽天ANAトラベルオンライン(株)	東京都品川区	百万円 90	インターネット トサービス	50.0	役員の兼任あり	
テクマトリックス(株)	東京都港区	百万円 1,298	インターネット トサービス	32.0	役員の兼任あり	(注)19
(株)ネクスト	東京都港区	百万円 1,994	インターネット トサービス	16.0	役員の兼任あり	(注)19
ソースネクスト(株)	東京都港区	百万円 1,771	インターネット トサービス	28.1 (28.1)		(注)17、 (注)19
スタイライフ(株)	東京都港区	百万円 1,494	インターネット トサービス	32.5		(注)2、 (注)19
Daily Grommet Inc.	米国	米ドル 747	インターネット トサービス	29.1 (29.1)		(注)2、 (注)18

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報の名称を記載しております。
 2 当連結会計年度に新たに関係会社となったものであります。
 3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
 4 議決権の所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
 5 LinkShare Corporation, FreeCause, Inc.及びBuy.com Inc.は、Rakuten USA, Inc.の子会社であります。また、LinkShare International, LLC及びMedia Forum, Inc.はLinkShare Corporationの、LinkShare Ltd., LinkShare Hong Kong Ltd.及びLINKSHARE AUSTRALIA PTY LIMITEDはLinkShare International, LLCの、BuyServices Inc.はBuy.com Inc.の、それぞれ子会社であります。
 6 TARAD Dot Com Co., Ltd.は、Rakuten(Thailand)Co., Ltd.の子会社であります。
 7 PRICEMINISTER S.A.S.、Rakuten Deutschland GmbH及びWuaki TV, S.L.は、Rakuten Europe S.a.r.l.の子会社であります。また、Voyager moins Cher S.A.S.及びTMG MEDIA GROUP S.A.S.はPRICEMINISTER S.A.S.の子会社であります。
 8 マーケット・システムズ(株)は、ドットコモディティ(株)の子会社であります。
 9 PT.Rakuten-MNCは、PT RAKUTEN INDONESIAの子会社であります。
 10 RAKUTEN BRASIL INTERNET SERVICE LTDA.は、Rakuten Brazil Holdings LTDA.の子会社であります。
 11 (株)チケットスターは、(株)楽天野球団の子会社であります。
 12 Play European Holdings Limited及びVanilla Limitedは、Play Holdings Limitedの子会社であります。また、Play Trade S.a.r.l.、Play Media S.a.r.l.、Webworks Development Limited、Play Limited、Boa Limited、The Web Factory Limited、Play Direct Limited及びPlay Payments LimitedはPlay European Holdings Limitedの子会社であります。

- 13 韓国楽天トラベル(株)、楽天バスサービス(株)、Rakuten Travel Guam Inc.、Rakuten Travel USA, Inc.、チャイナ・オンライン・トラベル(株)及びRakuten Travel Singapore Pte. Ltd.は、楽天トラベル(株)の子会社であります。また、ET MOBILE (CHINA) CO., LTDは、チャイナ・オンライン・トラベル(株)の子会社であります。
- 14 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.は、楽天銀行(株)の子会社であります。
- 15 梶山倉庫(株)及び楽天カードサービス(株)は、楽天カード(株)の子会社であります。
- 16 Kobo Europe S.A.、KOBO (US) INC.、Kobo Software Ireland Limited、KOBO LIVROS DO BRASIL LTDA.及びAquafadas S.A.S.は、Kobo Inc.の子会社であります。また、Aquafadas Inc.及びAVE! Comics Production SASUIは、Aquafadas S.A.S.の子会社であります。
- 17 ソースネクスト(株)は、R Sエンパワメント(株)の持分法適用関連会社であります。
- 18 Daily Grommet Inc. は、Rakuten USA, Inc.の持分法適用関連会社であります。
- 19 有価証券報告書及び有価証券届出書提出会社であります。
- 20 連結子会社 台湾楽天市場股分有限公司の社名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用しております。
- 21 特定子会社であります。
- 22 楽天カード(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(単位：百万円)

	楽天カード(株)
売上高	87,182
経常利益	13,118
当期純利益	10,053
純資産額	39,314
総資産額	404,765

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットサービス	4,968
インターネット金融	1,661
その他	527
全社(共通)	2,155
合計	9,311

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。
 2 全社(共通)は主に開発部門及び管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成24年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,498	32.2	3.7	6,323,800

セグメントの名称	従業員数(名)
インターネットサービス	1,382
インターネット金融	-
その他	-
全社(共通)	2,116
合計	3,498

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 全社(共通)は主に開発部門及び管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、欧州債務問題の長期化、新興国地域の成長率の鈍化等を受け、先行きに対して不確実性が高まりました。日本経済は、個人消費は概ね底堅さを維持しましたが、海外経済悪化等を背景に、年央以降は弱含んで推移しました。内外経済は、足元で回復の兆しが見えるものの、その動向については、依然として注視すべき局面が継続しております。

こうした中、情報通信白書（ 1 ）によると、インターネットの普及、社会基盤化が各国において進展しており、インターネットは、引き続き世界経済の成長を牽引する原動力であると考えられております。インターネットショッピング市場は、スマートフォン及びタブレット端末の急速な普及と、これらに伴う消費者のライフスタイルの変化と相俟って、拡大基調が継続するものと考えられます。

当社グループにおいては、このような環境下、成長戦略を一層強力に推進するべく、B to B to Cマーケットプレイス型の『楽天市場』ビジネスモデルを世界各国において積極的に展開すると共に、スマートフォン及びタブレット端末向けのサービスも強化しております。また、物流拠点の整備等により、配送品質の向上にも注力しております。インターネット金融事業については、インターネットサービス事業とのシナジーが顕著である『楽天カード』を中心に、事業を積極的に推進しております。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、堅調に増加し、443,474百万円（前連結会計年度比16.7%増）、営業利益は72,259百万円（前連結会計年度比2.1%増）、経常利益は71,514百万円（前連結会計年度比4.8%増）となり、いずれも過去最高の業績となりました。他方、海外での事業再編損、のれんの減損を含む特別損失28,571百万円を計上しました。これは主に、Play.com（イギリス）において、現地の規制変更を背景とした組織再編を実施することにより事業再編損を計上したこと、Buy.com（アメリカ）において、中期的な競争力向上のためビジネスモデルの転換を優先した結果、利益計画が当初の予定を下回ったことによりのれん等の減損を計上したことによるものです。これらの結果、当期純利益は、19,413百万円（前連結会計年度は2,287百万円の損失）となりました。

各セグメントにおける業績は次のとおりです。

（インターネットサービス）

当連結会計年度のインターネットサービスセグメントは、主力サービスの『楽天市場』において、品揃えの拡充、スマートフォン及びタブレット端末向けのサービスの強化、翌日配送サービスの向上、大型セールイベント『楽天スーパーSALE』の実施等に努めました。これらの施策が功を奏すると共に、日常消費におけるEC（電子商取引）の利用が広がる中、ユニーク購入者数及び注文件数は堅調に推移し、国内EC流通総額は前連結会計年度比15.3%増となり、引き続き高い成長を維持しております。トラベルサービスにおいては、予約流通総額が前連結会計年度比12.9%増となりました。ダイナミックパッケージの販売が好調だったほか、法人向け宿泊予約の一括精算サービスの拡充等、収益源の多様化にも注力しております。

海外事業については、特別損失を計上したものの、マーケットプレイス型サービスに重点を置くと共に、ポイントプログラム等の日本で成功している各種戦略を積極的に実施しており、楽天のビジネスモデルの国外への展開が進展しております。なお、第1四半期連結会計期間において、高い売上高成長率が継続している電子書籍事業を世界各国において展開するKobo Inc.（カナダ）を連結子会社化しました。

これらの結果、インターネットサービスセグメントにおける売上高は285,814百万円（前連結会計年度比25.0%増）となりましたが、海外事業を中心に先行投資を継続していることから、セグメント利益は58,639百万円（前連結会計年度比10.6%減）となりました。

（インターネット金融）

当連結会計年度のインターネット金融セグメントは、クレジットカード関連サービスにおいては、カード会員の増加に伴いショッピング取扱高が前連結会計年度比36.0%増となり、リボ残高も順調に積み上がったことで手数料収入等が増加し、利益成長が顕著となりました。銀行サービスにおいては、楽天会員に対する効果的なマーケティング活動が奏功し、ローン残高が堅調に増加したことにより貸出金利息収益が増加しました。証券サービスにおいては、第4四半期連結会計期間以降の国内市場の活性化により足元の国内株売買代金は大幅に増加しております。なお、金融サービスの更なる充実を目指し、第4四半期連結会計期間より、アイリオ生命保険(株)（ 2 ）を連結子会社化しております。

これらの結果、インターネット金融セグメントにおける売上高は156,430百万円（前連結会計年度比10.8%増）となりました。セグメント利益は23,714百万円（前連結会計年度セグメント利益は12,970百万円）となり、前年同様にカード事業再構築に先立ち利息返還損失引当金繰入額4,264百万円を計上していたことから、前連結会計年度比の利益成長率は82.8%となりました。

(その他)

当連結会計年度のその他セグメントは、通信サービスにおいては、中継電話事業から今後成長が見込めるクラウド等の新規事業にビジネスモデルをシフトしていることにより売上高は減少しておりますが、営業利益は堅調に推移しております。プロスポーツ関連においては、広告及びチケット収入が前連結会計年度比で増加し、売上高が増加しました。

これらの結果、その他セグメントにおける売上高は33,269百万円（前連結会計年度比2.6%減）、セグメント利益は1,585百万円（前連結会計年度比38.8%増）となりました。

1 出典：平成24年 情報通信に関する現状報告（総務省）

2 アイリオ生命保険(株)は、関係当局の認可を前提として、平成25年4月1日付で楽天生命保険(株)に商号を変更する予定です。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な変動要因は次のとおりであります。当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ110,904百万円増加し、260,656百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況及び主な要因は次のとおりです。

(営業キャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは19,508百万円の資金流入（前連結会計年度は27,585百万円の資金流入）となりました。これは主に、割賦売掛金の増加による資金流出額が98,167百万円（前連結会計年度は13,538百万円の資金流入）、内部取引調整後の資産流動化受益債権の増加により資金流出額が65,536百万円（前連結会計年度は88,644百万円の資金流出）となる一方で、税金等調整前当期純利益による資金流入額が46,698百万円（前連結会計年度は15,017百万円の資金流出）、銀行業における預金の増加による資金流入額が66,582百万円（前連結会計年度は28,228百万円の資金流入）、未払金及び未払費用の増加による資金流入額が10,383百万円（前連結会計年度は21,769百万円の資金流入）、非資金項目である減価償却費を21,140百万円（前連結会計年度は16,933百万円）、減損損失を18,661百万円（前連結会計年度は645百万円）、事業再編損失を4,249百万円（前連結会計年度は77,122百万円）計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、136,548百万円の資金流入（前連結会計年度は56,351百万円の資金流入）となりました。これは主に、銀行業における有価証券の取得による資金流出額が254,060百万円（前連結会計年度は390,827百万円の資金流出）、Kobo Inc.を買収し、連結子会社化したこと等により、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による資金流出額が37,068百万円（前連結会計年度は7,483百万円の資金流出）、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による資金流出額が19,002百万円（前連結会計年度は15,162百万円の資金流出）となる一方で、銀行業における有価証券の売却及び償還による資金流入額が461,375百万円（前連結会計年度は455,813百万円の資金流入）となったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、47,099百万円の資金流出（前連結会計年度は34,648百万円の資金流出）となりました。これは主に、コマーシャル・ペーパーの増加による資金流入額が14,000百万円（前連結会計年度は30,200百万円の資金流出）、長期借入れによる資金流入額が28,210百万円（前連結会計年度は173,350百万円の資金流入）となる一方で、長期借入金の返済による資金流出額が86,268百万円（前連結会計年度は143,537百万円の資金流出）となったことによるものです。

当連結会計年度より、会計方針の変更を行っており、遡及適用後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を主たる事業としており、生産に該当する事項が無い
ため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
インターネットサービス	285,814	25.0
インターネット金融	156,430	10.8
その他	33,269	2.6
調整額	32,040	-
合計	443,474	16.7

(注) 1 調整額は、主にグループ間取引の消去額であります。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後も大きな発展が見込まれるインターネット業界において、事業環境の変化に対応し、長期にわたり持続的に成長可能な仕組みを構築することが当社グループの対処すべき課題です。

(1) グローバル化の推進

国内外において、ビジネスモデル「楽天経済圏」を展開し、インターネット産業の発展と経済成長への貢献を目指します。

当社グループの企業理念、価値観及び行動規範を定める「楽天主義」について、国内外の役職員に対し一層の浸透を図り、経営のスピードと品質を高めてまいります。また、事業のグローバル化に伴う地域統括会社の機能の拡充、リスク管理体制及び経営管理体制の強化、人材育成等を通じ、コーポレート・ガバナンス及び持続的な株主価値の向上に努めます。

(2) インターネットサービスの更なる向上

EC及び旅行予約をはじめとしたインターネットサービスにおいて、スマートフォン及びタブレット端末向け等の新しいサービスの拡大に取り組むと共に、品揃えの拡充や配送品質向上等を通じて、ユーザー満足度の更なる向上をお取引先企業と共に目指します。また、EC等のこれまでの取組に加え、デジタルコンテンツ等の新たなサービスを融合させ、革新的なインターネットサービスを世界中のユーザーに提供することを目指します。

(3) 金融サービスの一層の成長

クレジットカード、ネットバンキング、電子マネー等の金融サービスの提供を通じ、楽天会員が複数のサービスについてワンストップで利用可能な「楽天経済圏」のビジネスモデルをより強固なものとすると共に、グループ内シナジー等を通じた同サービスの一層の成長を目指します。

(4) 技術開発の推進

クラウド・コンピューティング及びビッグ・データ等のインターネット関連技術の研究開発に力を注ぎます。また、海外拠点も含めた開発体制の強化に努め、世界でもユニークな技術を有する会社になることを目指します。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及び投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社の有価証券に関する投資判断は本項以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の事項のうち将来に関する事項は、別段の記載のない限り提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

1 事業環境に関するリスク

(1) インターネット業界の成長性について

当社グループは、主にインターネット業界において、国内外で多様なサービスを提供しております。

世界のインターネット利用者数の増加、EC（電子商取引）市場の拡大等を背景として、当社グループサイト内の流通総額、利用者数等は今後も拡大傾向にあるものと認識しておりますが、インターネットの利用を制約するような法規制、個人情報管理の安全性を中心とした情報セキュリティに対する問題意識の拡がり等の外部要因、景気動向、過度な競争等により、インターネット業界全体及び電子商取引市場の成長が鈍化し、それに伴い当社グループサイト内での流通総額等が順調に拡大しない場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、インターネット広告等に係る売上高が一定の比率を占めておりますが、広告市場は特に景気動向の影響を受けやすいものと考えられることから、景気が後退した場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合について

インターネットの利用者数の増加に後押しされ、多くの企業がインターネット関連事業に参入し、商品カテゴリーやサービス形態も多岐に亘っております。また、当社グループの運営するインターネット関連事業以外の事業についても多数の事業者が参入しており、激しい競合状況にあります。

当社グループは、今後においても顧客ニーズへの対応を図り、事業拡大に結び付けていく方針であります。これらの取組が予測通りの成果をあげられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現その他の競合等の結果、当社グループの売上高が低下する可能性があるほか、価格競争や広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、かかる場合には当社グループの事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業界における技術変化等について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、特に技術分野における進歩及び変化が著しく、新しい商品及びサービスが頻繁に導入されており、当社グループの事業においてもこれらの変化等に対応していく必要があります。しかしながら、何らかの要因により、当社グループにおいて当該変化等への対応が遅れた場合、サービスの陳腐化、競争力低下等が生じる可能性があります。また、対応可能な場合であったとしても、既存システム等の改良、新たな開発等による費用の増加等が発生する可能性があり、これらの動向及び対応によっては当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループ事業運営の障害となりうる技術が開発される可能性もあり、このような技術が広く一般に普及した場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2 国際事業展開に関するリスク

当社グループは、収益機会の拡大に向けてグローバル展開を主要な経営戦略の一つとして掲げ、欧州、米州、アジア等の多くの地域でインターネットサービスを展開しております。今後とも、在外事業拠点及び研究開発拠点を拡大していくとともに、各国事業間の連携強化等に取り組みながら、国際事業の充実を図っていく予定であります。また、国内外のユーザーが国境を越えて日本又は海外の商品を購入するためのクロスボーダーサービス等も順次拡大していく予定であります。

他方、グローバルに事業を行っていく上では、言語、地理的要因、法制・税制度を含む各種規制、経済的・政治的不安、商慣習の違い等の様々な潜在的リスク及び特定の国や地域又はグローバルにおいて競争力を有する競合他社との競争が熾烈化するリスクが存在します。更には、外国政府により関係する諸規制が突然変更されるリスクも存在します。当社グループが、これらのリスクに対処できない場合、当社グループの国際事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、事業の国際展開においては、現地における法人設立及び事業の立上げ、人材の採用、システム開発経費のほか、戦略的にビジネスモデルを変更する場合等においては、追加的な支出が見込まれることから、これらの追加費用が一時的に当社グループの収益を圧迫する可能性があります。また、新たな拠点において安定的な収益を生み出すためには、一定の期間が必要なことも予想されます。従って、係る投下資本の回収に一定の期間を要する場合には、当社グループにおける経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 事業の拡大・展開に関するリスク

(1) 『楽天』ブランドの推進等について

当社グループは、流通総額の更なる拡大を目的として、各サービスブランドの『楽天』ブランドへの変更や、会員データベースの一元化、ポイントプログラムの共通化を媒介とした会員IDの統合等を推進しております。ブランド名称や会員IDの変更に際しては既存会員のロイヤリティの低下や会員組織からの離脱を招く可能性もあり、これらの施策が期待通りの効果を得られない場合、当社グループサイト内の流通総額及び当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 買収(M & A)等について

当社グループは、新規事業又は国外市場への進出、新規ユーザーの獲得、既存事業の拡充及び関連技術の獲得等を目的として、国内外を問わず積極的な買収(M & A)や合併事業の展開を行っており、これらを経営の重要課題として位置付けております。

買収を行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について詳細なデューデリジェンスを行うことによって、極力諸リスクを回避するように努めておりますが、案件の性質上時間的な制約等から十分なデューデリジェンスが実施できない場合もあり、買収後に偶発債務の発生や未認識債務が判明する可能性も否定できません。新規事業の展開に当たってはその性質上、当該新規事業による当社グループの事業及び経営成績への影響を確実に予測することは困難であり、事業環境の変化等により計画通りに事業が展開できず、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性及び投下資本を回収できない可能性があります。

被買収企業の情報システムや内部統制システム等との融合、被買収企業の役職員や顧客の承継等が計画通りに進まない可能性や、今後の投融資額が現在の事業規模と比較して多額となる可能性もあることから、財政状態等に関して当社グループ全般にわたるリスクが拡大する可能性があります。

また、合併事業や業務提携の展開においても、パートナーとなる事業者について、経営成績や財政状態等について詳細な調査を行うとともに、将来の事業契約やシナジー効果について事前に十分に議論することによって、極力リスクを回避するように努めておりますが、事業開始後において経営方針に相違が生じ、期待通りのシナジー効果が得られないといった可能性も否定できません。そのような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性及び投下資本を回収できない可能性があります。

(3) 事業領域の拡大について

当社グループは、技術やビジネスモデルの移り変わりが早いインターネットを軸とした多岐に渡る産業を事業領域としております。新しいサービスを創出し、また時代の流れに即したビジネスモデルを構築する目的で、新規の事業領域に参入を行っております。従来行っていなかった新規事業を開始するに当たっては、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でも、当社グループのリスク要因となる可能性があります。

新規に参入した事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることができない可能性があります。また、事業の停止、撤退等においては、当該事業用資産の処分や償却を行うことにより損失が生じる可能性があります。係る場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) のれんについて

当社グループは、のれんについては、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。LinkShare Corporation、楽天銀行(株)及びKobo Inc.等の買収等案件については、当社グループ事業との関連性が高く、長期的な視野に立った企業価値評価に基づき買収を実施しております。従って、係る事業ののれんの償却については、合理的な見積りに基づき企業結合に係る会計基準に定める最長期間である20年で定額償却することとし、当該償却費用については販売費及び一般管理費に計上しております。なお、平成24年連結会計年度においては、のれんの償却費が前連結会計年度比で151百万円増加しました。また、平成24年12月期末の連結貸借対照表におけるのれんの残高は131,058百万円であります。

当社グループの平成25年12月期第1四半期連結会計期間から、連結財務諸表について国際財務報告基準(IFRS)を適用しますが、IFRSにおいては、日本基準と異なり、のれんの定額償却は不要となります。他方、のれんの対象会社における経営成績悪化等により減損の兆候が生じており、その効果である回収可能額がのれんの帳簿価額を下回る場合には、のれんの減損処理を行う必要が生じる可能性があり、係る場合当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

4 各事業に関するリスク

(1) マーケットプレイス型の事業について

『楽天市場』、『楽天オークション』等のようなマーケットプレイス型のサービスや、『楽天トラベル』のような宿泊予約サービス等においては、取引の場を提供することをその基本的性格としており、マーケットの健全性確保のため偽造品その他の権利侵害品の排除に努めていますが、当社グループは売買契約等の当事者とはならず、規約においても、販売者又は役務提供者と購入者又は役務の提供者を受ける者との間で生じたトラブルについて、当社グループは責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めています。しかし、マーケットプレイス型の事業において、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等を侵害する行為、詐欺その他の法令違反行為等が行われた場合に、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループも取引の場を提供する者として責任を問われ、更には、当社グループのブランドイメージが毀損される可能性があります。また、マーケットプレイス型の事業においては、参加する販売者・役務提供者が、他のマーケットプレイス、自社サイト等に容易に移行できるため、利便性、信頼性の高いシステムを継続的に提供しなければ、販売者・役務提供者が減少し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 直販型の事業について

当社グループが一般消費者に対して商品・役務を直接提供する『楽天ブックス』、『kobo』等の事業においては、当社グループは売買契約等の当事者となり、商品・役務の品質、内容に責任を負います。商品の販売、役務の提供に際しては、関係法令を遵守し、品質管理に万全を期していますが、欠陥のある商品を販売し、又は欠陥のあるサービスを提供した場合、監督官庁による処分を受ける可能性があるとともに、商品回収や損害賠償責任等の費用の発生、信用低下による売上高の減少等により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、商品については、予測された需要に従って、購入及び在庫水準の管理等を行っておりますが、想定した需要が得られない場合や、技術革新や他社商品との競争の結果、商品価格が大きく下落する場合は、棚卸資産として計上されている商品の評価損処理等を行う可能性があります。

(3) 金融事業について

法的規制等について

楽天カード(株)、楽天銀行(株)、楽天証券(株)及びアイリオ生命保険(株)の金融系事業を営む子会社においては、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、「銀行法」、「利息制限法」、「貸金業法」、「割賦販売法」、「金融商品取引法」、「商品先物取引法」、「信託業法」、「保険業法」その他の法令、金融関連諸法規、監督官庁の指針、各証券取引所や業界団体等の自主規制機関による諸規則等の適用を受けております。これらの各子会社が事業を行うために必要な許認可につき、将来、何らかの事由により業務の停止、免許等の取消等があった場合、また、法令諸規則、監督官庁の政策、規制、監督指針が新設され、又はこれらにつき当該事業にとって不利益な変更が行われた場合には、当社グループの事業及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

楽天カード(株)は、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行により、消費者の年収情報及び信用情報機関を利用し貸金に関する信用供与額を年収の1/3以下に制限すること(いわゆる総量規制)が義務付けられ、新規貸付の制限等を行う必要があり、また、平成22年12月の改正割賦販売法の完全施行においても過剰与信禁止に関する措置等が義務付けられたため、それらの事項が経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、楽天カード(株)の平成19年12月31日以前の貸付契約のごく一部には、利息制限法上の上限利息を超過する利息の定めがあるため、何らかの要因により、楽天カード(株)の引当金算出の前提となる平均請求額等が増加する場合には、当該事業の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業環境について

楽天カード(株)においては、主に個人顧客を対象とし、また、運転資金の調達を金融機関の借入金と債権流動化等により賄っていることから、経済環境が悪化し、消費低迷による借入需要の減退又は失業率の上昇による自己破産もしくは多重債務者の増加等が生じた場合や、金融市場の情勢及び当社グループの信用状態が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、貸倒リスクを軽減するための与信管理システムの維持・運営や、債権回収のノウハウを持つ人材の確保に重大な問題が生じた場合、事業及び経営成績に支障が生じる可能性があります。

楽天銀行(株)においては、有価証券が当該事業の運用資産の相応の部分を含み、運用収益に重要な影響を及ぼしておりますが、運用資産としては、債券、証券化・流動化商品等の多様な金融商品での運用を行っております。金融商品の運用による収益は、金利、外国為替、市場変動、債務者の信用リスク等により大きく影響を受けることがあり、これらの運用により当該事業が損失を計上した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、貸出債権については、経済動向の悪化、会計基準の変化、保証会社の信用状況の変化、保証履行状況の変化により貸倒引当金及び保証料等与信関連費用が増加する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

楽天証券(株)においては、株式信用取引、外国為替証拠金取引、先物・オプション取引、海外先物取引、CFD取引等を行っており、委託手数料をその主要な収入源としているため、証券市場等の相場環境の影響を受けております。証券市場は、経済情勢、世界各国の市場動向、政治動向及び規制動向、並びに投資家心理等の影響を受け市場低迷が生じた場合や、株式相場の急激な変動、金利上昇等に伴う信用取引高の減少及び顧客への信用取引貸付金等の未回収等が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

アイリオ生命保険(株)においては、個人向け保障性生活保険を販売しており、保険契約者からの保険料収入を主な収入源としております。当該事業は、保険契約締結時の予測を超えた死亡率・入院率など保険事故発生率の増加、資産運用環境等の変化による資産運用収入の減少、新規契約の減少や解約契約の増加等による保有契約の著しい減少が生じた場合、また法令上求められる将来の保険金・給付金の支払いに備えた責任準備金とその前提となる状況の変化によって積立不足を生じ、引当額の増加が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性が

あります。

資金流動性について

楽天銀行(株)では、インターネット・バンキング事業を行っております。当該事業においては、普通預金の引出し、定期預金の解約、他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で行えるため、当該子会社及び当社グループのレピュテーションに影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があり、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

リスク管理の有効性について

近年、金融市場においては、米国大手金融機関の経営破たんに関連して『リーマン・ショック』、ギリシャをはじめとした各国の財政問題に関連して欧州経済危機などにおいて、市場の急激かつ大規模な変動や混乱がたびたび生じております。楽天銀行(株)、楽天証券(株)及びアイリオ生命(株)においては、リスク管理方針及び手続を整備し運用しておりますが、これら会社におけるリスク管理方針及び手続の一部は、金融市場において将来発生する種々のリスクを必ずしも正確に予測することができず、有効に機能しない可能性があり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 第三者との業務委託・提携等について

金融機関との委託・提携について

楽天銀行(株)は、独自のATM網を有していないため、ATMの利用に係る契約を締結している(株)セブン銀行、(株)ゆうちょ銀行及び(株)イオン銀行等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合、当社グループの事業や経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

旅行関連事業者との連携について

トラベル事業においては、航空会社、鉄道会社との連携、グローバル化の推進等、国内外の旅行関連事業者との連携により、総合的な旅行関連サービスの強化を図り、事業を展開していく方針であります。提携先との関係が悪化した場合や新たな提携先との協議が順調に進まない場合には、当該事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

電気通信事業者の相互接続協定について

フュージョン・コミュニケーションズ(株)は、電気通信役務の円滑な提供のために他の電気通信事業者の通信設備と自社の通信設備を相互接続するための相互接続協定を結んでおります。現状において、電気通信設備を有する者は他事業者に対して原則として接続義務を有しておりますが、電気通信事業法等の改正等により、接続義務の撤廃や緩和等の措置が取られ、自社の負担すべき使用料及び相互接続料等が増加する、又は当社にとって不利な形で条件変更がなされた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

商品、コンテンツ及び技術等の供給について

当社グループは、直販型事業における販売商品、運営するウェブサイトにおける検索エンジンやニュース等の一部のコンテンツ、サービスに利用する技術等について、外部の事業者から供給又はライセンスを受けております。今後、当該事業者との関係の悪化、倒産、需要の増大、経済環境の変化、契約変更その他の要因により、供給が中断された場合、有力コンテンツを円滑に導入できなかった場合、供給価格が高騰した場合、ライセンスが停止された場合等には、サービス提供に支障をきたす可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 コンプライアンスに関するリスク

(1) 法的規制等の適用の可能性について

当社グループが展開する各事業においては、「4(3) 法的規制等について」の各項目に記載の他、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「消費者契約法」、「下請代金支払遅延等防止法」、「古物営業法」、「旅行業法」、「電気通信事業法」、「職業安定法」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」、「資金決済に関する法律」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等による規制を受けております。こうした法令の制定や改正、監督官庁による許認可の取消又は処分、新たなガイドラインや自主的ルール策定又は改定等により、当社グループの事業が新たな制約を受け、又は既存の規制が強化された場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの提供するサービスの事業規模が大きい場合、販売者、役務提供者その他の取引先に対して健全な取引環境を維持するために当社グループが行う施策の実施、又はその根拠となる規約の内容等が、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に照らして問題とされる可能性があり、その場合には当社グループの事業が新たな制約を受け、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟等の可能性について

当社グループが事業展開を図る上で、販売者、購入者及び参加者その他の利用者による違法行為やトラブルに巻き込まれた場合、利用者による違法又は有害な情報の発信等により第三者の権利侵害があった場合、もしくはシステム障害等によって販売者、購入者及び参加者その他の利用者や消費者に損害を与えた場合等、当社グループに対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。電子書籍端末については、その製造について提携企業への委託を行っているものの、製造物の欠陥等に伴う、損害賠償等の製造物責任等が当社グループに発生する可能性があります。また、インターネットビジネス自体の歴史が浅く、新たに発生した又は今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。

一方、当社グループが第三者に何らかの権利を侵害され、又は損害を被った場合に、第三者の権利侵害から当社が保護されない可能性や、訴訟等による当社グループの権利保護のために多大な費用を要する可能性もあります。係る場合には、その訴訟等の内容又は請求額によっては、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

6 無形資産に関するリスク

(1) 当社グループのブランドについて

当社グループは、当社設立以来多額の経営資源を投入し、多様な事業展開、広告宣伝活動等を通じて『楽天』ブランドの確立を図っており、消費者等に対して一定の認知が得られているものと認識しておりますが、今後実施する施策等が想定通りの成果をあげられない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、事業展開におけるトラブル、役職員による不正等が発覚した場合、当社グループのブランドの信頼性を毀損し、結果として当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知的財産権等について

当社グループは、特許権、商標権、著作権、ドメインネームその他の知的財産権の取得、又は知的財産権のライセンスを受けることで、当社グループが使用する技術・コンテンツ等についての保護を、国内はもとより国際展開を進める各国においても図っておりますが、当社グループの知的財産権等が第三者の侵害から保護されない場合、又は知的財産権等の保護のために多額の費用が発生する場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する防御又は紛争の解決のための費用又は損失が発生する可能性があり、また、将来当社グループによる特定のコンテンツもしくはサービスの提供又は特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

7 マーケットに関するリスク

(1) 金利等変動リスク

当社グループは、連結子会社においてクレジットカード事業、証券事業及び生命保険事業を展開しており、当該事業資金等については、主として金融機関からの借入金、社債等により調達しております。平成24年12月期末における外部金融機関からの連結有利子負債（短期及び長期借入金、社債、コマーシャル・ペーパー、証券業における信用取引借入金及びリース債務の合計）残高は312,932百万円であります。また、同じく連結子会社が展開する銀行事業においては、預金調達を行い、当該資金を有価証券、貸出金等で運用しております。このため、金利市場等の動向が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 有価証券等の価格変動リスク

当社グループは、有価証券、金銭信託等の金融商品を多く保有しています。これらの有価証券等は、金融商品市場の動向による価格変動により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 為替変動リスク

当社グループの海外関係会社の業績、資産及び負債について現地通貨で発生したもの、また、当社グループが行う外貨建投資及び外貨建取引について外貨建で実行したものは、円換算した上で連結財務諸表を作成しております。当社グループはこれらのリスクをヘッジすることを目指しておりますが、完全に当該リスクを回避することは難しく、外国為替相場の変動が当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

8 資金調達に関するリスク

当社グループの締結しているローン契約、コミットメントライン契約等借入に係る契約には財務制限条項が規定されている場合もあり、当社グループの経営成績、財政状態又は信用力が悪化した場合には、これらの条項に基づき既存借入金の一括返済を求められ、又は金利及び手数料率の引上げや新たな担保権の設定を迫られる可能性があります。また、今後の資金調達については、金融市場が不安定な場合、当社グループの信用力が悪化した場合等においては、当社グループにとって好ましい条件で実行できる保証はなく、当社グループの事業展開の制約要因となる可能性があります。

9 繰延税金資産に関するリスク

当社及び一部の連結子会社においては、現時点における日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき、将来における税金負担額の軽減効果を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、事業の見通しに基づく将来の課税所得に関する見積りを含めた様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果に係る予測・仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の見積りに基づいて、当社及び当該子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合や税制及び会計基準の変更が行われた場合、当該繰延税金資産は減額され、その結果、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの平成25年12月期第1四半期連結会計期間から、連結財務諸表について国際財務報告基準（IFRS）を適用しますが、IFRSにおいても、同様のリスクが存在します。

10 財務報告に関するリスク

当社グループは、「金融商品取引法」が定める内部統制報告制度に従い、財務報告に係る内部統制を強化しております。しかしながら、当社の内部統制に重要な欠陥が発見された場合、当社グループの社会的信用が低下し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

11 人事労務に関するリスク

(1) 代表者への依存について

当社グループの事業の推進者は、代表取締役会長兼社長である三木谷浩史であります。同人は、当社設立以来の当社の最高経営責任者であるとともに当社の大株主であり、経営方針や戦略の決定をはじめ、営業、技術、財務の各方面の事

業推進において重要な役割を果たしております。このため、当社の役員の人事も含め当社グループの最終決定における三木谷浩史の影響力は大きいものと考えられ、その決定により当社グループの事業が左右される可能性があります。

当社グループでは、過度に同人に依存しない経営体制を構築すべく、地域統括会社（RHQ）の導入、常務執行役員・執行役員による担当制度をはじめとした組織体制の整備や、予算管理の高度化等の強靱な経営体制の構築を推進しておりますが、現時点で同人が離職又は業務執行が困難となるような事態が生じた場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の確保について

当社グループの事業においては、コンピュータシステムを構築及び維持する技術者のほか、各事業分野において専門性を有する人材が必要であり、今後とも業容拡大及び国際展開に応じて継続した人材の確保が必要であると考えております。現時点では人材獲得について重大な支障が生じる状況にはないものと認識しておりますが、今後、各事業分野及び地域における人材獲得競争の激化や市場ニーズの変化等により、優秀な人材の獲得が困難となる場合又は現在在職する人材の社外流出が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

12 情報セキュリティに関するリスク

当社グループは「個人情報の保護に関する法律」における個人情報取扱事業者として同法の適用を受けております。現在、『楽天市場』及び当社グループの主要なサービス利用に当たっては会員登録を求めており、住所、氏名、電話番号、クレジットカード番号等の利用者個人を特定できる情報を取得しております。これらの情報の管理について、当社グループは、プライバシー及び個人情報の保護に最大限の注意を払い、各サービスの事業内容に応じて法令並びに行政機関又は事業者団体等が定めるガイドラインを遵守し、適切な情報管理を行っております。平成19年4月には主要事業において情報セキュリティに関する国際規格である「ISO/IEC27001」の認証を取得し、本有価証券報告書提出日においてこれを継続しております。しかし、情報の外部流出や悪用等の可能性は皆無とは言えず、これを理由に法的紛争に巻き込まれる可能性又は当社グループの信用が低下する可能性があり、係る場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

13 通信ネットワークシステム及びシステムに関するリスク

当社グループの事業の多くは、コンピュータシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、インターネットへの接続、サーバの管理等のネットワークに関連する重要な業務の一部を外部委託しております。自然災害や事故、アクセス増加等の一時的な過負荷、外部委託先の通信ネットワークに発生した障害、又は当社グループ、出店者、購入者、参加者もしくはその他の利用者のハードウェアもしくはソフトウェアの欠陥等により、当社グループあるいはプロバイダのサーバが作動不能に陥り、正常な売買等に支障が生じ又はシステムが停止する可能性があります。

また、コンピュータウイルス、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入等の犯罪又は役職員の過誤等により、当社グループもしくは出店者のウェブサイトの書換え、作動不能、当社サービスの不正な利用、重要なデータの消去又は不正入手等が発生する可能性もあります。

サーバの作動不能や欠陥に起因する取引の停止等については、収益機会の喪失、当社グループのシステム自体への信頼性低下又は損害賠償請求等が生じる可能性のほか、監督官庁からの行政処分等を受ける場合があります。また、当社サービスの不正利用については、適切な求償先を定めることができない場合、当社グループの損害となります。係る場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

14 災害紛争事故に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大、国際紛争等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な事業拠点である日本の首都圏、米国東海岸及び西海岸などにおいて大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、係る場合当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

15 事務リスク

当社グループは、業務の遂行において各種情報システムの活用や担当者以外の第三者が業務内容を二重に確認する再鑑制度の実施等、業務の正確性、効率性を高めるための様々な施策を実施しております。しかしながら一部においては専用の情報システムが導入されておらず人的な対応に委ねられている業務もあり、役職員の誤認識、誤操作等により事務手続きのミスが発生する可能性があります。業務の性質によっては、事務手続きのミスが安定的なサービスの供給の妨げ、経済的な損失、機密情報又は個人情報の流出等に繋がる可能性があり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、社内規範や事務手続きの標準化及び文書化に取り組んでおりますが、当社グループの急速な事業拡大に伴う組織の改編、社員の増加等により、業務遂行に必要な知識の共有、継承が不十分になる可能性があり、その結果生じ得る事務手続きのミスの増加や生産性の低下が、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

16 風評リスク

当社グループを対象に、当社グループに関する様々な内容の報道や情報の流布が行われることがあります。これら報道や情報の流布については、必ずしも正確な情報に基づいていないものや、憶測に基づいたものも含まれておりますが、それらの内容が正確かどうかや当社グループに該当するかどうかに関係なく、当社サービスの利用者や投資者等の認識・行動に影響を及ぼすと考えられます。報道や情報の流布の内容、規模等によっては、当社グループの事業及び株価等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成24年9月20日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるアイリオ生命保険(株)の株式を同社の既存株主から追加取得し、同社を子会社とすることを決議しました。また、当社は、同日、アイリオ生命保険(株)の各既存株主との間で株式譲渡契約を締結しました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

当社の研究開発活動は、当社及び当社グループの開発業務への貢献を目的とし、個々の事業とは別に研究を行っております。日本の拠点に加え、平成22年6月には米国ニューヨーク市に研究拠点を設け研究体制の拡大を図っております。研究のテーマは、今後のインターネットの拡大の方向性についてのビジョンより言語処理・データ解析、マルチメディア・ユーザーインターフェイス、大規模・分散の3つの研究領域を設定しており、その具体的な内容は下記のとおりです。なお、当社グループの研究開発は、インターネット関連の基礎技術に関するものであり、特定のセグメントに区分することが困難なため、セグメント別には記載しておりません。当連結会計年度の研究開発に要した費用の総額は614百万円であります。

言語処理・データ解析

言語処理・データ解析領域では、当社グループが所有する豊富にあるテキストデータを高度に解析する技術や、多量データの計算を高速化する技術を開発することで、各事業に横展開可能な多様なレコメンデーションの開発につなげております。

マルチメディア・ユーザーインターフェイス

ウェブ上で増加し続ける動画や静止画、音楽のマルチメディアコンテンツを解析・検索することによって、リッチなコンテンツ体験として提示するためのユーザーインターフェイスを開発し、当社及び当社グループのユーザーインターフェイスレベルを全体的に向上させております。

大規模・分散

当社及び当社グループのシステムの拡大に従って、大量に増え続けるログや顧客・商品データを圧倒的効率性で解析するための、並列・分散等のインフラ処理基盤を開発し、競争力を生み出しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は2,108,409百万円（前連結会計年度末は1,915,892百万円）となり、前連結会計年度末に比べ192,516百万円増加いたしました。これは主に、国債の売却等により銀行業における有価証券が109,114百万円減少、流動化スキームの変更に伴い資産流動化受益債権が65,884百万円減少する一方で、銀行業において日銀預け金が増加したこと等に伴い現金及び預金が178,606百万円増加、カードショッピング利用の増加及び流動化スキームの変更に伴い割賦売掛金が139,111百万円増加、Kobo Inc.を買収したこと等に伴い無形固定資産が41,457百万円増加、アイリオ生命保険(株)を買収したことに伴い保険業における有価証券が13,777百万円増加したことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は1,845,957百万円（前連結会計年度末は1,684,866百万円）となり、前連結会計年度末に比べ161,091百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が64,683百万円減少する一方で、楽天銀行(株)の口座数が増加したこと等に伴い銀行業における預金が66,578百万円増加、証券業における預り金が38,033百万円増加、支払手形及び買掛金が20,763百万円増加、短期借入金が14,694百万円増加、コマーシャル・ペーパーが14,000百万円増加、アイリオ生命保険(株)を買収したことに伴い保険契約準備金が20,413百万円増加したことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は262,451百万円（前連結会計年度末は231,025百万円）となり、前連結会計年度末に比べ31,425百万円増加いたしました。これは主に、当連結会計年度における当期純利益が19,413百万円となったこと等により株主資本が16,722百万円増加し、また、その他有価証券評価差額金が3,897百万円増加、為替換算調整勘定が9,669百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当期の設備投資額は、26,124百万円であり、主としてソフトウェアの開発・取得等によるものであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	工具、器具 及び 備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都品川区)	インターネット サービス	全業務に 関わる設備	660	208	13,106	1,029	15,005	2,469

(注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数であります。

(2) 国内子会社

平成24年12月31日現在

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	工具、器具 及び 備品	ソフト ウェア	合計	
楽天銀行(株)	東京都 千代田区	インター ネット金融	サーバ設備	7	173	5,656	5,837	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,941,800,000
計	3,941,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,320,626,600	1,320,950,100	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株でありま す。
計	1,320,626,600	1,320,950,100	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議（平成15年3月27日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	1,507個	166個	1,287個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,199個	123個	1,199個	123個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,507,000株 (注)1	166,000株 (注)1	1,287,000株 (注)1	150,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 193円 (注)1	1株当たり 275円 (注)1	1株当たり 193円 (注)1	1株当たり 275円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成19年3月28日から 平成25年3月26日まで		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 193円 資本組入額 97円 (注)1	発行価格 275円 資本組入額 138円 (注)1	発行価格 193円 資本組入額 97円 (注)1	発行価格 275円 資本組入額 138円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。		同左	
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		(注)3	

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示している。

- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
 - 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成16年3月30日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	3,529個	3,529個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	1,551個	1,575個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,529,000株(注)1	3,529,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 755円 (注)1	1株当たり 755円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成20年3月31日から 平成26年3月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 755円 資本組入額 378円 (注)1	発行価格 755円 資本組入額 378円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示している。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

- 1) 目的たる株式の種類
 当社普通株式と同種の承継会社株式

- 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
- 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成17年3月30日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	54,410個	2,000個	54,410個	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	18,695個	個	20,170個	個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	5,441,000株 (注)1	200,000株 (注)1	5,441,000株 (注)1	200,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 913円 (注)1	1株当たり 1,039円 (注)1	1株当たり 913円 (注)1	1株当たり 1,039円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成21年3月31日から 平成27年3月29日まで		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 913円 資本組入額 457円 (注)1	発行価格 1,039円 資本組入額 520円 (注)1	発行価格 913円 資本組入額 457円 (注)1	発行価格 1,039円 資本組入額 520円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。		同左	
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		(注)3	

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示している。

- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
 - 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成18年3月30日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	30,000個	9,005個	30,000個	8,455個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	10,216個	2,375個	10,454個	2,375個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	3,000,000株 (注)1	900,500株 (注)1	3,000,000株 (注)1	845,500株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1,010円 (注)1	1株当たり 559円 (注)1	1株当たり 1,010円 (注)1	1株当たり 559円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成22年3月31日から 平成28年3月29日まで		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,010円 資本組入額 505円 (注)1	発行価格 853円 資本組入額 427円 (注)1	発行価格 1,010円 資本組入額 505円 (注)1	発行価格 853円 資本組入額 427円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。		同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。		同左	
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		(注)3	

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示している。

- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
- 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
 - 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
 - 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成20年3月27日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	30,142個	29,817個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	6,440個	6,806個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,014,200株(注)1	2,981,700株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 563円 (注)1	1株当たり 563円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成24年3月28日から 平成30年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円 (注)1	発行価格 841円 資本組入額 421円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2 未消却分を含めた残数を開示している。

3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。

1) 目的たる株式の種類

当社普通株式と同種の承継会社株式

- 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
- 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成21年3月27日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)
新株予約権の数	11,989個	11,989個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	2,658個	2,809個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,198,900株(注)1	1,198,900株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 707円 (注)1	1株当たり 707円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成25年3月28日から 平成31年3月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,029円 資本組入額 515円 (注)1	発行価格 1,029円 資本組入額 515円 (注)1
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例と認めた場合はこの限りではない。その他の条件は、新株予約権は発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の相続及び質入その他一切の処分は認められないものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1 新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株予約権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2 未消却分を含めた残数を開示している。
- 3 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社（以下、「承継会社」という。）に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとする。
 - 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式

- 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
- 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

株主総会の特別決議（平成24年3月29日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	3,521個	1,098個	3,521個	1,098個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	183個	30個	227個	37個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	352,100株 (注)1	109,800株 (注)1	352,100株 (注)1	109,800株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注)1	1株当たり 1円 (注)1	1株当たり 1円 (注)1	1株当たり 1円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成28年3月30日から 平成34年3月28日まで		同左	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 815円 資本組入額 408円 (注)5	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注)5	発行価格 815円 資本組入額 408円 (注)5	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4		(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7		(注)7	
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8		(注)8	

(注)1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月30日から平成34年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株主総会の特別決議（平成24年3月29日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	5個	個	5個	14,780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	個	個	個	58個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	500株 (注)1	株	500株 (注)1	1,478,000株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注)1	1株当たり 円	1株当たり 1円 (注)1	1株当たり 1円 (注)1
新株予約権の行使期間	平成28年 3月30日から 平成34年 3月28日まで		同左	平成28年 3月30日から 平成34年 3月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注)5	発行価格 円 資本組入額 円	発行価格 770円 資本組入額 385円 (注)5	発行価格 836円 資本組入額 418円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4		(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7		(注)7	
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8		(注)8	

(注)1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という。）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下、同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

平成28年3月30日から平成34年3月28日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4 1)に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

株主総会の特別決議（平成24年3月29日）

	事業年度末現在 (平成24年12月31日)		提出日の前月末現在 (平成25年2月28日)	
新株予約権の数	11,051個	1,033個	11,051個	1,033個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	103個	個	103個	個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		同左	
新株予約権の目的となる株式の数	1,105,100株 (注)1	103,300株 (注)1	1,105,100株 (注)1	103,300株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円 (注)2	1株当たり 1円 (注)2	1株当たり 1円 (注)2	1株当たり 1円 (注)2
新株予約権の行使期間	A. 付与数の 3分の1 平成26年 4月20日から 平成34年 4月20日まで B. 付与数の 3分の1 平成27年 4月20日から 平成34年 4月20日まで C. 付与数の 3分の1 平成28年 4月20日から 平成34年 4月20日まで (注)3	A. 付与数の 3分の1 平成26年 11月21日から 平成34年 11月21日まで B. 付与数の 3分の1 平成27年 11月21日から 平成34年 11月21日まで C. 付与数の 3分の1 平成28年 11月21日から 平成34年 11月21日まで (注)3	同左	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	A. 発行価格 889円 資本組入額 445円 B. 発行価格 886円 資本組入額 443円 C. 発行価格 884円 資本組入額 442円 (注)5	A. 発行価格 647円 資本組入額 324円 B. 発行価格 645円 資本組入額 323円 C. 発行価格 642円 資本組入額 321円 (注)5	A. 発行価格 889円 資本組入額 445円 B. 発行価格 886円 資本組入額 443円 C. 発行価格 884円 資本組入額 442円 (注)5	A. 発行価格 647円 資本組入額 324円 B. 発行価格 645円 資本組入額 323円 C. 発行価格 642円 資本組入額 442円 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7	(注)7	(注)7	(注)7
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)8	(注)8	(注)8	(注)8

(注)1 新株予約権の目的たる株式（以下「発行株式」という）の種類及び数

当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ）または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数は調整されるものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後発行株式数} = \text{調整前発行株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で発行株式数を調整する。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む、以下同じ）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

発行日の2年後の応当日から発行日の10年後の応当日まで。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

4 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

- () 発行日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
- () 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- () 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2（但し、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の3分の2までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
- () 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、(i) 新株予約権の割当てを受けた者が主として委任関係または雇用関係を有する日本国外の当社の子会社または関連会社との委任または雇用関係終了（新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合を含む。）後30日以内に当該終了の時点で行使可能となっている新株予約権を行使する場合または(ii) 諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。また、(a) 新株予約権の割当てを受けた者が自らの意思により退任もしくは退職した場合、新株予約権の割当てを受けた者にKobo Inc.の設立準拠法上の帰責性がありKobo Inc.から解任もしくは解雇された場合、または新株予約権の割当てを受けた者の死亡、Kobo Inc.もしくはその設立準拠法の下での関連会社のための職務遂行継続を不能とする恒久的な障害、もしくは定年退職により新株予約権の割当てを受けた者とKobo Inc.との間の委任もしくは雇用関係が終了した場合には、割り当てられた新株予約権のうちその時点で行使可能となっていないものは以後一切行使できないものとし、(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、Kobo Inc.またはその設立準拠法の下での関連会社により委任または雇用契約の基本的条件の重大な不利益変更が一方的に課されたために自らの意思により退任または退職した場合には、新株予約権の割当てを受けた者は、1)の規定にかかわらず、当該退任または退職の日（以下「退職日」という。）を含み発行日から整数年後の応当日（以下「起算日」という。）を始期とする1年間のうちに起算日から退職日までの日数が占める割合を、当該1年間の経過時に の規定により新たに権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権についても権利を行使することができるものとし（但し、新株予約権の割当てを受けた者が発行日から2年後の応当日以前に退任または退職した場合、2年間のうちに発行日から退職日までの日数が占める割合を、発行日から2年後の応当日に新株予約権の割当てを受けた者が1)(ii)の規定により権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権について権利を行使することができるものとする。）（ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc.との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。）、(c) 新株予約権の割当てを受けた者にKobo Inc.の設立準拠法上の帰責性がなくKobo Inc.から解任もしくは解雇された場合は、1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は解任または解雇通知を受けた時点で有するすべての割り当てられた新株予約権を行使することができるものとする（ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc.との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。）。

3) 上記1)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は、Kobo Inc.の事業資産のすべてもしくは実質的にすべてが当社もしくはKobo Inc.の設立準拠法の下での関連会社以外の第三者に売却された場合、または合併その他の組織再編（Kobo Inc.とその設立準拠法の下での関連会社のみで行われる組織再編を除く。）により、当該組織再編の直前におけるKobo Inc.の普通株式の実質的保有者のすべてもしくは実質的にすべてが、Kobo Inc.の総株主の議決権（Kobo Inc.の新株予約権またはこれに類する権利の行

使により発行または移転される可能性のあるKobo Inc.の株式の議決権のすべてを含む。)の50%以上を直接的にまたは間接的に保有しなくなった場合には、その時点で有するすべての新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者はかかる事象が効力発生する直前に新株予約権を行使するものとする。

- 4) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 5) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた金額とする。
 - 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 6 新株予約権の取得事由及び条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社の株主総会において承認されたときは、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記4)2)の規定により新株予約権の全部または一部につき行使することができなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- 7 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
- 8 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割により当社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社、又は株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記1)に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記2)で定められる行使価額を調整して得られる1株当たりの再編後払込金額に上記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使することができる期間
前記3)に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記3)に定める行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
前記5)に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
前記6)に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)1	10,730	13,087,064	81	107,534	81	71,293
平成21年1月1日～ 平成21年12月31日 (注)1	9,916	13,096,980	70	107,605	70	71,364
平成22年1月1日～ 平成22年10月14日 (注)1	8,489	13,105,469	66	107,672	66	71,430
平成22年10月15日 (注)2	61,934	13,167,403	-	107,672	3,777	75,207
平成22年10月15日～ 平成22年12月31日 (注)1	14,294	13,181,697	106	107,779	106	75,315
平成23年1月1日～ 平成23年12月31日 (注)1	12,881	13,194,578	179	107,959	179	75,495
平成24年1月1日～ 平成24年6月30日 (注)1	6,082	13,200,660	154	108,113	154	75,649
平成24年7月1日 (注)3	1,306,865,340	1,320,066,000	-	108,113	-	75,649
平成24年7月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	560,600	1,320,626,600	141	108,255	141	75,791

- (注) 1 新株予約権、新株引受権及び新株引受権付社債の権利行使によります。
 2 楽天銀行(株)との株式交換実施に伴う新株発行による増加であります。
 3 平成24年7月1日をもって1株を100株に株式分割し、これに伴い発行済株式総数が1,306,865,340株増加しております。
 4 平成25年1月1日から平成25年2月28日までに新株予約権の行使により、発行済株式総数が323,500株、資本金が60百万円及び資本準備金が60百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	19	48	464	443	79	82,396	83,450	-
所有株式数(単元)	1,170	558,471	66,906	2,646,852	5,095,927	2,124	4,834,716	13,206,166	10,000
所有株式数の割合(%)	0.01	4.23	0.51	20.04	38.59	0.01	36.61	100.00	-

(注) 自己株式6,007,996株は、「個人その他」に60,079単元、「単元未満株式の状況」に96株含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社クリムゾングループ	東京都港区赤坂1丁目14-5 アークヒルズ・エグゼクティブタワーN211	226,419,000	17.14
三木谷 浩史	東京都港区	203,072,000	15.38
三木谷 晴子	東京都渋谷区	141,125,000	10.69
JP MORGAN CHASE BANK 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	63,428,463	4.80
マスタアンドパートナーズ株式会社	大阪府枚方市桜町9番1号	33,161,000	2.51
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS, CA 90210 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	30,171,300	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	25,926,963	1.96
CBNY-ORBIS FUNDS (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	LPG BUILDING 34 BERMUDIANA ROAD HAMILTON HM 11 BERMUDA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	23,878,903	1.81
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16-13)	21,006,741	1.59
JP MORGAN CHASE BANK 385164 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	19,991,600	1.52
計	-	788,180,970	59.68

(注) 1 株式会社クリムゾングループは、平成24年12月27日付で組織変更を行い、合同会社クリムゾングループとなっております。

2 キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー(Capital Research and Management Company) から平成24年11月7日付で提出された大量保有報告書により、平成24年10月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有 割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・ マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、 ロスアンゼルス、サウスホープ・ ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	66,627,700	5.05
計	-	66,627,700	5.05

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,007,900	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 79,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,314,529,700	13,145,297	-
単元未満株式	普通株式 10,000	-	-
発行済株式総数	1,320,626,600	-	-
総株主の議決権	-	13,145,297	-

(注)「単元未満株式」には自己株式96株を含めて記載しております。

【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 楽天株式会社	東京都品川区東品川 4丁目12番3号	6,007,900	-	6,007,900	0.45
(相互保有株式) テクマトリックス株式会社	東京都港区高輪 4丁目10番8号	79,000	-	79,000	0.01
計	-	6,086,900	-	6,086,900	0.46

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式により、当社取締役、監査役及び当社従業員に対して付与するものであり、内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年3月27日			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役	12名	当社子会社取締役	1名
	当社監査役	3名	当社子会社従業員	17名
	当社従業員	212名	当社関連会社取締役	2名
	当社子会社取締役	7名	当社関連会社従業員	12名
	当社子会社従業員	117名		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	528,300株(注)1		35,200株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	193円(注)1		275円(注)1	
新株予約権の行使期間	平成19年3月28日から平成25年3月26日まで			
新株予約権の行使の条件	(注)2			
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3			

(注) 1 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の終値(最終売買価格)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

決議年月日	平成16年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社監査役 3名 当社従業員 447名 当社子会社の取締役 3名 当社子会社の従業員 47名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	357,300株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	755円(注)1
新株予約権の行使期間	平成20年3月31日から平成26年3月29日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社普通株式の終値(最終売買価格)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
 当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
 新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
 新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
 本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
 本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

決議年月日	平成17年3月30日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名 当社監査役 3名 当社従業員 547名 当社子会社の取締役 3名 当社子会社の従業員 6名	当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
株式の数	5,441,000株(注)1	200,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	913円(注)1	1,039円(注)1
新株予約権の行使期間	平成21年3月31日から平成27年3月29日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2	
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	

(注)1 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値(最終売買価格)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

決議年月日	平成18年 3月30日			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役	13名	当社取締役	13名
	当社監査役	3名	当社監査役	3名
	当社従業員	765名	当社従業員	68名
	当社子会社の取締役	3名		
	当社子会社の従業員	22名		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式			
株式の数	3,000,000株(注)1		1,434,000株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	1,010円(注)1		559円(注)1	
新株予約権の行使期間	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで			
新株予約権の行使の条件	(注)2			
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2			
代用払込みに関する事項				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3			

(注) 1 払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の終値(最終売買価格)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値を下回る場合は、権利付与日の終値とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、権利付与日以降、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式を処分(新株予約権、平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使による場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
 当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
 新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
 - 3) 行使価格
 新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
 - 4) 行使期間
 本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
 - 5) 行使の条件
 本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式により、当社取締役、監査役及び当社従業員に対して付与するものであり、内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び従業員 2,035名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	3,305,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	563円(注)1
新株予約権の行使期間	平成24年3月28日から平成30年3月26日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権発行の日(以下「発行日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 ただし、その金額が発効日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。
 なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
 当社普通株式と同種の承継会社株式

- 2) 目的たる株式の数
新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り上げる。
- 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

決議年月日	平成21年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び従業員 2,379名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,198,900株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	707円(注)1
新株予約権の行使期間	平成25年3月28日から平成31年3月26日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権発行の日(以下「発行日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 ただし、その金額が発効日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値)を下回る場合は、発行日の終値とする。
 なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に基づく義務を、当該株式交換または株式移転により当社の完全親会社となる会社(以下、「承継会社」という。)に承継させるものとし、承継される新株予約権の内容の決定の方針は以下のとおりとします。
 - 1) 目的たる株式の種類
 当社普通株式と同種の承継会社株式
 - 2) 目的たる株式の数
 新株予約権の目的となる株式の数に、株式交換または株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる承継会社株式の数(以下、「割当比率」という。)を乗じて計算し、1円未満の端数はこれを切り上げる。

- 3) 行使価格
新株予約権の行使時の払込金額を割当比率で除した金額。ただし、1円未満の端数はこれを切り上げる。
- 4) 行使期間
本件新株予約権の行使期間とする。ただし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より当該行使期間の満了日までとする。
- 5) 行使の条件
本件新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- 6) 消却の事由及び条件
本件新株予約権の消却の事由及び条件に準じて決定する。
- 7) 譲渡制限
新株予約権の譲渡には承継会社の取締役会の承認を要するものとする。

決議年月日	平成22年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社、当社子会社、当社関係会社の取締役、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	6,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	平成26年3月31日から平成32年3月29日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
 ただし、その金額が発効日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。
 なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割} \cdot \text{併合の比率})$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。
 なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。
- 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

決議年月日	平成23年3月30日
付与対象者の区分及び人数	当社、当社子会社、当社関係会社の取締役、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	6,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	平成27年3月31日から平成33年3月29日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）が公表する当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発効日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権または平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限り。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 5) 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
- 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数に乗じて得られる額とする。
- 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

新株予約権(A)

決議年月日	平成24年3月29日		
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 2,529名	当社子会社の取締役、監査役及び従業員 714名	当社子会社の従業員 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
株式の数	352,100株(注)1	109,800株(注)1	500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1		
新株予約権の行使期間	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで		
新株予約権の行使の条件	(注)2		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		

(注)1 各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む、以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。

- 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

新株予約権 (A)

決議年月日	平成24年 3月29日		
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員及び当社子会社の取締役、監査役並びに従業員 4,632名	当社子会社の取締役 1名	当社の取締役、監査役並びに従業員及び当社子会社の取締役並びに従業員 77名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
株式の数	1,478,000株(注)1	276,100株(注)1	654,900株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1円(注)1		
新株予約権の行使期間	平成28年 3月30日から平成34年 3月28日まで		
新株予約権の行使の条件	(注)2		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		

(注) 1 各新株予約権の行使により発行(発行に代わる自己株式の移転を含む、以下同じ。)する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注1)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(再編対象会社が取締役会設置会社

- でない場合には取締役の過半数)の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

新株予約権 (B)

決議年月日	平成24年 3月29日	
付与対象者の区分及び人数	日本国外の当社子会社 取締役及び従業員 15名	日本国外の当社子会社 従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
株式の数	1,105,100株 (注) 1	103,300株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1円 (注) 1	1円 (注) 1
新株予約権の行使期間	A. 付与数の3分の1 平成26年 4月20日から 平成34年 4月20日まで B. 付与数の3分の1 平成27年 4月20日から 平成34年 4月20日まで C. 付与数の3分の1 平成28年 4月20日から 平成34年 4月20日まで	A. 付与数の3分の1 平成26年11月21日から 平成34年11月21日まで B. 付与数の3分の1 平成27年11月21日から 平成34年11月21日まで C. 付与数の3分の1 平成28年11月21日から 平成34年11月21日まで
新株予約権の行使の条件	(注) 2	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3	

(注) 1 各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的たる株式の数を乗じて得た額とし、行使価額は、1円とする。ただし、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

上記の場合のほか、発行日後に、当社が合併等を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- 2) 1) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 3) 新株予約権の割当てを受けた者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。
 - (i) 発行日からその2年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
 - (ii) 発行日の2年後の応当日から発行日の3年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の1について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - (iii) 発行日の3年後の応当日から発行日の4年後の応当日の前日までは、割り当てられた新株予約権の3分の2（但し、発行日の3年後の応当日までに新株予約権の一部を行使していた場合には、当該行使した新株予約権を合算して、割り当てられた新株予約権の3分の2までとする。）について権利行使することができる（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
 - (iv) 発行日の4年後の応当日から発行日の10年後の応当日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。
- 4) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、(i) 新株予約権の割当てを受けた者が主として委任関係または雇用関係を有する日本国外の当社の子会社または関連会社（以下「主関与会社」という。）との委任または雇用関係終了（新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合を含む。）後30日以内に当該終了の時点で行使可能となっている新株予約権を行使する場合または(ii) 諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。また、(a) 新株予約権の割当てを受けた者が自らの意思により退任もしくは退職した場合、新株予約権の割当てを受けた者に主関与会社の設立準拠法上の帰責性があり主関与会社から解任もしくは解雇された場合、または新株予約権の割当てを受けた者の死亡、主関与会社もしくはその設立準拠法の下での関連会社のための職務遂行継続を不能とする恒久的な障害、もしくは定年退職により新株予約権の割当てを受けた者と主関与会社との間の委任もしくは雇用関係が終了した場合には、割り当てられた新株予約権のうちその時点で行使可能となっていないものは以後一切行使できないものとし、(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、主関与会社またはその設立準拠法の下での関連会社により委任または雇用契約の基本的条件の重大な不利益変更が一方的に課されたために自らの意思により退任または退職した場合には、

- 新株予約権の割当てを受けた者は、3)の規定にかかわらず、当該退任または退職の日（以下「退職日」という。）を含み発行日から整数年後の応当日（以下「起算日」という。）を始期とする1年間のうちに起算日から退職日までの日数が占める割合を、当該1年間の経過時に3)の規定により新たに権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権についても権利を行使することができるものとし（ただし、新株予約権の割当てを受けた者が発行日から2年後の応当日以前に退任または退職した場合、2年間のうちに発行日から退職日までの日数が占める割合を、発行日から2年後の応当日に新株予約権の割当てを受けた者が3)(ii)の規定により権利行使可能となるはずであった新株予約権の数に乗じて得られる数の割り当てられた新株予約権について権利を行使することができるものとする。）（権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）（ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、主関与会社との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。）、(c) 新株予約権の割当てを受けた者に主関与会社の設立準拠法上の帰責性がなく主関与会社から解任もしくは解雇された場合は、3)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は解任または解雇通知を受けた時点で有するすべての割り当てられた新株予約権を行使することができるものとする（ただし、新株予約権の割当てを受けた者は、主関与会社との委任または雇用関係が終了した日から30日以内に新株予約権を行使するものとする。）。
- 5) 上記3)の規定にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は、主関与会社の事業資産のすべてもしくは実質的にすべてが当社もしくは主関与会社の設立準拠法の下での関連会社以外の第三者に売却された場合、または合併その他の組織再編（主関与会社とその設立準拠法の下での関連会社のみで行われる組織再編を除く。）により、当該組織再編の直前における主関与会社の普通株式の実質的保有者のすべてもしくは実質的にすべてが、主関与会社の総株主の議決権（主関与会社の新株予約権またはこれに類する権利の行使により発行または移転される可能性のある主関与会社の株式の議決権のすべてを含む。）の50%以上を直接的にまたは間接的に保有しなくなった場合には、その時点で有するすべての新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者はかかる事象が効力発生する直前に新株予約権を行使するものとする。
- 6) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
 本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
 - 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
 - 8) 新株予約権の取得事由及び条件
 本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

決議年月日	平成25年3月28日
付与対象者の区分及び人数	当社、当社子会社及び当社関連会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	6,000,000株を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	平成29年3月29日から平成35年3月27日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注) 1 1) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり1円とする。

- 2 1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
- 3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- 4) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 2) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - 3) 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的たる株式の種類及び数及び発行する新株予約権の総数に準じて決定する。
 - 4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注1）で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記3)に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
 - 5) 新株予約権を行使できる期間
本件新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本件新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - 6) 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本件新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。

- 7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。
- 8) 新株予約権の取得事由及び条件
本件新株予約権の取得事由及び条件に準じて決定する。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	取得価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	96	75
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による増加は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	6,007,996	-	6,007,996	-

(注) 1 平成24年7月1日をもって1株を100株に株式分割し、これに伴い自己株式数が5,947,821株増加しております。

2 当期間における保有自己株式数には、平成25年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による増加数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持、積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、利益還元を行うことを基本方針としており、安定した配当を継続しております。

当事業年度につきましては、当該基本方針に基づき平成25年2月14日開催の取締役会において、1株当たり3円（前事業年度は1株当たり250円）の配当を決議しております。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会であり、当社の剰余金の配当については、期末配当による原則年1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項による配当については経営環境等の状況を勘案の上、機動的に判断してまいります。

なお、当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当金は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年2月14日 取締役会決議	3,943	3

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月	平成23年12月	平成24年12月
最高(円)	67,600	71,500	74,300	94,800	912
最低(円)	39,950	42,550	56,200	61,300	641

（注）1 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所（JASDAQ市場）におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

2 第16期の最高・最低株価は、期中に株式分割（平成24年2月20日の取締役会決議により、平成24年7月1日をもって1株を100株に株式分割）を行っておりますが、期首から株式分割があったものとして記載してあります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	828	795	795	790	722	707
最低(円)	763	711	725	709	641	668

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	最高執行役員	三木谷 浩 史	昭和40年 3月11日生	昭和63年4月 平成5年5月 平成8年2月 平成9年2月 平成13年2月 平成14年8月 平成16年3月 平成16年9月 平成18年4月 平成22年2月 平成22年11月 平成23年10月	株式会社日本興業銀行入行 ハーバード大学経営大学院修士号取得 株式会社クリムゾングループ(現 合同会社クリムゾングループ)代表取締役社長(現代表社員)(現任) 当社設立、代表取締役社長 当社代表取締役会長兼社長(現任) 楽天トラベル株式会社代表取締役会長(現任) 当社最高執行役員(現任) 株式会社あおぞらカード(現 楽天カード株式会社)代表取締役会長(現任) 株式会社クリムゾンフットボールクラブ代表取締役会長(現任) 一般社団法人eビジネス推進連合会(現 一般社団法人新経済連盟)代表理事(現任) PRICEMINISTER S.A.S. Director (President of Board of Directors)(現任) 公益財団法人東京フィルハーモニー交響楽団理事長(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	199,062
代表取締役 副社長	副社長執行役員	國 重 惇 史	昭和20年 12月23日生	昭和43年4月 平成6年6月 平成9年6月 平成11年3月 平成16年3月 平成17年3月 平成17年9月 平成20年9月 平成24年1月	株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 同行取締役 住友キャピタル証券株式会社代表取締役副社長 ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社(現 楽天証券株式会社)代表取締役社長 当社常務執行役員 当社取締役 当社代表取締役 当社副社長執行役員 当社取締役副社長 イーバンク銀行株式会社(現 楽天銀行株式会社)代表取締役社長 当社代表取締役副社長(現任) 当社副社長執行役員(現任) 楽天銀行株式会社取締役会長(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	20
取締役	常務執行役員 アメリカRHQ 担当役員	小 林 正 忠	昭和46年 6月8日生	平成6年4月 平成8年11月 平成9年4月 平成11年11月 平成15年3月 平成18年4月 平成24年4月 平成24年11月	大日本印刷株式会社入社 有限会社アールシーエー入社 当社入社 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社常務執行役員(現任) 当社アメリカRHQ室担当役員(現任) LinkShare Corporation Director (Chairman)(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	2,366

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役	常務執行役員 Asia RHQ 担当役員	島田 亨	昭和40年 3月3日生	昭和62年4月 平成元年6月 平成元年9月 平成16年11月 平成16年12月 平成17年3月 平成18年3月 平成20年1月 平成24年4月 平成24年8月	株式会社リクルート入社 株式会社インテリジェンス設立 同社取締役 株式会社楽天野球団取締役副社長 同社代表取締役社長 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社常務執行役員(現任) 株式会社楽天野球団代表取締役社長兼 オーナー 当社アジアRHQ準備室(現 AsiaRHQ 室)担当役員(現任) 株式会社楽天野球団取締役(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	402
取締役	常務執行役員 グローバル人事 部担当役員	杉原 章郎	昭和44年 8月26日生	平成8年3月 平成9年4月 平成11年11月 平成15年3月 平成18年4月 平成24年4月	有限会社アールシーエー設立、専務取 締役 当社入社 当社取締役(現任) 当社執行役員 当社常務執行役員(現任) 当社グローバル人事部担当役員(現 任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	5,839
取締役	常務執行役員 物流事業 担当役員	武田 和徳	昭和36年 5月17日生	昭和61年4月 平成5年5月 平成18年7月 平成19年3月 平成20年1月	トヨタ自動車株式会社入社 ハーバード大学経営大学院修士号取得 当社常務執行役員(現任) 当社取締役(現任) 当社物流事業担当役員(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	359
取締役	常務執行役員 DU管掌代行	安武 弘晃	昭和46年 7月2日生	平成9年4月 平成10年10月 平成17年5月 平成19年3月 平成19年4月 平成22年6月	日本電信電話株式会社入社 当社入社 当社執行役員 当社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 当社DU副担当役員(現 DU管掌代行) (現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	460
取締役	常務執行役員 最高財務責任者 財務部担当役員	山田 善久	昭和39年 4月17日生	昭和62年4月 平成4年5月 平成11年9月 平成12年2月 平成16年3月 平成19年3月 平成22年8月 平成23年1月 平成24年3月 平成25年3月 平成25年3月	株式会社日本興業銀行入行 ハーバード大学経営大学院修士号取得 ゴールドマン・サックス証券会社入社 当社取締役 当社常務取締役 マイトリップ・ネット株式会社(現 楽天トラベル株式会社)代表取締役社 長 当社取締役辞任 楽天トラベル株式会社代表取締役社長 退任 当社常務執行役員(現任) ビットワレット株式会社(現 楽天Edy 株式会社)代表取締役社長(現任) 楽天トラベル株式会社代表取締役副会 長(現任) 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(現任) 当社財務部担当役員(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	20
取締役		Charles B. Baxter	昭和40年 4月19日生	平成10年10月 平成13年3月 平成15年3月 平成16年7月 平成17年9月 平成17年10月 平成23年3月 平成24年8月	eTranslate, Inc. CEO 当社取締役 当社取締役退任 Winshipping.com LLC Chairman(現 任) LinkShare Corporation Director(現 任) Rakuten USA, Inc. Director(現任) 当社取締役(現任) Buy.com Inc. Director (Chairman) (現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	常務執行役員 国際部 担当役員	百野 研太郎	昭和42年 6月6日生	平成2年6月 トヨタ自動車株式会社入社 平成19年2月 当社執行役員 平成21年7月 当社常務執行役員(現任) 平成21年9月 当社国際部担当役員(現任) 平成23年10月 Play Holdings Limited Director (CEO)(現任) 平成25年3月 当社取締役(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	340
取締役		草野 耕一	昭和30年 3月22日生	昭和55年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所入所 昭和60年6月 同所パートナー弁護士 昭和61年5月 ハーバード大学ロースクール卒業 (LL.M.) 昭和61年11月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得 平成6年6月 株式会社小糸製作所社外監査役 (現任) 平成8年1月 西村総合法律事務所副代表パートナー 弁護士 平成11年11月 当社取締役(現任) 平成16年1月 西村ときわ法律事務所(現 西村あさ ひ法律事務所)代表パートナー弁護士 (現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	20
取締役		久夛良木 健	昭和25年 8月2日生	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テインメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年11月 同社取締役副社長兼COO 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テインメント代表取締役会長兼グル ープCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成20年6月 株式会社角川グループホールディング ス社外取締役(現任) 平成22年3月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社ノジマ社外取締役(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	10
取締役		吹野 博志	昭和17年 2月4日生	昭和40年4月 日本電子株式会社入社 昭和49年12月 セイコー電子工業株式会社(現 セイ コーインストル株式会社)入社 昭和61年3月 セイコー電子工業USA(現 Seiko Instruments USA Inc.)社長 平成6年9月 デルコンピュータ株式会社(現 デ ル株式会社)代表取締役会長 平成14年5月 株式会社ミスミグループ本社社外取締 役(現任) 平成16年5月 株式会社吹野コンサルティング代表取締 役社長(現任) 平成20年3月 当社取締役(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	140
取締役		村井 純	昭和30年 3月29日生	昭和59年8月 東京工業大学総合情報処理センター助 手 昭和62年3月 慶應義塾大学工学博士号取得 昭和62年4月 東京大学大型計算機センター助手 平成2年4月 慶應義塾大学環境情報学部助教授 平成9年4月 同大学環境情報学部教授(現任) 平成11年6月 ソフトバンク株式会社社外取締役 平成17年5月 学校法人慶應義塾常任理事 平成19年4月 スカパーJSAT株式会社(現 株式会 社スカパーJSATホールディングス)取締 役 平成21年10月 慶應義塾大学環境情報学部長(現任) 平成23年9月 株式会社ブロードバンドタワー社外取締 役(現任) 平成24年3月 当社取締役(現任)	平成25年 3月 ~ 平成26年 3月	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		Joshua G. James	昭和48年6月28日生	平成8年10月 平成21年10月 Omniture, Inc. Founder and CEO Adobe Systems Inc. Senior Vice President and General Manager of Omniture Business Unit 平成22年10月 平成23年3月 平成24年3月 Domo, Inc. Founder and CEO (現任) 当社取締役 (現任) Save the Children Federation, Inc. Trustee (現任) World Economic Forum of Young Global Leaders Member (現任)	平成25年3月 ~ 平成26年3月	-
監査役(常勤)		國武胤清	昭和19年11月18日生	昭和42年4月 平成7年3月 平成11年3月 平成21年3月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 同行国際金融事務部長 ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社(現 楽天証券株式会社) 監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	平成25年3月 ~ 平成29年3月	5
監査役(常勤)		妹尾良昭	昭和22年2月5日生	昭和44年4月 平成5年1月 平成6年11月 平成11年4月 平成19年6月 平成19年10月 平成20年6月 平成22年6月 平成23年3月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 同行五反田支店長 住友キャピタル証券株式会社常務取締役 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社(現 大和証券キャピタル・マーケット株式会社) 監査役 日本郵政株式会社執行役員 同社執行役 同社常務執行役 楽天銀行株式会社監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	平成23年3月 ~ 平成27年3月	-
監査役		平田竹男	昭和35年1月16日生	昭和57年4月 昭和63年6月 平成7年6月 平成9年7月 平成12年6月 平成13年1月 平成14年7月 平成18年4月 平成19年3月 平成19年3月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 ハーバード大学政治大学院修士号取得 同省大臣官房総務課法令審査委員 同省通商政策局資金協力室長 同省資源エネルギー庁石油開発課長 経済産業省資源エネルギー庁石油天然ガス課長 財団法人日本サッカー協会専務理事 早稲田大学大学院スポーツ科学研究科教授(現任) 当社監査役(現任) 日本スポーツ産業学会理事長(現任)	平成23年3月 ~ 平成27年3月	-
監査役		山口勝之	昭和41年9月22日生	平成3年4月 平成9年5月 平成9年9月 平成10年1月 平成10年5月 平成11年2月 平成11年7月 平成12年8月 平成13年3月 平成16年1月 平成19年7月 平成23年3月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所入所 コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.) ニューヨーク Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 米国ニューヨーク州弁護士登録 パリ Debevoise & Plimpton 法律事務所勤務 パリ Simeon & Associates 法律事務所勤務 西村総合法律事務所復職 西村総合法律事務所パートナー弁護士 当社監査役(現任) 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)パートナー弁護士(現任) フリービット株式会社社外監査役(現任) 株式会社ジュピターテレコム社外監査役(現任)	平成24年3月 ~ 平成28年3月	20
計						209,063

(注) 1 取締役の草野耕一、久多良木健、吹野博志、村井純、Joshua G. Jamesの5氏は、会社法第2条第15号に定める社

外取締役であります。

- 2 監査役の國武胤清、妹尾良昭、平田竹男、山口勝之の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、世界一のインターネット・サービス企業を目指し、グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付け様々な施策を講じております。

企業統治の体制

1 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であり、全員が社外監査役によって構成される監査役会により経営の監督を行うとともに、平成15年3月から経営の監督と執行の分離を進めるため、執行役員制を導入し、それまで取締役会が担ってきた機能を区分し、取締役会は「経営の意思決定及び監督機能」を担い、執行役員が「業務執行機能」を担うことといたしました。

また、平成24年4月に、執行役員の管掌範囲の見直しによる業務執行の迅速化を図るとともに、全事業を横断的に管理するファンクショナルチームによるグループ横断的な内部統制の強化を推進しております。

2 会社の機関の内容

(取締役・取締役会・執行役員等)

取締役会については、社外取締役5名を含む取締役15名で構成されており、取締役の員数は定款にて16名以内と定めております。取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各執行役員の業務執行を監督しております。また、中長期的な経営計画、基本方針等の重要なグループ戦略については、取締役会に先立ち常務執行役員以上を主たるメンバーとする「経営戦略会議」での審議を経ることにより、取締役会における意思決定の適正性を担保しております。

取締役会においてなされた意思決定については、執行役員により構成する執行役員会において各執行役員に共有され、各執行役員は当該決定に基づいて管掌業務を執行しております。このほか、事業毎に開催される経営会議及び人事、財務・経理、組織運営等のグループ横断的なファンクショナルチーム毎に開催される経営会議において、各事業の適正で効率的な業務遂行とグループ横断的な管理の徹底を図っております。

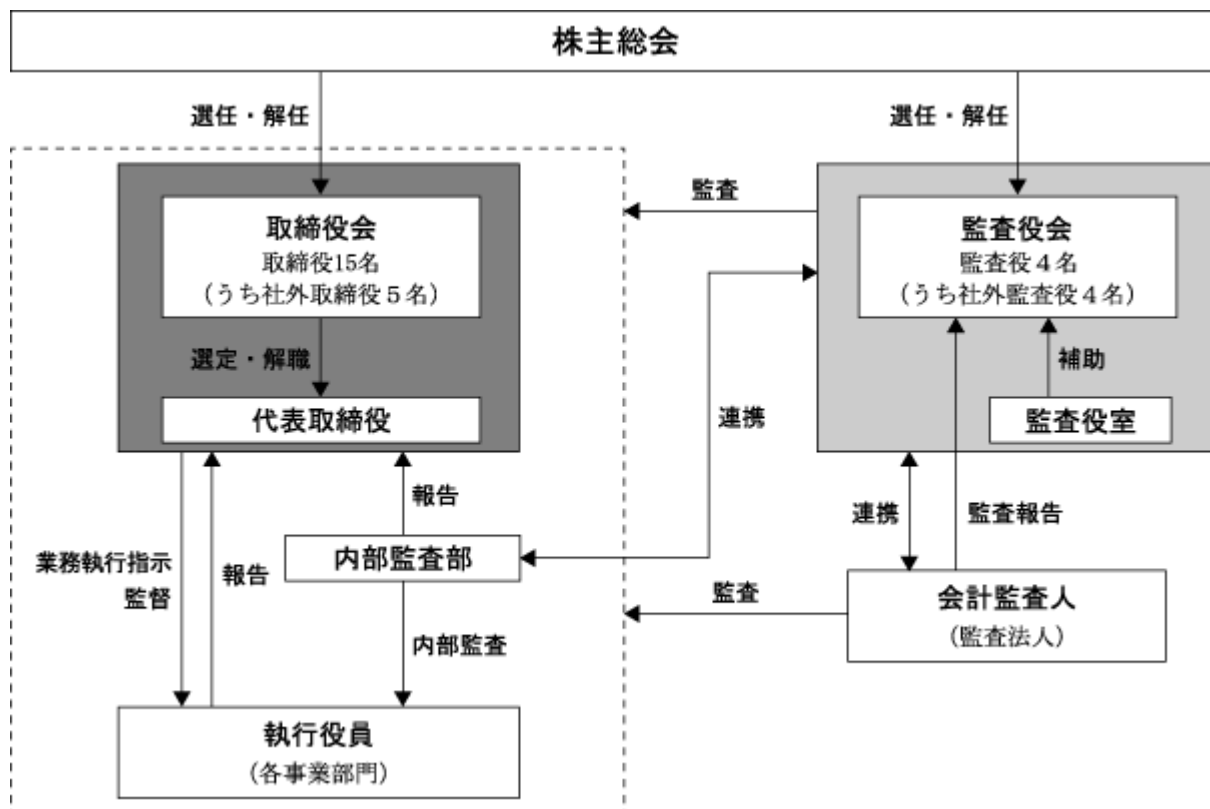
(監査役・監査役会)

当社の監査役は4名で、その全員が社外監査役（うち常勤監査役2名）であります。

監査役会のもとには監査役室（2名）を設置し、監査役の職務を補助しております。監査役会は、定期的に定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、各取締役や内部監査部等からの職務執行状況の聴取、本店及び主な営業所への往査、子会社の調査を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換会を実施しております。

<コーポレート・ガバナンス体制>



3 内部統制システム整備の状況

当社は、取締役会において内部統制基本方針を制定し、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって事業活動に取り組む旨を宣言しております。

取締役及び使用人の職務執行については、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部による業務監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会によりグループ横断的にコンプライアンスに対する取組を進め、適正な職務執行を徹底しております。また、すべての取締役及び使用人に対して、グループの一員として必要な知識及び倫理観の醸成を図るべく、コンプライアンス教育を実施するとともに、内部通報相談窓口である「楽天ホットライン」を設置しております。

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、これらに各1名弁護士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

また、グループ全体での一体経営の推進を図るため、グループ会社を含めた統一的な規程である「楽天グループ規程（RGR）」の整備及び拡充を進めており、更なる成長に向けてより一層のコーポレート・ガバナンスの強化を推進しております。

4 リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に把握し、適切に対処するための組織として、代表取締役社長を委員長とするグループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会の下では、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、災害紛争事故リスク等10のリスク種別においてリスク主管部署を定め、リスク管理を行っております。なお、リスクの横断的管理部署であるリスク管理部及びリスク主管部署が、リスクに対する方針を立案し、当該方針に基づき各事業・グループ会社において実際に対策が行われる仕組みとなっております。

各事業は、「楽天グループ規程（RGR）」に基づき、事業毎に開催される経営会議等において事業遂行上のリスクに関する報告を行うとともに、リスク管理部が定期的実施するリスクアセスメント等を通じたリスクの洗い出しも行っており、これらにより一元的なリスク情報の集約及びリスク管理の徹底を図っております。各グループ会社においては、金融事業などにおいて独自にリスク管理体制を整備しPDCAサイクルを確立しており、グループ横断的なリスク以外の各社固有のリスクにも対応しております。

このほか、情報セキュリティ・情報システムに関するリスクについては、開発部門においても対策を実施し、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証の取得等を通じてグループ全体として当該リスクの極小化を図っております。

また、自然災害等が発生した場合のリスクに対しては、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しております。

内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査部（20名）を設置し、内部監査を実施しております。内部監査は、当社各部門及び各事業並びにグループ会社を対象としており、取締役会で承認された内部監査計画に基づき、適法性・妥当性・効率性等の観点から実施しております。内部監査の結果、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況のフォローアップを行い、当社各部門等の業務の適正な執行を確保するよう努めております。これらの結果は、取締役会、代表取締役社長及びコンプライアンス委員会に報告され、監査役にも報告され、監査役監査との連携も図っております。また、当社グループ会社の内部監査部門との連携を強化し、グループ全体で内部監査の実効性を高めるよう努めております。

監査役監査については、「企業統治の体制 2 会社の機関の内容（監査役・監査役会）」に記載のとおりです。

社外取締役及び社外監査役

当社は現在、取締役15名のうち5名が社外取締役であり、監査役4名全員が社外監査役であります。社外取締役 草野耕一氏は西村あさひ法律事務所の代表パートナー弁護士、社外監査役 山口勝之氏は同所のパートナー弁護士であり、同所と当社とは役員提供等の取引関係があり、取締役 久多良木健氏は、(株)角川グループホールディングスの社外取締役であり、同社の子会社と当社とは役員提供等の取引関係があります。また、取締役 村井純氏は、(株)ブロードバンドタワーの社外取締役であり、同社と当社とは役員提供等の取引関係があります。なお、同氏は、当社の使用人の三親等以内の親族であります。その他は人的関係、資本的関係または取引関係その他の重要な利害関係はありません。

当社は、上記のとおり独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任しており、専門的かつ客観的な視点から、取締役会の業務執行に関する監視機能を強化するとともに、取締役会における多角的な議論を可能とすることで、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効性を高める機能を有しているものと考えております。

社外取締役5名のうち、草野耕一氏には主に弁護士としての幅広い知識や経験や企業法務の専門家としての見地から、久多良木健氏には主にエンタテインメント事業及び技術分野における専門知識や幅広い企業経営の経験から、吹野博志氏には主に経営コンサルタントとしての専門知識や幅広い企業経営の経験から、Joshua G. James氏には主にインターネットサービスに関する専門知識や北米におけるインターネットサービス企業経営の豊富な経験から、また村井純氏には主にインターネット技術に関する学識経験者としての専門知識や経験から、当社の経営に対する助言等を頂けるものと判断し、選任しております。

社外監査役4名のうち、國武胤清氏には主に企業経営及び金融事業を中心とした幅広い知識と経験を、妹尾良昭氏には主に金融事業、企業経営、コンプライアンス等に関する幅広い知識と経験を、平田竹男氏には主にスポーツ、教育等に関する幅広い知識と経験を、山口勝之氏には主に弁護士としての幅広い知識や経験、また企業法務の専門家としての見地を、当社の監査体制に活かして頂けるものと判断し、選任しております。社外取締役及び社外監査役へは、取締役会の資料を事前に送付し、各部署から必要に応じて事前説明や協議等を実施しております。また、社外監査役は、前述のとおり、内部監査部及び会計監査人と積極的に意見交換を行っております。

なお、当社と当社社外取締役及び当社社外監査役との間で、会社法第427条第1項に規定する契約を締結しており、その概要は以下のとおりです。

会社法第423条第1項に該当する場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、以下各号に定める金額の合計額を限度として責任を負担する。

- ・ 責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度において、その在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く）の額の事業年度毎の合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額。
- ・ 退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と、その合計額を社外取締役の職に就いていた年数で除した額に2を乗じて得た額とのいずれか低い額。
- ・ 会社法第238条第3項各号に該当する新株予約権（以下「本件新株予約権」という）を、社外取締役就任後に行使または譲渡した場合における次の各号に定める額。
 1. 行使した場合
本件新株予約権の行使時における1株当たりの時価から、本件新株予約権の発行価額と本件新株予約権の行使時の払込金額との合計額の1株当たりの額を控除した額に、本件新株予約権の行使により交付を受けた株式の数を乗じて得た額
 2. 譲渡した場合
本件新株予約権の譲渡価額から本件新株予約権の発行価額を控除した額に、譲渡した本件新株予約権の数を乗じて得た額。

役員報酬の内容

1 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	408	305	22	80	12
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	108	108	0	-	9

2 提出会社の役員毎の連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
359	9	使用人としての給与(賞与を含む。)

4 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬につきましては、企業業績に鑑み決定しており、取締役の報酬総額は、平成22年3月30日開催の第13回定時株主総会において決議された報酬限度額(年額1,100百万円、うち社外取締役分100百万円)以内としております。また、監査役の報酬総額につきましては、平成19年3月29日開催の第10回定時株主総会において決議された報酬限度額(年額120百万円)以内としております。

株式の保有状況

1 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 11銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 2,697百万円

2 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額(百万円)	保有目的
シナジーマーケティング(株)	1,136,000	1,217	取引関係強化のため
(株)ファンコミュニケーションズ	5,779	533	取引関係強化のため
フリービット(株)	498	107	取引関係強化のため
(株)アイ・エム・ジェイ	5,500	93	取引関係強化のため
(株)アルペン	18,000	24	取引関係強化のため

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額(百万円)	保有目的
(株)ファンコミュニケーションズ	5,779	1,039	取引関係強化のため
シナジーマーケティング(株)	1,136,000	580	取引関係強化のため
フリービット(株)	199,200	83	取引関係強化のため
(株)アルペン	18,000	27	取引関係強化のため

3 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりです。

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定有限責任社員	業務執行社員	杉山 正治
指定有限責任社員	業務執行社員	石田 健一
指定有限責任社員	業務執行社員	高木 健治

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士	20名	その他	29名
-------	-----	-----	-----

その他当社の定款規定について

1 株主総会決議事項を取締役会で決議可能な事項

当社では定款において、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、機動的な配当政策を行うため、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めるとしてあります。

2 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	128	72	178	36
連結子会社	176	19	203	11
合計	304	91	381	47

【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社の連結子会社のうち一部は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するErnst & Youngの監査を受けております。当連結会計年度に係る当該報酬額は70百万円であります。

当連結会計年度

当社の連結子会社のうち一部は、当社の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人と同一のネットワークに属するErnst & Youngの監査を受けております。当連結会計年度に係る当該報酬額は61百万円であります。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主にIFRSにかかるアドバイザリー業務であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、主にIFRSにかかるアドバイザリー業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の規模及び事業の特性、監査日数等を勘案したうえで適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)及び事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準への理解を深め、また、新たな会計基準に対応しております。

1【連結財務諸表等】
 (1)【連結財務諸表】
 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4 88,989	4 267,596
受取手形及び売掛金	49,667	66,740
割賦売掛金	4 66,219	4 205,330
信用保証割賦売掛金	8 2,153	8 1,781
資産流動化受益債権	6 88,959	6 23,074
証券業における預託金	207,503	252,308
証券業における信用取引資産	115,633	130,165
営業貸付金	4, 6 62,386	4, 6 69,214
有価証券	76,600	4,300
銀行業における有価証券	2, 4 537,790	2, 4 428,676
銀行業における貸出金	155,677	189,471
保険業における有価証券	-	13,777
繰延税金資産	34,650	24,686
その他	4 189,814	4 155,709
貸倒引当金	14,384	14,468
流動資産合計	1,661,662	1,818,364
固定資産		
有形固定資産	1 15,804	1, 4 18,308
無形固定資産		
のれん	115,064	131,058
その他	58,222	83,686
無形固定資産合計	173,287	214,744
投資その他の資産		
投資有価証券	3, 4, 5 20,684	3, 4, 5 26,534
繰延税金資産	25,731	17,851
その他	33,630	23,344
貸倒引当金	14,907	10,737
投資その他の資産合計	65,138	56,992
固定資産合計	254,229	290,045
資産合計	1,915,892	2,108,409

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 59,201	4 79,965
信用保証買掛金	8 2,295	8 1,781
コマーシャル・ペーパー	19,800	33,800
短期借入金	4, 7 130,722	4, 7 145,417
銀行業における預金	741,501	808,080
1年内償還予定の社債	4,800	273
未払法人税等	3,980	2,873
証券業における預り金	139,482	177,515
証券業における信用取引負債	4 38,229	4 41,777
証券業における受入保証金	79,817	83,371
証券業における有価証券担保借入金	4 28,734	4 37,465
保険契約準備金	-	20,413
繰延税金負債	57	71
ポイント引当金	20,587	25,908
その他の引当金	8 3,691	8 4,243
その他	4 205,221	4 235,201
流動負債合計	1,478,125	1,698,159
固定負債		
社債	753	480
長期借入金	4, 7 190,746	4, 7 126,063
繰延税金負債	4,761	10,433
引当金	1,433	1,570
その他	7,171	7,621
固定負債合計	204,867	146,169
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1,838	1,587
商品取引責任準備金	35	41
特別法上の準備金合計	1,873	1,628
負債合計	1,684,866	1,845,957

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	107,959	108,255
資本剰余金	120,030	120,327
利益剰余金	5,459	21,590
自己株式	3,625	3,625
株主資本合計	229,824	246,546
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,433	6,330
繰延ヘッジ損益	53	-
為替換算調整勘定	7,854	1,814
その他の包括利益累計額合計	5,367	8,145
新株予約権	1,184	1,706
少数株主持分	5,383	6,052
純資産合計	231,025	262,451
負債純資産合計	1,915,892	2,108,409

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
売上高	379,900	443,474
売上原価	75,232	100,424
売上総利益	304,668	343,049
販売費及び一般管理費	1, 2 233,879	1, 2 270,790
営業利益	70,789	72,259
営業外収益		
受取利息	104	126
受取配当金	136	30
持分法による投資利益	398	450
為替差益	-	313
その他	571	595
営業外収益合計	1,212	1,516
営業外費用		
支払利息	1,677	1,521
為替差損	25	-
支払手数料	1,717	458
その他	314	280
営業外費用合計	3,733	2,261
経常利益	68,267	71,514
特別利益		
投資有価証券売却益	-	402
負ののれん発生益	124	-
段階取得に係る差益	-	2,991
持分変動利益	176	2
関係会社株式売却益	373	-
金融商品取引責任準備金戻入	125	251
その他	8	109
特別利益合計	808	3,756
特別損失		
固定資産除却損	3 1,156	3 1,533
減損損失	645	4 18,661
災害による損失	5 1,725	-
事業整理損	-	808
事業再編損	6 77,122	6 4,249
貸倒引当金繰入額	7 2,150	-
その他	1,292	3,319
特別損失合計	84,093	28,571
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,017	46,698
法人税、住民税及び事業税	6,979	6,458
法人税等調整額	20,825	20,185
法人税等合計	13,845	26,644
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	1,171	20,054
少数株主利益	1,116	640

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当期純利益又は当期純損失 ()	2,287	19,413

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	1,171	20,054
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,557	3,874
繰延ヘッジ損益	263	53
為替換算調整勘定	3,222	9,688
持分法適用会社に対する持分相当額	19	21
その他の包括利益合計	6,535	13,531
包括利益	7,706	33,586
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,763	32,926
少数株主に係る包括利益	1,056	659

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	107,779	107,959
当期変動額		
新株の発行	179	296
当期変動額合計	179	296
当期末残高	107,959	108,255
資本剰余金		
当期首残高	119,850	120,030
当期変動額		
新株の発行	179	296
当期変動額合計	179	296
当期末残高	120,030	120,327
利益剰余金		
当期首残高	13,183	5,459
会計方針の変更による累積的影響額	2,812	-
遡及処理後当期首残高	10,371	5,459
当期変動額		
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失()	2,287	19,413
当期変動額合計	4,911	16,130
当期末残高	5,459	21,590
自己株式		
当期首残高	3,625	3,625
当期変動額		
自己株式の取得	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	3,625	3,625
株主資本合計		
当期首残高	237,187	229,824
会計方針の変更による累積的影響額	2,812	-
遡及処理後当期首残高	234,375	229,824
当期変動額		
新株の発行	359	592
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失()	2,287	19,413
自己株式の取得	-	0
当期変動額合計	4,551	16,722
当期末残高	229,824	246,546

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	6,000	2,433
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,567	3,897
当期変動額合計	3,567	3,897
当期末残高	2,433	6,330
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	198	53
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	251	53
当期変動額合計	251	53
当期末残高	53	-
為替換算調整勘定		
当期首残高	4,693	7,854
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,160	9,669
当期変動額合計	3,160	9,669
当期末残高	7,854	1,814
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,108	5,367
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,475	13,512
当期変動額合計	6,475	13,512
当期末残高	5,367	8,145
新株予約権		
当期首残高	957	1,184
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	227	521
当期変動額合計	227	521
当期末残高	1,184	1,706
少数株主持分		
当期首残高	9,979	5,383
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,595	668
当期変動額合計	4,595	668
当期末残高	5,383	6,052

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
純資産合計		
当期首残高	249,233	231,025
会計方針の変更による累積的影響額	2,812	-
遡及処理後当期首残高	246,421	231,025
当期変動額		
新株の発行	359	592
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失()	2,287	19,413
自己株式の取得	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,844	14,703
当期変動額合計	15,395	31,425
当期末残高	231,025	262,451

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	15,017	46,698
減価償却費	16,933	21,140
のれん償却額	7,847	7,972
減損損失	645	18,661
貸倒引当金の増減額(は減少)	768	4,462
事業再編損失	77,122	4,249
その他の損益(は益)	7,080	121
売上債権の増減額(は増加)	4,266	9,769
割賦売掛金の増減額(は増加)	13,538	98,167
資産流動化受益債権の増減額(は増加)	88,644	65,536
営業貸付金の増減額(は増加)	22,697	6,827
仕入債務の増減額(は減少)	21,218	14,543
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	21,769	10,383
銀行業における預金の増減額(は減少)	28,228	66,582
銀行業におけるコールローンの純増減額(は増加)	24,000	42,000
銀行業における貸出金の増減額(は増加)	29,797	33,793
証券業における営業債権の増減額(は増加)	28,983	54,355
証券業における営業債務の増減額(は減少)	21,544	45,153
証券業における有価証券担保借入金の増減額(は減少)	4,040	8,730
その他	7,801	6,259
小計	50,186	19,584
営業保証金の支払額	391	927
営業保証金の受取額	2,176	8,431
法人税等の支払額	23,165	6,917
事業再編による支出	1,220	-
その他	-	662
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,585	19,508
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	9,945	6,349
定期預金の払戻による収入	5,573	12,431
銀行業における有価証券の取得による支出	390,827	254,060
銀行業における有価証券の売却及び償還による収入	455,813	461,375
有形固定資産の取得による支出	3,825	5,111
無形固定資産の取得による支出	15,162	19,002
投資有価証券の取得による支出	1,403	14,045
子会社株式の取得による支出	7,497	5,108
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	7,483	3 ³ 37,068
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 ² 33,554	-
その他の支出	5,095	5,770

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
その他の収入	2,206	8,875
利息及び配当金の受取額	444	382
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,351	136,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	19,235	6,835
コマーシャル・ペーパーの増減額（ は減少）	30,200	14,000
長期借入れによる収入	173,350	28,210
長期借入金の返済による支出	143,537	86,268
社債の償還による支出	4,800	4,800
利息の支払額	1,575	1,526
配当金の支払額	2,630	3,285
その他	6,019	264
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,648	47,099
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,171	2,005
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	48,117	110,963
現金及び現金同等物の期首残高	100,736	149,752
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	898	266
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	-	325
現金及び現金同等物の期末残高	149,752	260,656

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 88社

主要な連結子会社の名称

楽天カード(株)、楽天銀行(株)、楽天証券(株)、楽天トラベル(株)、アイリオ生命保険(株)、
LinkShare Corporation, Buy.com Inc., PRICEMINISTER S.A.S., Play Holdings Limited, Kobo Inc.

新たに連結子会社となった会社 20社

会社の名称及び新規連結の理由

(新規取得による)

Kobo Inc., Kobo Europe S.A., KOBO (US) INC., ケンコーコム(株)、Wuaki TV.S.L.,
(株)シェアリー、Media Forum. Inc, Aquafadas S.A.S., Aquafadas Inc.,
AVE! Comics Production SASU

(追加取得による)

アイリオ生命保険(株)

(事業開始による)

楽天セールスソリューション(株)、Rakuten Travel Singapore Pte. Ltd.

(新設による)

楽天カードサービス(株)、LINKSHARE AUSTRALIA PTY LIMITED、楽天マート(株)、
マーケット・システムズ(株)、楽天イー・モバイル(株)、Kobo Software Ireland Limited,
KOBO LIVROS DO BRASIL LTDA.

連結の範囲から除外された会社 7社

会社の名称及び除外の理由

(清算終了による)

楽天モーゲージ(株)

(事業再編による)

(株)ネッツ・パートナーズ

(事業廃止による)

RakuBai Limited, Lekutian Co., Limited, 北京楽酷天ネットワーク技術有限公司, 上海旅之窗ネットワーク有限公司

(会社分割により重要性が低下したことによる)

楽天バンクシステム(株)

非連結子会社の数 47社

主要な非連結子会社の名称

Rakuten U.K. Ltd. ほか46社

(連結子会社としなかった理由)

非連結子会社とした各社は、いずれも当該各社の総資産、売上高、利益等が小規模であり、全体としても当
連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないことから、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 9社

主要な関連会社の名称

テクマトリックス(株)、楽天ANAトラベルオンライン(株)

新たに持分法適用関連会社となった会社 2社

会社の名称及び新規持分法適用の理由

(新規取得による)

スタイライフ(株)、Daily Grommet Inc.

持分法適用関連会社から除外した会社 1社
 会社の名称及び持分法適用除外の理由
 (持分変動による)
 アイリオ生命保険(株)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 49社
 主要な会社の名称

Rakuten U.K. Ltd.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない各社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないことから持分法の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

以下の連結子会社を除く連結子会社の決算日は、12月末日であります。

連結子会社の名称	決算日
楽天トラベル(株)	3月31日
楽天証券(株)	3月31日
楽天投信投資顧問(株)	3月31日
フュージョン・コミュニケーションズ(株)	3月31日
楽天銀行(株)	3月31日
eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.	3月31日
ケンコーコム(株)	3月31日
R Sエンパワメント(株)	3月31日
ドットコモディティ(株)	3月31日
マーケットシステムズ(株)	3月31日
アイリオ生命保険(株)	3月31日

3月末日が決算日である上記の連結子会社各社においては、12月末日で仮決算を実施しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

売買目的有価証券 約定基準による時価法

満期保有目的の債券 償却原価法(利息法)

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2) 銀行業における有価証券

満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法または償却原価法

3) 保険業における有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による償却原価法(定額法)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

るもの

重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 1) 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法を採用しております。
- 2) 無形固定資産（リース資産を除く）
主として定額法を採用しております。耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。
- 3) リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

- 1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
なお、銀行業を営む一部の連結子会社においては、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。
- 2) 賞与引当金
当社及び一部の連結子会社では、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- 3) ポイント引当金
ポイントの使用による費用発生に備えるため当連結会計年度において将来使用されると見込まれる額を計上しております。
- 4) 保険契約準備金
一部の連結子会社では、保険業法第116条の規定に基づき、標準責任準備金対象契約に関しては、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により算出した額を計上しております。
- 5) 退職給付引当金
一部の連結子会社では、従業員の将来の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により翌期から処理することとしています。
- 6) 利息返還損失引当金
将来の利息返還損失に備えるため、合理的見積り期間に係る利息返還請求件数の返還実績率、平均返還額等を勘案し、将来返還が見込まれる額を計上しております。
- 7) 金融商品取引責任準備金
一部の連結子会社では、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
- 8) 商品取引責任準備金
一部の連結子会社では、商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

収益の計上基準

1) マージン売上

商品等の取扱高（流通総額）に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しております。

なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しております。

キャンセル受付期間完了前売上高 6,478百万円（前連結会計年度は5,569百万円）

2) 顧客手数料

包括信用購入あっせん

主として残債方式

個別信用購入あっせん

主として7・8分法

信用保証

主として残債方式

融資

主として残債方式

3) 加盟店手数料

加盟店との立替払契約履行時に一括して収益計上することとしております。

重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている営業取引に関わる外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引 為替予約

ヘッジ対象

外貨建有価証券 借入金 外貨建仕入債務

3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

また、外貨建有価証券及び外貨建仕入債務の有する為替変動リスク等を回避する目的で、一定の規程に基づき為替予約を行っております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を四半期毎に比較し、両者の変動等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が及ぶと見積もられる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が少額の場合は、発生時に全額償却しております。

なお、LinkShare Corporation、楽天銀行(株)及びKobo Inc.等の買収等案件については、それぞれ当社グループ事業との関連性が高く、長期的な視野に立った企業価値評価に基づき買収を実施しております。

従って、当該のれんの償却については、合理的な見積りに基づき企業結合に係る会計基準に定める最長期間である20年で償却し、販売費及び一般管理費として、負ののれんの償却については営業外収益として計上しております。

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

重要なリース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準の改正適用初年度開始前に取得した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、貸手側、借手側いずれも通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【会計方針の変更】

（ポイント引当金の認識時点の変更）

従来、当社グループにおける楽天スーパーポイントプログラムの会計処理は、通常ポイントについては顧客がポイント利用可能となったポイント数の期末残高に対してポイント引当金を認識し、期間限定ポイントについては顧客のポイント利用時に費用処理をしておりましたが、当連結会計年度より通常ポイント、期間限定ポイントともに取引発生時点でのポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を認識する方法に変更いたしました。

当社グループでは、近年、ポイントの付与額及び利用額が年々増加し、マーケティングツールとしてのポイントプログラムの重要性が高まっております。このような状況を受け、当社グループでは、キャンペーンの効果を適時に把握するために「ポイント・キャンペーン・マネジメントシステム」の構築及び社内管理体制の整備を進め、第1四半期連結会計期間において、キャンペーンにより付与される通常ポイント及び期間限定ポイントについて取引発生時点におけるポイント付与予定額を適時に算定することを可能とし、主要マーケティングツールである楽天スーパーポイントの残高をよりタイムリーに管理、把握できる体制を整えました。これに伴い楽天スーパーポイントプログラムの会計処理の見直しを行い、ポイント付与の原因となる取引発生時点において、ポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を計上する方法に統一することとしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ554百万円減少し、税金等調整前当期純損失は554百万円増加しております。また、前連結会計年度の流動負債の引当金に含まれるポイント引当金は5,290百万円増加しております。更に、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は2,812百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、「（1株当たり情報）」に記載しております。

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、「（1株当たり情報）」に記載しております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「引当金」にて表示しておりました「ポイント引当金」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「引当金」に表示していた18,988百万円(「会計方針の変更」による遡及適用前)は、「ポイント引当金」15,297百万円、「その他の引当金」3,691百万円として組替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」については、金額的重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。この表示方法の変更の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に表示していた1,938百万円は、「特別損失」の「減損損失」645百万円、「その他」1,292百万円として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の損益(は益)」にて表示しておりました「減損損失」について、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。また前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」にて区分掲記しておりました「銀行業における有価証券評価損益(は益)」について、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他の損益(は益)」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の損益(は益)」に表示していた5,512百万円及び「銀行業における有価証券評価損益(は益)」に表示していた2,213百万円は、「減損損失」645百万円及び「その他の損益(は益)」7,080百万円として組替えております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の支出」にて表示しておりました「投資有価証券の取得による支出」について、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の支出」に表示していた6,499百万円は、「投資有価証券の取得による支出」1,403百万円、「その他の支出」5,095百万円として組替えております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	26,785百万円	28,588百万円

2 銀行業における有価証券の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
買入金銭債権	218,305百万円	196,339百万円
有価証券	319,485百万円	232,336百万円

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
関連会社(持分法適用会社)に対するもの 投資有価証券(株式等)	9,605百万円	6,450百万円
非連結子会社及び関連会社(持分法非適用会社)に 対するもの 投資有価証券(株式等)	4,793百万円	895百万円

4 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

(1)担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
預金	1,000百万円	1,097百万円
割賦売掛金及び営業貸付金	18,546百万円	21,518百万円
リース契約債権	4百万円	1百万円
有形固定資産	-百万円	609百万円
投資有価証券	-百万円	7百万円
合計	19,551百万円	23,233百万円

(注) 1 前連結会計年度において、上記のほか、短期借入金の担保として自己融資見返り株券1,843百万円を、短期借入金及び信用取引借入金の担保として信用取引受入保証金代用有価証券21,699百万円を差入れております。また、有価証券担保借入金28,734百万円の担保として消費貸借契約により貸し付けた有価証券を差入れております。その他、為替決済、デリバティブ取引等の取引及びコミットメントライン契約等の担保として、銀行業における有価証券75,419百万円を差入れております。また、流動資産のその他のうち銀行業を営む連結子会社が有する先物取引差入証拠金は9,556百万円、保証金は1,469百万円、証券業を営む連結子会社が有する証券業の短期差入保証金は11,537百万円であります。

その他、資金決済に関する法律等に基づき、電子マネーの預り金に対して、投資有価証券1,003百万円を担保に供しております。

2 当連結会計年度において、上記のほか、短期借入金の担保として自己融資見返り株券362百万円を、短期借入金及び信用取引借入金の担保として信用取引受入保証金代用有価証券19,603百万円を差入れております。また、有価証券担保借入金37,465百万円の担保として消費貸借契約により貸し付けた有価証券を差入れております。

その他、為替決済、デリバティブ取引等の取引及びコミットメントライン契約等の担保として、銀行業における有価証券57,117百万円を差入れております。また、流動資産のその他のうち銀行業を営む連結子会社が有する先物取引差入証拠金は8,836百万円、保証金は1,789百万円、証券業を営む連結子会社が有する証券業の短期差入保証金は10,327百万円であります。

その他、資金決済に関する法律等に基づき、電子マネーの預り金に対して、投資有価証券6,836百万円を担保に供しております。

(2)担保権によって担保されている債務

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
短期借入金	1,821百万円	345百万円
1年内返済長期借入金	22,514百万円	17,718百万円
証券業における信用取引借入金	18,331百万円	4,843百万円
長期借入金	21,780百万円	19,888百万円
買掛金	-百万円	3百万円
預り金	8,214百万円	11,462百万円
合計	72,661百万円	54,262百万円

(3)差入れている有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
信用取引貸証券	20,342百万円	43,084百万円
信用取引借入金の本担保証券	18,478百万円	4,905百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	28,918百万円	37,578百万円
その他担保として差し入れた有価証券	154百万円	434百万円

(4)差入れを受けている有価証券の時価額

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
信用取引貸付金の本担保証券	99,229百万円	122,645百万円
信用取引借証券	3,543百万円	12,609百万円
受入保証金代用有価証券	203,573百万円	248,964百万円

5 貸株に供した投資有価証券

固定資産の「投資その他の資産」に計上した「投資有価証券」のうち、下記について貸株に供しております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
	150百万円	164百万円

6 貸出コミットメントライン契約

一部の連結子会社はクレジットカードに附帯するキャッシング及びカードローンによる融資業務を行なっております。当該業務における貸出コミットメントに係る未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
貸出コミットメントラインの総額	1,634,305百万円	1,869,728百万円
貸出実行残高	159,381百万円	203,273百万円
未実行残高	1,474,923百万円	1,666,455百万円

なお、同契約は融資実行されずに終了するものもあり、かつ、利用限度額についても当社グループが任意に増減させることができるものであるため融資未実行残高は当社グループのキャッシュ・フローに必ずしも重要な影響を与えるものではありません。

7 借入コミットメントライン契約

当社及び一部の連結子会社では、複数の金融機関と借入コミットメントライン契約を締結しており、未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
借入コミットメントラインの総額	148,032百万円	141,620百万円
借入実行残高	13,695百万円	21,583百万円
未実行残高	134,336百万円	120,036百万円

8 信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金

一部の連結子会社にて返済金の計算、請求及び回収事務等を行わない信用保証について、信用保証割賦売掛金及び信用保証買掛金から除いて計上しております。当該信用保証残高の状況は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
信用保証	22,306百万円	19,057百万円
債務保証損失引当金	69百万円	210百万円
差引	22,236百万円	18,846百万円

[次へ](#)

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
ポイント費用	10,309百万円	11,863百万円
広告宣伝費及び販売促進費	40,926百万円	58,698百万円
人件費	53,746百万円	60,188百万円
賞与引当金繰入額	2,964百万円	2,672百万円
減価償却費	15,676百万円	19,617百万円
通信費及び保守費	14,692百万円	15,355百万円
委託費及び外注費	25,253百万円	30,149百万円
貸倒引当金繰入額	13,773百万円	9,846百万円
利息返還損失引当金繰入額	4,264百万円	- 百万円
その他	52,273百万円	62,398百万円
計	233,879百万円	270,790百万円

2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
	540百万円	614百万円

3 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
工具、器具及び備品	195百万円	186百万円
ソフトウェア等	942百万円	1,323百万円
その他	19百万円	23百万円
計	1,156百万円	1,533百万円

4 減損損失

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額(百万円)
Buy.com Inc.(米国)	-	のれん	12,566
	インターネット サービス事業	その他無形固定資産	5,778
-	-	その他	316
計			18,661

当社グループは、原則として事業をグルーピングの単位とし、遊休資産及び賃貸不動産については、個別の物件を単位として判定しております。

当連結会計年度において、株式取得の際に検討した事業計画において想定していた利益計画の見直しを行った結果、のれん及びその他無形固定資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

のれん及びその他無形固定資産については、使用価値を回収可能価額とし、回収可能価額を零として算定しております。

5 災害による損失

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

東日本大震災の影響による損失を災害による損失として計上しております。内訳は次のとおりであります。

貸倒引当金繰入額	752百万円
寄付金等	312百万円
修繕関連費用	567百万円
その他	92百万円
計	1,725百万円

6 事業再編損

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

クレジットカード事業の再構築等に伴う損失を事業再編損として計上しております。内訳は、次のとおりであります。

事業譲渡損失	48,861百万円
減損損失()	14,230百万円
貸倒引当金繰入額	11,870百万円
その他	2,159百万円
計	77,122百万円

()楽天KC(株)ののれんについて全額減損損失を計上しております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

Play Holdings Limitedグループの事業再編に伴う損失を事業再編損として計上しております。内訳は、次のとおりであります。

その他無形固定資産減損損失()	2,140百万円
有形固定資産減損損失	219百万円
棚卸資産評価損	526百万円
貸倒引当金繰入額	213百万円
その他	1,149百万円
計	4,249百万円

()その他無形固定資産については、回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として計上しております。
 なお、その他無形固定資産について回収可能価額を零として算定しております。

7 貸倒引当金繰入額

前連結会計年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

東日本大震災後の相場急変に伴う顧客の決済金不足に関する多額の立替金に対して発生した貸倒損失568百万円及び貸倒引当金繰入額1,582百万円であります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	5,584百万円
組替調整額	17百万円
税効果調整前	5,602百万円
税効果額	1,727百万円
その他有価証券評価差額金	3,874百万円

繰延ヘッジ損益

当期発生額	91百万円
税効果調整前	91百万円
税効果額	37百万円
繰延ヘッジ損益	53百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	9,638百万円
組替調整額	50百万円
為替換算調整勘定	9,688百万円

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	21百万円
その他の包括利益合計	13,531百万円

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,181,697	12,881	-	13,194,578

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加12,881株は、新株引受権の行使による新株の発行による増加5,939株、新株予約権の行使による新株の発行による増加6,942株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,079	-	-	60,079

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)	-	-	-	-	-	1,184
合計			-	-	-	-	1,184

(注) 提出会社である楽天(株)平成20年ストック・オプション及び平成21年ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年2月15日取締役会決議	普通株式	2,624	200	平成22年12月31日	平成23年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年2月13日取締役会決議	普通株式	利益剰余金	3,283	250	平成23年12月31日	平成24年3月30日

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	13,194,578	1,307,432,022	-	1,320,626,600

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加1,307,432,022株は、平成24年 7月 1日付の株式分割による増加1,306,865,340株、新株予約権の行使による新株の発行による増加566,682株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	60,079	5,947,917	-	6,007,996

(変動事由の概要)

自己株式の増加5,947,917株は、平成24年 7月 1日付の株式分割による増加5,947,821株、単元未満株式の買取りによる増加96株であります。

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)1	-	-	-	-	-	1,442
連結子会社	ストック・オプションとしての新株予約権(注)2	-	-	-	-	-	264
合計			-	-	-	-	1,706

(注) 1 提出会社である楽天(株)平成21年ストック・オプション及び平成24年ストック・オプションは、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2 連結子会社であるケンコーコム(株)平成22年ストック・オプション並びに平成23年ストック・オプション及びKobo Inc.平成24年ストック・オプションは、権利行使の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 2月13日 取締役会決議	普通株式	3,283	250	平成23年12月31日	平成24年 3月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 2月14日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	3,943	3	平成24年12月31日	平成25年 3月29日

[前へ](#) [次へ](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
現金及び預金勘定	88,989百万円	267,596百万円
有価証券勘定	76,600百万円	4,300百万円
計	165,589百万円	271,896百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	12,358百万円	6,463百万円
外国他店預け	1,665百万円	2,689百万円
拘束性預金	1,214百万円	1,287百万円
金銭信託	600百万円	800百万円
現金及び現金同等物	149,752百万円	260,656百万円

2 前連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の連結上の資産及び負債の主な内訳
 株式売却により楽天K C (株)を連結の範囲から除外したことに伴う連結除外時の連結上の簿価による資産及び負債
 の内訳並びに同社の売却価額と売却による収入との関係は次のとおりであります。

楽天K C (株)	
流動資産	93,402百万円
固定資産	8,619百万円
流動負債	22,893百万円
固定負債	38,817百万円
(うち負債に含まれる売却債権額)	50,000百万円
事業譲渡損失	48,861百万円
	41,449百万円
(うち子会社株式の売却価額)	4,449百万円
(うち債権売却価額)	37,000百万円
現金及び現金同等物	8,460百万円
差引：子会社株式の売却による収入	32,989百万円

3 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
 株式取得により新たに以下の会社を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式取得価
 額と買収等による支出との関係は次のとおりであります。

Kobo Inc.	
流動資産	8,225百万円
固定資産	11,835百万円
のれん	15,303百万円
流動負債	5,656百万円
固定負債	1,420百万円
合併準備会社への投資価額	3,886百万円
その他	177百万円
新規連結子会社株式の取得価額	24,578百万円
現金及び現金同等物	2,560百万円
差引：新規連結子会社株式の取得による支出	22,017百万円

アイリオ生命保険(株)	
流動資産	22,272百万円
固定資産	18,790百万円
のれん	6,217百万円
流動負債	21,996百万円
固定負債	4,781百万円
少数株主持分	1,730百万円
支配獲得時までの持分法適用後の連結貸借対 照表上額	4,278百万円
段階取得差益	2,978百万円
新規連結子会社株式の取得価額	11,515百万円
現金及び現金同等物	3,903百万円
差引：新規連結子会社株式の取得による支出	7,612百万円

[前へ](#) [次へ](#)

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
機械装置	2,664	2,485	37	141
工具、器具及び備品	3,045	2,569	11	464
ソフトウェア	174	167	0	6
合計	5,884	5,221	50	612

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年12月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	198	181	0	16
合計	198	181	0	16

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	498	18
1年超	168	-
合計	666	18
リース資産減損勘定の残高	17	55

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年1月1日 至平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自平成24年1月1日 至平成24年12月31日)
支払リース料	1,646	407
リース資産減損勘定の取崩額	53	17
減価償却費相当額	1,484	359
支払利息相当額	37	4

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、インターネットサービスにおけるサーバ等(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計処理基準に関する事項 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、インターネットサービスにおけるサーバ等(工具、器具及び備品)、インターネット金融におけるシステム関連機器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

主として、インターネット金融における金融商品仲介システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計処理基準に関する事項 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内	998	1,694
1年超	2,834	3,581
合計	3,833	5,276

3 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

該当するものについては以下のとおりです。

(貸主側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

(転貸リースを除く)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	4,338	4,315	22
合計	4,338	4,315	22

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年12月31日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	3,462	3,456	6
合計	3,462	3,456	6

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
1年内	5	0
1年超	0	-
合計	6	0

(注) 1 前連結会計年度において、上記以外に転貸リース物件に関わる貸手側未経過リース料の期末残高相当額は、145百万円(うち1年内129百万円)であります。

2 当連結会計年度において、上記以外に転貸リース物件に関わる貸手側未経過リース料の期末残高相当額は、13百万円(うち1年内13百万円)であります。

(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
受取リース料	30	5
減価償却費	56	25
受取利息相当額	1	0

(4) 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮したうえで元本の安全性及び資金の効率的活用を取組方針としております。また、資金調達についてはその時々々の経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中で最適と考えられる調達手段を選択していくことを取組方針としております。

銀行業を営む子会社においては、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向け無担保カードローン及び住宅ローンを提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しております。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っております。

証券業を営む子会社においては、個人投資家を対象とした株式委託売買業務を主たる事業としており、顧客から受け入れた預り金や受入保証金について、「金融商品取引法」に基づき顧客分別金信託等で運用しております。また、資金運用については安全性を重視し、銀行預金及び流動性の高い金融資産で運用しております。一方、資金調達については、主に金融機関からの借入で対応しております。

信販事業（包括信用購入あっせん事業、個別信用購入あっせん事業、信用保証事業、融資事業）を営む子会社においては、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、コマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融により資金を調達しております。

保険業を営む子会社においては、資金運用は中・長期的に安定的な収益の確保を図るため、主として固定利付きの円貨建て国内公社債等で運用しております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段として取り扱わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として割賦売掛金、営業貸付金、有価証券及び投資有価証券、銀行業を営む子会社が保有する銀行業関連資産、証券業を営む子会社が保有する証券業関連資産、保険業を営む子会社が保有する保険業関連資産であります。

割賦売掛金及び営業貸付金には、信販事業を営む子会社が保有するカード債権や融資債権、消費者ローン、有担保ローン等が含まれており、それぞれ発行体の信用リスクや貸倒リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券には、株式、譲渡性預金等が含まれており、市場リスクや為替変動リスク等に晒されております。

銀行業関連資産には、銀行業における有価証券、銀行業における貸出金等が含まれております。銀行業における有価証券には、主に株式、国債、地方債、外国証券等の有価証券と買入金銭債権が含まれており、有価証券については、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場リスク、為替変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、買入金銭債権については、主として各種信託受益権であり、これらは発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスクなどに晒されております。銀行業における貸出金には、個人顧客向け無担保カードローン及び住宅ローンが含まれており、これらは個人顧客の信用リスクに晒されております。

証券業関連資産には、証券業における預託金や信用取引資産等が含まれております。証券業における預託金は、主に顧客分別金信託等であり、銀行預金等により運用しているため、預け入れ先の信用リスクに晒されております。信用取引資産は、顧客等の信用リスクに晒されております。

保険業関連資産には、保険業における有価証券が含まれております。保険業における有価証券は、主に国債、地方債等の有価証券であり、それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク、市場リスク及び流動性リスクに晒されております。

当社グループが保有する金融負債は、主として借入金、銀行業関連負債であります。借入金は取引金融機関に対する当社グループの信用力やマーケット環境の変化による資金調達条件悪化等のリスクに晒されております。

銀行業関連負債には、銀行業における預金として、個人・法人顧客向けの普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金があります。新型定期預金については、金利変動リスクに晒されておりますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替変動リスクに晒されておりますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。

当社グループが利用しているデリバティブ取引は、為替予約、金利スワップション取引、金利スワップ取引、金利キャップ取引、外国為替証拠金取引、差金決済取引であります。

証券業を営む子会社が行っている店頭デリバティブ取引のうち、外国為替証拠金取引は、顧客に対する同社のポジションリスクをヘッジするために、ポジションについてはカウンターパーティへ原則フルカバーしております。差金決済取引については、ASPサービス形態でのサービス提供であり、原則同社に為替変動リスク・価格変動リスクは発生いたしません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、各社にて制定したリスク管理に関する諸規程において、具体的な各種リスクの管理方法や管理

体制等を定めております。

信用リスクの管理

信用リスクは、グループ管理規程に基づき、定期的に個別案件毎の与信限度額の設定、顧客の信用状況の把握、期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先は主に高格付けを有する金融機関としているため、信用リスクはほとんどないと認識しておりますが、取引相手方の契約不履行により経済的損失を被るリスクがあります。

市場リスクの管理

市場リスクに係る金融商品のうち、投資有価証券等については、取締役会において協議し投資決定を行っており、所定のルールに従って適正に評価されていることを管理しております。顧客販売のための外貨建金銭債権については、一定額以上の損失を発生させないようポジション限度額や損失限度額を設定し、日々販売状況等をモニタリングし、自己ポジションの状況を管理しております。主に、銀行業を営む子会社が保有する金融資産のうち時価を有する資産については、原則として市場リスクを直近データに基づくバリュエーション・アット・リスク（VaR）による計測を実施し、当該VaRによる計測結果を市場リスクの自己資本利用額として使用しております。また、金融資産のうち時価を有しないものについては、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるパーゼル 第1の柱（最低所要自己資本比率）における信用リスクに対する所要自己資本の額の標準的手法適用による算定手法を用い、信用リスクとしての自己資本利用額を算定しております。

流動性リスクの管理

資金調達等に係る流動性リスクは、各社の制定する規定に従い適正な手元流動性を維持するべく資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。投資有価証券等の流動性リスクについては、政策上必要最小限の取得とし、発行体の財務状況を把握し管理しております。

市場リスクに係る定量的情報

1) 金利リスクの管理

当社グループの金融事業を営む子会社において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける金融資産は、主として銀行業における有価証券、買入金銭債権、銀行業の貸出金であります。

金融負債については、個人・法人顧客向けの普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金、デリバティブ取引のうち金利スワップ取引であります。

同子会社では、一定の金利変動下において、これらの金融資産及び金融負債を時価評価し、その相殺後純額（以下、「現在価値」）の影響額を、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分け、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間毎の金利変動幅を用いております。例えば、平成24年12月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、指標となる金利が全て10ベース・ポイント（0.1%）上昇した場合、現在価値が996百万円減少し、逆に10ベース・ポイント（0.1%）下落した場合、996百万円増加すると認識しております。

なお、当該影響額は、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また外貨建資産、負債については、平成24年12月31日の為替レートをもとに日本円に換算して算出しております。加えて10ベース・ポイント下落時に、期間によって金利が負値になる場合については、排除しておりません。

2) 為替リスクの管理

当社グループの金融事業を営む子会社において、主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける金融資産は、外国証券、外国為替であります。

金融負債については、預金のうち外貨建普通預金及び外貨定期預金、デリバティブ取引のうち為替予約取引等であります。同子会社では、一定の為替変動下において、これらの金融資産及び金融負債に係る現在価値の影響額を、為替変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

現在価値の影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を通貨別に分け、当該通貨毎の為替変動幅を用いております。例えば、平成24年12月31日時点で、為替以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、各通貨に対して円が10%上昇した場合、現在価値が21百万円減少し、逆に円が10%下落した場合、21百万円増加すると認識しております。

なお、当該影響額は、為替とその他のリスク変数との相関を考慮しておらず、また、通貨別の現在価値の影響額を、平成24年12月31日の為替レートをもとに、日本円に換算して算出しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

前連結会計年度（平成23年12月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	88,989	88,989	-
(2)割賦売掛金	66,219		
貸倒引当金(*1)	1,425		
	64,793	65,223	430
(3)資産流動化受益債権	88,959		
貸倒引当金(*1)	1,242		
	87,717	86,549	1,168
(4)証券業における預託金	207,503	207,503	-
(5)証券業における信用取引資産	115,633	115,633	-
(6)営業貸付金	62,386		
貸倒引当金(*1)	8,930		
	53,455	66,696	13,240
(7)有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	138	138	-
満期保有目的の債券	1,003	1,003	0
その他有価証券	80,960	80,960	-
子会社株式及び関連会社株式	5,071	6,349	1,278
(8)銀行業における有価証券			
有価証券			
1)満期保有目的の債券	19,269	19,828	558
2)その他有価証券	300,144	300,144	-
買入金銭債権	218,305		
貸倒引当金(*1)	25		
	218,279	218,306	27
(9)保険業における有価証券			
その他有価証券	-	-	-
(10)銀行業における貸出金	155,677		
貸倒引当金(*1)	1,745		
	153,932	156,226	2,294
資産計	1,396,893	1,413,554	16,661
(1)銀行業における預金	741,501	741,921	420
(2)短期借入金	130,722	130,722	-
(3)証券業における預り金	139,482	139,482	-
(4)証券業における信用取引負債	38,229	38,229	-
(5)証券業における受入保証金	79,817	79,817	-
(6)証券業における有価証券担保借入金	28,734	28,734	-
(7)長期借入金	190,746	190,720	26
負債計	1,349,235	1,349,629	393
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,444	5,444	-
ヘッジ会計が適用されているもの	91	1,021	1,113
デリバティブ取引計	5,536	4,422	1,113

当連結会計年度（平成24年12月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	267,596	267,596	-
(2)割賦売掛金	205,330		
貸倒引当金(*1)	1,178		
	204,151	204,470	318
(3)資産流動化受益債権	23,074		
貸倒引当金(*1)	878		
	22,196	17,186	5,009
(4)証券業における預託金	252,308	252,308	-
(5)証券業における信用取引資産	130,165	130,165	-
(6)営業貸付金	69,214		
貸倒引当金(*1)	10,298		
	58,915	68,069	9,153
(7)有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	441	441	-
満期保有目的の債券	6,836	6,849	13
その他有価証券	7,749	7,749	-
子会社株式及び関連会社株式	5,894	9,153	3,259
(8)銀行業における有価証券			
有価証券			
1)満期保有目的の債券	23,549	24,193	644
2)その他有価証券	208,787	208,787	-
買入金銭債権	196,339		
貸倒引当金(*1)	9		
	196,330	196,346	16
(9)保険業における有価証券			
その他有価証券	13,777	13,777	-
(10)銀行業における貸出金	189,471		
貸倒引当金(*1)	649		
	188,821	190,206	1,384
資産計	1,587,521	1,597,301	9,780
(1)銀行業における預金	808,080	808,575	495
(2)短期借入金	145,417	145,417	-
(3)証券業における預り金	177,515	177,515	-
(4)証券業における信用取引負債	41,777	41,777	-
(5)証券業における受入保証金	83,371	83,371	-
(6)証券業における有価証券担保借入金	37,465	37,465	-
(7)長期借入金	126,063	126,054	9
負債計	1,419,691	1,420,178	486

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,972	3,972	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	942	942
デリバティブ取引計	3,972	3,029	942

(*1) 割賦売掛金、資産流動化受益債権、営業貸付金、買入金銭債権、銀行業における貸出金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

主として短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のない預け金についても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 割賦売掛金

割賦売掛金は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が1年以内のものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 資産流動化受益債権

資産流動化受益債権の時価は、流動化スキーム毎に算定しております。残存期間が1年超の劣後受益権は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、残存期間が一年以内の劣後受益権は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、流動化スキームを開始する際の、現金準備金である金銭信託の時価についても帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 証券業における預託金、(5) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 営業貸付金

営業貸付金は、商品種類や対象顧客に基づく類似のキャッシュ・フローを生み出すと考えられる単位毎に、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。また、貸出条件緩和や延滞の状況等から実質的に回収不能な債権と考えられる営業貸付金については、貸倒見積高を算定していることから、時価は決算日の貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額としております。

なお、残存期間が1年以内のものは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 銀行業における有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、一部の事業債の時価については、合理的に算定された裏付資産の評価額をもって時価としております。

買入金銭債権については、優先劣後等のように質的に分割されており保有者が複数であるような信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。それ以外のものについては、「銀行業の貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

(9) 保険業における有価証券

保有する国内公社債の時価は、原則として日本証券業協会から発表される「公社債売買参考統計値」としていません。

(10) 銀行業における貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間毎に区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 短期借入金

短期借入金には短期借入金及び1年以内の長期借入金が含まれており、これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 証券業における預り金、(4) 証券業における信用取引負債及び(5) 証券業における受入保証金、(6) 証券業における有価証券担保借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、借入毎に区分を行い算定しております。変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを市場が要求する期待収益率で割り引くことにより時価を算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、その金利スワップ前の変動金利として時価を算定しており、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
その他有価証券		
非上場株式	2,628	10,086
非上場外国証券	70	0
その他	394	308
子会社株式及び関連会社株式	9,327	1,452
合 計	12,420	11,847

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*2)	87,709	-	-	-
割賦売掛金(*3)	50,511	10,820	1,882	599
資産流動化受益債権	80,098	8,861	-	-
営業貸付金(*4)	26,155	20,187	1,306	294
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるもの	76,650	501	501	-
銀行業における有価証券				
有価証券				
満期保有目的の債券	-	11,069	8,200	-
その他有価証券のうち満期があるもの	54,269	123,122	109,111	9,222
買入金銭債権	24,910	148,834	36,813	7,746
銀行業における貸出金(*5)	23,623	57,125	41,901	32,256
合計	423,927	380,522	199,717	50,119

(*1)償還予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、金銭債権のうち、科目残高の全額が1年以内に償還される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2)現金及び預金のうち、現金及び拘束性預金については含めておりません。

(*3)割賦売掛金のうち、期限の定めない2,405百万円は含めておりません。

(*4)営業貸付金のうち、回収が困難と見込まれる7,003百万円及び期限の定めのない17,439百万円は含めておりません。

(*5)銀行業の貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定が見込めない1770百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金(*2)	266,239	-	-	-
割賦売掛金(*3)	191,549	9,196	1,586	868
資産流動化受益債権	6,511	16,562	-	-
営業貸付金(*4)	29,723	23,220	1,064	310
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち満期があるもの	4,350	1,604	5,231	-
銀行業における有価証券				
有価証券				
満期保有目的の債券	7,049	4,000	12,500	-
その他有価証券のうち満期があるもの	95,835	103,379	4,758	4,028
買入金銭債権	13,079	165,449	8,880	8,929
保険業における有価証券	3,065	7,453	3,258	-
銀行業における貸出金	23,842	66,593	53,289	45,745
合計	641,246	397,459	90,569	59,882

(*1)償還予定額については、連結貸借対照表計上額にて記載しております。なお、金銭債権のうち、科目残高の全額が1年以内に償還される予定のものについては、記載を省略しております。

(*2)現金及び預金のうち、現金及び拘束性預金については含めておりません。

(*3)割賦売掛金のうち、期限の定めのない2,129百万円は含めておりません。

(*4)営業貸付金のうち、期限の定めのない114,896百万円は含めておりません。

（注4）銀行業の預金及び長期借入金の返済予定額

前連結会計年度（平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
銀行業の預金(*1)	619,980	23,558	11,495	5,762	4,458	76,244
長期借入金	-	62,108	49,695	31,926	25,511	21,505
合計	619,980	85,666	61,191	37,689	29,970	97,750

(*1)銀行業の預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
銀行業の預金(*1)	673,116	21,431	7,198	3,953	8,224	94,156
長期借入金	-	45,597	30,213	26,274	23,576	401
合計	673,116	67,029	37,411	30,227	31,800	94,557

(*1)銀行業の預金のうち、要求払預金については「1年以内」に含めております。

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	平成23年12月31日	平成24年12月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	5	19

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	1,003	1,003	0
合 計	1,003	1,003	0

当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	3,110	3,142	31
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債・地方債等	3,725	3,707	17
合 計	6,836	6,849	13

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	3,222	1,121	2,100
その他	50	50	0
小 計	3,272	1,171	2,100
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式	1,087	1,422	334
その他	76,600	76,600	-
小 計	77,687	78,022	334
合 計	80,960	79,194	1,765

(注) 上記取得原価は減損処理後の金額であり、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損100百万円を計上しております。

なお、減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、全て減損処理を行い、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合には、回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株 式	2,628	674	1,953
その他	50	50	0
小 計	2,678	724	1,953
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株 式	770	852	82
その他	4,300	4,300	-
小 計	5,070	5,152	82
合 計	7,749	5,877	1,871

（注）上記取得原価は減損処理後の金額であり、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損498百万円を計上しております。

なお、減損にあたっては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は、全て減損処理を行い、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合には、回収可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

（単位：百万円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	49,063	2	-
その他	35,509	-	-
合 計	84,573	2	-

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	1,125	402	139
その他	76,000	-	-
合 計	77,125	402	139

(銀行業における有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年12月31日)

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
債券			
地方債	7,069	7,144	75
その他	12,200	12,683	483
合 計	19,269	19,828	558

(注) 時価については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
債券			
地方債	7,049	7,078	29
その他	14,600	15,224	624
小 計	21,649	22,302	653
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
その他	1,900	1,890	9
小 計	1,900	1,890	9
合 計	23,549	24,193	644

(注) 時価については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成23年12月31日）

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
債券			
国債	103,573	102,054	1,519
短期社債	2,499	2,499	0
社債	15,502	15,374	128
その他	175,072	171,992	3,080
小計	296,649	291,921	4,727
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券			
国債	37,458	37,482	24
短期社債	4,994	4,996	2
社債	9,573	9,605	31
その他	155,307	157,282	1,974
小計	207,334	209,365	2,031
合計	503,983	501,287	2,696

(注) その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほどの著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。更に、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。当連結会計年度の減損処理額は、2,168百万円であります。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
債券			
国債	6,283	6,276	6
短期社債	6,999	6,998	0
社債	17,691	17,625	66
その他	209,936	209,316	619
小計	240,910	240,217	693
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券			
国債	61,067	61,070	2
短期社債	9,495	9,496	1
社債	8,055	8,106	50
その他	78,816	79,418	601
小計	157,434	158,091	656
合計	398,345	398,308	36

(注) その他有価証券の時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほどの著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。更に、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。当連結会計年度の減損処理額は、4百万円であります。

3 連結会年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	2	1	-
債券			
国債	32,029	0	100
社債	1,195	209	-
その他	4,516	958	238
合計	37,743	1,170	339

当連結会計年度（自平成24年1月1日至平成24年12月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券			
国債	108,803	5	412
その他	4,757	240	261
合計	113,560	246	674

(保険業における有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(平成24年12月31日)

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
債券			
国債・地方債等	8,153	7,951	201
社債	2,517	2,506	10
小計	10,670	10,458	212
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券			
国債・地方債等	1,542	1,544	1
社債	1,563	1,620	56
小計	3,106	3,165	58
合 計	13,777	13,623	154

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
顧客	外国為替証拠金取引			
	売建	113,527	6,333	6,333
	買建	21,597	165	165
カウンター パーティー	外国為替証拠金取引			
	売建	21,432	-	-
	買建	107,194	-	-
店頭	為替予約取引			
	売建	33,851	12	12
	買建	78,445	790	790
合計		376,049	5,390	5,390

(注) 時価の算定方法

外国為替証拠金取引----直物為替相場
 為替予約取引-----先物為替相場及び取引金融機関に提示された価格

当連結会計年度(平成24年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
顧客	外国為替証拠金取引			
	売建	79,769	1,890	1,890
	買建	42,847	2,678	2,678
カウンター パーティー	外国為替証拠金取引			
	売建	121,721	546	546
	買建	157,811	591	591
店頭	為替予約取引			
	売建	30,316	164	164
	買建	79,813	3,299	3,299
合計		512,280	3,969	3,969

(注) 時価の算定方法

外国為替証拠金取引----直物為替相場
 為替予約取引-----先物為替相場及び取引金融機関に提示された価格

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成23年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップション			
	売建	92,895	1,114	1,114
	買建	92,032	1,060	1,060
合計		184,927	54	54

(注) 1 金利スワップション取引には、区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

2 時価については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップション			
	売建	103,444	1,509	1,509
	買建	103,539	1,505	1,505
合計		206,983	3	3

(注) 1 金利スワップション取引には、区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。
 2 時価については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 商品取引

前連結会計年度（平成23年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	コモディティ・スワップ取引			
	売建	864	21	21
	買建	864	21	21
合計		1,728	0	0

(注) 時価については、取引先から提示されたものによっております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

該当事項はありません。

(4) その他

前連結会計年度（平成23年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
顧客	差金決済取引			
	売建	377	5	5
	買建	891	19	19
カウンター パーティー	差金決済取引			
	売建	891	19	19
	買建	377	5	5
合計		2,537	-	-

(注) 時価については、当該商品等を扱う市場等における最終価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
顧客	差金決済取引			
	売建	187	3	3
	買建	512	5	5
カウンター パーティー	差金決済取引			
	売建	512	5	5
	買建	187	3	3
合計		1,399	-	-

(注) 時価については、当該商品等を扱う市場等における最終価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（平成23年12月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
繰延ヘッジ 処理	為替予約取引 買建	外貨建予定取引	21,948	-	91
合計			21,948	-	91

(注) 時価については、取引金融機関から提示されたものによっております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成23年12月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	長期借入金 外国債券	63,404	44,490	1,113
合計			63,404	44,490	1,113

(注) 時価については、取引金融機関から提示されたものによっております。

当連結会計年度（平成24年12月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	長期借入金 外国債券	37,374 12,500	20,315 12,500	376 566
合計			49,874	32,815	942

(注) 時価については、取引金融機関から提示されたものによっております。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度及び確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
退職給付債務	273	662
年金資産	-	-
退職給付引当金	273	662

(注) 退職給付制度を採用している一部の連結子会社は、退職金給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
勤務費用	106	191
利息費用	45	2
期待運用収益	37	-
数理計算上の差異の費用処理額	87	1
過去勤務債務の費用処理額	0	-
その他	45	17
退職給付費用	247	213

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

2 「その他」は確定拠出年金制度を採用している連結子会社の確定拠出年金に拠出した費用であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

勤務期間を基準とする方法をとっております。

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
主として2.0%	主として1.5%

(注) 一部の連結子会社につきましては簡便法を採用しているため、基礎率等については記載しておりません。

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
主として2.0%	-

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
主として10年	-

(5) 数理計算上の差異の処理年数

前連結会計年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
主として10年	主として10年

(注) 主として発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法によっており、翌年度から費用処理することとしております。なお、金額が僅少な場合については、発生年度に一括費用処理することとしております。

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	295百万円	651百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

前連結会計年度(自 平成23年1月1日至 平成23年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社 平成13年 ストック・オプション		提出会社 平成14年 ストック・オプション		提出会社 平成15年 ストック・オプション	
付与対象者の区分 及び数	当社取締役	9名	当社取締役	9名	当社取締役	12名
	当社従業員	150名	当社従業員	160名	当社監査役	3名
					当社従業員	212名
					当社子会社取締役	7名
					当社子会社従業員	117名
ストック・オプションの数(注)	普通株式	1,071株	普通株式	280株	普通株式	5,283株
付与日	平成13年4月26日		平成14年4月30日		平成15年7月14日	
権利確定条件	付与日(平成13年4月26日)以降、権利確定日(平成15年3月29日)まで継続して勤務していること		付与日(平成14年4月30日)以降、権利確定日(平成18年3月28日)まで継続して勤務していること		付与日(平成15年7月14日)以降、権利確定日(平成19年3月27日)まで継続して勤務していること	
対象勤務期間	平成13年4月26日から平成15年3月29日まで		平成14年4月30日から平成18年3月28日まで		平成15年7月14日から平成19年3月27日まで	
権利行使期間	平成15年3月30日から平成23年3月28日まで		平成18年3月29日から平成24年3月27日まで		平成19年3月28日から平成25年3月26日まで	

会社名	提出会社 平成15年 ストック・オプション		提出会社 平成16年 ストック・オプション		提出会社 平成17年 ストック・オプション	
付与対象者の区分 及び数	当社子会社取締役	1名	当社取締役	12名	当社取締役	14名
	当社子会社従業員	17名	当社監査役	3名	当社監査役	3名
	当社関連会社取締役	2名	当社従業員	447名	当社従業員	547名
	当社関連会社従業員	12名	当社子会社取締役	3名	当社子会社取締役	3名
			当社子会社従業員	47名	当社子会社従業員	6名
ストック・オプションの数(注)	普通株式	352株	普通株式	3,573株	普通株式	54,410株
付与日	平成15年8月29日		平成16年9月7日		平成17年12月15日	
権利確定条件	付与日(平成15年8月29日)以降、権利確定日(平成19年3月27日)まで継続して勤務していること		付与日(平成16年9月7日)以降、権利確定日(平成20年3月30日)まで継続して勤務していること		付与日(平成17年12月15日)以降、権利確定日(平成21年3月30日)まで継続して勤務していること	
対象勤務期間	平成15年8月29日から平成19年3月27日まで		平成16年9月7日から平成20年3月30日まで		平成17年12月15日から平成21年3月30日まで	
権利行使期間	平成19年3月28日から平成25年3月26日まで		平成20年3月31日から平成26年3月29日まで		平成21年3月31日から平成27年3月29日まで	

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社従業員 1名	当社取締役 13名 当社監査役 3名 当社従業員 765名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 22名	当社取締役 13名 当社監査役 3名 当社従業員 68名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株	普通株式 30,000株	普通株式 14,340株
付与日	平成18年2月13日	平成18年4月20日	平成18年12月14日
権利確定条件	付与日(平成18年2月13日)以降、権利確定日(平成21年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年4月20日)以降、権利確定日(平成22年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年12月14日)以降、権利確定日(平成22年3月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成18年2月13日から平成21年3月30日まで	平成18年4月20日から平成22年3月30日まで	平成18年12月14日から平成22年3月30日まで
権利行使期間	平成21年3月31日から平成27年3月29日まで	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで

会社名	提出会社	提出会社	楽天証券㈱
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 14名 当社監査役 4名 当社従業員 2,017名	当社取締役 15名 当社監査役 4名 当社従業員 2,360名	同社従業員 57名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 33,050株	普通株式 11,989株	普通株式 310株
付与日	平成21年1月19日	平成22年2月12日	平成17年9月15日
権利確定条件	付与日(平成21年1月19日)以降、権利確定日(平成24年3月27日)まで継続して勤務していること	付与日(平成22年2月12日)以降、権利確定日(平成25年3月27日)まで継続して勤務していること	付与日(平成17年9月15日)以降、権利確定日(平成19年9月18日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成21年1月19日から平成24年3月27日まで	平成22年2月12日から平成25年3月27日まで	平成17年9月15日から平成19年9月18日まで
権利行使期間	平成24年3月28日から平成30年3月26日まで	平成25年3月28日から平成31年3月26日まで	平成19年9月19日から平成24年9月18日まで

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ㈱	フュージョン・コミュニケーションズ㈱	フュージョン・コミュニケーションズ㈱
	平成13年第2回 無担保新株引受権付社債	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 49名	同社従業員 42名	同社従業員 27名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 1,125株	普通株式 985株	普通株式 1,415株
付与日	平成13年7月12日	平成13年7月12日	平成14年6月29日
権利確定条件	-	-	付与日(平成14年6月29日)以降、権利確定日(平成16年6月28日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	-	-	平成14年6月29日から平成16年6月28日まで
権利行使期間	平成13年7月12日から平成23年7月10日まで	平成13年7月12日から平成24年7月10日まで	平成16年6月29日から平成24年6月28日まで

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	(株)ネッツ・パートナーズ	(株)ネッツ・パートナーズ
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第1回新株予約権	平成18年 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 26名	同社取締役 3名 同社監査役 1名 同社顧問 5名 同社従業員 1名	同社取締役 1名 同社顧問 2名 同社従業員 3名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 264株	普通株式 380株	普通株式 120株
付与日	平成15年6月30日	平成17年7月30日	平成18年4月28日
権利確定条件	付与日(平成15年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること	権利行使時においても、同社の取締役、監査役、顧問、相談役または従業員の地位にあること	権利行使時においても、同社の取締役、監査役、顧問、相談役または従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成15年6月30日から平成17年6月30日まで	平成17年7月30日から平成19年7月27日まで	平成18年4月28日から平成20年4月26日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から平成25年6月30日まで	平成19年7月28日から平成27年7月27日まで	平成20年4月27日から平成28年4月26日まで

会社名	ドットコムディティ(株)	ドットコムディティ(株)	楽天銀行(株) (旧 イーバンク銀行(株))
	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権	平成13年2月22日 株主総会決議
付与対象者の区分及び数	同社従業員 4名	同社従業員 4名	同行取締役 2名 同行従業員 9名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 480株	普通株式 280株	普通株式 1,750株
付与日	平成17年7月1日	平成18年7月1日	平成13年3月13日
権利確定条件	権利行使時においても、同社及び同社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあること	権利行使時においても、同社及び同社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあること	同行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段の定めがないが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれる。権利行使条件は(1)~(8)のとおり
対象勤務期間	平成17年7月1日から平成19年6月30日まで	平成18年7月1日から平成20年6月30日まで	付与日から同行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件(2)~(5)を満たす期間
権利行使期間	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成20年7月1日から平成28年5月31日まで	平成15年3月13日から平成23年2月22日まで(ただし権利行使条件(1)を満たした場合)

(注) 1 付与時点での株式数に換算して記載しております。

- 2 当連結会計年度において、楽天KC(株)の株式をすべて売却したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。これに伴い、同社のストック・オプションについては記載しておりません。
 (平成17年ストック・オプション 前連結会計年度末 880株)

楽天銀行(株)(旧 イーバンク銀行(株))「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1)行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、楽天銀行(株)の株式が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、楽天銀行(株)が実質的に全ての営業を譲渡する場合、楽天銀行(株)を解散会社とする合併が行われる場合、または楽天銀行(株)が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、楽天銀行(株)の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2)新株予約権の発行時において楽天銀行(株)の取締役、監査役または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)、楽天銀行(株)子会社若しくは楽天銀行(株)関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役または顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)の取締役、監査役、従業員、相談役または顧問でない場合であっても、楽天銀行(株)の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、同行就業規則に規定する同行都合退職した場合、または新株予約権を行使できることについて楽天銀行(株)取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3)新株予約権の発行時において楽天銀行(株)子会社若しくは楽天銀行(株)関連会社の取締役、監査役または従業員であった対象者、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)、楽天銀行(株)子会社若しくは楽天銀行(株)関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役または顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)、楽天銀行(株)子会社若しくは楽天銀行(株)関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役または顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて楽天銀行(株)取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4)新株予約権の発行時において楽天銀行(株)のアドバイザー・コミッティーメンバーまたは楽天銀行(株)コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)のアドバイザー・コミッティーメンバー、または楽天銀行(株)コンサルタントであることを要します。ただし、対象者が、新株予約権の行使時において楽天銀行(株)のアドバイザー・コミッティーメンバーまたは楽天銀行(株)コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて楽天銀行(株)取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5)新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部または一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。)
新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6)新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部または一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7)新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8)新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9)「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成23年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社		
	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	3,212	3,537	24,440
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	3,212	2,727	4,390
失効	-	-	-
未行使残	-	810	20,050

会社名	提出会社		
	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	1,940	35,730	54,410
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	130	100	-
失効	-	-	-
未行使残	1,810	35,630	54,410

会社名	提出会社		
	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	2,000	30,000	13,827
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	2,322
失効	-	-	-
未行使残	2,000	30,000	11,505

会社名	提出会社		
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	楽天証券(株) 平成17年第2回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	33,050	11,989	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	33,050	11,989	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	184
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	20
未行使残	-	-	164

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)		
	平成13年第2回 無担保新株引受権付社債	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	650	255	425
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	650	30	-
未行使残	-	225	425

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	(株)ネッツ・パートナーズ	(株)ネッツ・パートナーズ
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第1回新株予約権	平成18年 第2回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	105	380	120
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	15	-	-
未行使残	90	380	120

会社名	ドットコムディティ(株)	ドットコムディティ(株)	楽天銀行(株) (旧 イーバンク銀行(株))
	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権	平成13年2月22日 株主総会決議
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	760
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	760
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	220	280	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	30	-
未行使残	220	250	-

(注) 当連結会計年度において、楽天K C (株)の株式をすべて売却したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。これに伴い、同社のストック・オプションについては記載していません。

(平成17年ストック・オプション 前連結会計年度末 880株)

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,120,953	1,100,000	193,000
行使時平均価格 (円)	73,267	77,229	80,450
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	275,000	755,000	91,300
行使時平均価格 (円)	88,900	94,200	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	103,848	101,000	55,900
行使時平均価格 (円)	-	-	81,390
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	29,400

会社名	提出会社	提出会社	楽天証券(株)
	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成17年第2回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	56,300	70,695	1,380,000
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	27,775	32,183	-

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
	平成13年第2回 無担保新株引受権付社債	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	155,792	155,792	219,388
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	(株)ネッツ・パートナーズ	(株)ネッツ・パートナーズ
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第1回新株予約権	平成18年 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	219,388	38,000	38,000
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	ドットコモディティ(株)	ドットコモディティ(株)	楽天銀行(株) (旧 イーバンク銀行(株))
	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権	平成13年2月22日 株主総会決議
権利行使価格 (円)	50,000	50,000	65,000
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

[前へ](#) [次へ](#)

当連結会計年度(自 平成24年1月1日至 平成24年12月31日)

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社 平成14年 ストック・オプション	提出会社 平成15年 ストック・オプション	提出会社 平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 9名 当社従業員 160名	当社取締役 12名 当社監査役 3名 当社従業員 212名 当社子会社取締役 7名 当社子会社従業員 117名	当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 17名 当社関連会社取締役 2名 当社関連会社従業員 12名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 280株	普通株式 5,283株	普通株式 352株
付与日	平成14年4月30日	平成15年7月14日	平成15年8月29日
権利確定条件	付与日(平成14年4月30日)以降、権利確定日(平成18年3月28日)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年7月14日)以降、権利確定日(平成19年3月27日)まで継続して勤務していること	付与日(平成15年8月29日)以降、権利確定日(平成19年3月27日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成14年4月30日から平成18年3月28日まで	平成15年7月14日から平成19年3月27日まで	平成15年8月29日から平成19年3月27日まで
権利行使期間	平成18年3月29日から平成24年3月27日まで	平成19年3月28日から平成25年3月26日まで	平成19年3月28日から平成25年3月26日まで

会社名	提出会社 平成16年 ストック・オプション	提出会社 平成17年 ストック・オプション	提出会社 平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 12名 当社監査役 3名 当社従業員 447名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 47名	当社取締役 14名 当社監査役 3名 当社従業員 547名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 6名	当社従業員 1名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 3,573株	普通株式 54,410株	普通株式 2,000株
付与日	平成16年9月7日	平成17年12月15日	平成18年2月13日
権利確定条件	付与日(平成16年9月7日)以降、権利確定日(平成20年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成17年12月15日)以降、権利確定日(平成21年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年2月13日)以降、権利確定日(平成21年3月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成16年9月7日から平成20年3月30日まで	平成17年12月15日から平成21年3月30日まで	平成18年2月13日から平成21年3月30日まで
権利行使期間	平成20年3月31日から平成26年3月29日まで	平成21年3月31日から平成27年3月29日まで	平成21年3月31日から平成27年3月29日まで

会社名	提出会社 平成18年 ストック・オプション	提出会社 平成18年 ストック・オプション	提出会社 平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 13名 当社監査役 3名 当社従業員 765名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 22名	当社取締役 13名 当社監査役 3名 当社従業員 68名	当社取締役 14名 当社監査役 4名 当社従業員 2,017名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 30,000株	普通株式 14,340株	普通株式 33,050株
付与日	平成18年4月20日	平成18年12月14日	平成21年1月19日
権利確定条件	付与日(平成18年4月20日)以降、権利確定日(平成22年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成18年12月14日)以降、権利確定日(平成22年3月30日)まで継続して勤務していること	付与日(平成21年1月19日)以降、権利確定日(平成24年3月27日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成18年4月20日から平成22年3月30日まで	平成18年12月14日から平成22年3月30日まで	平成21年1月19日から平成24年3月27日まで
権利行使期間	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで	平成22年3月31日から平成28年3月29日まで	平成24年3月28日から平成30年3月26日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成21年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 15名 当社監査役 4名 当社従業員 2,360名	Kobo Inc. 取締役 2名 Kobo Inc. 従業員 13名	当社従業員 2,529名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 11,989株	普通株式 11,051株	普通株式 352,100株
付与日	平成22年2月12日	平成24年4月20日	平成24年7月1日
権利確定条件	付与日(平成22年2月12日)以降、権利確定日(平成25年3月27日)まで継続して勤務していること	A. 付与日(平成24年4月20日)以降、権利確定日(平成26年4月19日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年4月20日)以降、権利確定日(平成27年4月19日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年4月20日)以降、権利確定日(平成28年4月19日)まで継続して勤務していること	付与日(平成24年7月1日)以降、権利確定日(平成28年3月29日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成22年2月12日から平成25年3月27日まで	A. 平成24年4月20日から平成26年4月19日まで B. 平成24年4月20日から平成27年4月19日まで C. 平成24年4月20日から平成28年4月19日まで	平成24年7月1日から平成28年3月29日まで
権利行使期間	平成25年3月28日から平成31年3月26日まで	A. 平成26年4月20日から平成34年4月20日まで B. 平成27年4月20日から平成34年4月20日まで C. 平成28年4月20日から平成34年4月20日まで	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社子会社取締役 7名 当社子会社監査役 4名 当社子会社執行役員及び従業員 703名	当社子会社従業員 4名	Kobo Inc. 従業員 1名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 109,800株	普通株式 500株	普通株式 103,300株
付与日	平成24年8月1日	平成24年8月20日	平成24年11月21日
権利確定条件	付与日(平成24年8月1日)以降、権利確定日(平成28年3月29日)まで継続して勤務していること	付与日(平成24年8月20日)以降、権利確定日(平成28年3月29日)まで継続して勤務していること	A. 付与日(平成24年11月21日)以降、権利確定日(平成26年11月20日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年11月21日)以降、権利確定日(平成27年11月20日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年11月21日)以降、権利確定日(平成28年11月20日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成24年8月1日から平成28年3月29日まで	平成24年8月20日から平成28年3月29日まで	A. 平成24年11月21日から平成26年11月20日まで B. 平成24年11月21日から平成27年11月20日まで C. 平成24年11月21日から平成28年11月20日まで
権利行使期間	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで	平成28年3月30日から平成34年3月28日まで	A. 平成26年11月21日から平成34年11月21日まで B. 平成27年11月21日から平成34年11月21日まで C. 平成28年11月21日から平成34年11月21日まで

会社名	楽天証券(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
	平成17年第2回 ストック・オプション	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 57名	同社従業員 42名	同社従業員 27名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 310株	普通株式 985株	普通株式 1,415株
付与日	平成17年9月15日	平成13年7月12日	平成14年6月29日
権利確定条件	付与日(平成17年9月15日)以降、権利確定日(平成19年9月18日)まで継続して勤務していること	-	付与日(平成14年6月29日)以降、権利確定日(平成16年6月28日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成17年9月15日から平成19年9月18日まで	-	平成14年6月29日から平成16年6月28日まで
権利行使期間	平成19年9月19日から平成24年9月18日まで	平成13年7月12日から平成24年7月10日まで	平成16年6月29日から平成24年6月28日まで

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	ドットコモディティ(株)	ドットコモディティ(株)
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 26名	同社従業員 4名	同社従業員 4名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 264株	普通株式 480株	普通株式 280株
付与日	平成15年6月30日	平成17年7月1日	平成18年7月1日
権利確定条件	付与日(平成15年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること	権利行使時においても、同社の取締役、監査役、顧問、相談役または従業員の地位にあること	権利行使時においても、同社及び同社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成15年6月30日から平成17年6月30日まで	平成17年7月1日から平成19年6月30日まで	平成18年7月1日から平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成17年7月1日から平成25年6月30日まで	平成19年7月1日から平成27年5月31日まで	平成20年7月1日から平成28年5月31日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成15年 第1回新株予約権	平成15年 第2回新株予約権	平成15年 第3回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社取締役 3名 同社監査役 1名 同社従業員 40名	同社取締役 5名 同社監査役 1名 同社従業員 18名 外部協力者 10名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 10名 外部協力者 1名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 830株	普通株式 566株	普通株式 199株
付与日	平成15年6月9日	平成15年8月1日	平成15年11月7日
権利確定条件	権利確定日(平成16年10月11日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること	権利確定日(平成17年7月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること 権利確定日(平成15年9月1日)において同等の地位にあること、または同社の取締役、監査役、従業員の地位にあること	権利確定日(平成17年12月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること 権利確定日(平成15年12月1日)において同等の地位にあること、または同社の取締役、監査役、従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成15年6月9日から平成16年10月11日まで	平成15年8月1日から平成17年7月1日まで 平成15年8月1日から平成15年9月1日まで	平成15年11月7日から平成17年12月1日まで 平成15年11月7日から平成15年12月1日まで
権利行使期間	平成16年10月11日から平成24年9月30日まで	平成17年7月1日から平成25年6月25日まで 平成15年9月1日から平成25年6月25日まで	平成17年12月1日から平成25年10月31日まで 平成15年12月1日から平成25年10月31日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成16年 第4回新株予約権	平成17年 第5回新株予約権	平成17年 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 10名 外部協力者 3名	同社取締役 6名 同社監査役 3名 同社従業員 68名	同社従業員 20名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 135株	普通株式 433株	普通株式 66株
付与日	平成16年2月4日	平成17年6月28日	平成17年12月20日
権利確定条件	権利確定日(平成18年2月1日)において従業員の地位にあること 権利確定日(平成16年3月1日)において同等の地位にあること、または同社の取締役、監査役、従業員の地位にあること	権利確定日(平成19年7月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること	権利確定日(平成20年1月1日)において取締役、監査役または従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成16年2月4日から平成18年2月1日まで 平成16年2月4日から平成16年3月1日まで	平成17年6月28日から平成19年7月1日まで	平成17年12月20日から平成20年1月1日まで
権利行使期間	平成18年2月1日から平成25年12月31日まで 平成16年3月1日から平成25年12月31日まで	平成19年7月1日から平成26年12月31日まで	平成20年1月1日から平成26年12月31日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成18年 第7回新株予約権	平成19年 第9回新株予約権	平成20年 第11回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 27名	同社取締役 8名 同社監査役 3名	同社従業員 17名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 121株	普通株式 79株	普通株式 134株
付与日	平成18年12月22日	平成19年6月26日	平成20年7月1日
権利確定条件	権利確定日(平成21年1月1日)において従業員の地位にあること	権利確定日(平成21年7月1日)において同社の取締役および監査役の地位にあること	権利確定日(平成22年7月1日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成18年12月22日から平成21年1月1日まで	平成19年6月26日から平成21年7月1日まで	平成20年7月1日から平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成21年1月1日から平成27年12月31日まで	平成21年7月1日から平成28年12月31日まで	平成22年7月1日から平成28年6月30日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第12回新株予約権	平成21年 第13回新株予約権	平成21年 第14回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 15名	同社取締役 8名 同社監査役 3名	同社従業員 69名 同社子会社従業員 14名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 86株	普通株式 79株	普通株式 320株
付与日	平成21年3月1日	平成21年3月1日	平成21年7月1日
権利確定条件	権利確定日(平成23年3月1日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること	権利確定日(平成23年3月1日)において同社の取締役および監査役の地位にあること	権利確定日(平成23年7月1日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成21年3月1日から平成23年3月1日まで	平成21年3月1日から平成23年3月1日まで	平成21年7月1日から平成23年7月1日まで
権利行使期間	平成23年3月1日から平成29年2月28日まで	平成23年3月1日から平成29年2月28日まで	平成23年7月1日から平成30年12月31日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第15回新株予約権	平成21年 第16回新株予約権	平成21年 第17回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社従業員 66名 同社子会社役員 1名 同社子会社従業員 5名	同社取締役 8名 同社監査役 3名	同社従業員 10名 同社子会社役員 1名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 140株	普通株式 79株	普通株式 72株
付与日	平成21年7月1日	平成21年7月1日	平成21年12月25日
権利確定条件	権利確定日(平成23年7月1日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること	権利確定日(平成23年8月1日)において同社の取締役および監査役の地位にあること	権利確定日(平成23年12月26日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること
対象勤務期間	平成21年7月1日から平成23年7月1日まで	平成21年7月1日から平成23年8月1日まで	平成21年12月25日から平成23年12月26日まで
権利行使期間	平成23年7月1日から平成30年12月31日まで	平成23年8月1日から平成30年12月31日まで	平成23年12月26日から平成30年12月31日まで

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成22年 第18回新株予約権	平成22年 第19回新株予約権	平成23年 第20回新株予約権
付与対象者の区分及び数	同社子会社従業員 6名	同社従業員 26名 同社子会社役員 2名 同社子会社従業員 8名	同社取締役 7名 同社監査役 3名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 18株	普通株式 220株	普通株式 79株
付与日	平成22年3月26日	平成22年12月24日	平成23年1月20日
権利確定条件	権利確定日(平成24年3月27日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること	権利確定日(平成24年12月25日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること	権利確定日(平成25年1月21日)において、同社の取締役および監査役の地位にあること
対象勤務期間	平成22年3月26日から平成24年3月27日まで	平成22年12月24日から平成24年12月25日まで	平成23年1月20日から平成25年1月21日まで
権利行使期間	平成24年3月27日から平成30年12月31日まで	平成24年12月25日から平成31年12月24日まで	平成25年1月21日から平成32年1月20日まで

会社名	ケンコーコム(株)	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成23年 第21回新株予約権	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	同社従業員 63名 同社子会社従業員 1名	同社取締役 2名 同社従業員 15名	同社従業員 1名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 220株	普通株式 15,956,524株	普通株式 475,000株
付与日	平成23年12月22日	平成24年1月11日	平成24年2月27日
権利確定条件	権利確定日(平成25年12月23日)において同社、同社子会社または同社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあること	A. 付与日(平成24年1月11日)以降、権利確定日(平成26年1月10日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年1月11日)以降、権利確定日(平成27年1月10日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年1月11日)以降、権利確定日(平成28年1月10日)まで継続して勤務していること	A. 付与日(平成24年2月27日)以降、権利確定日(平成26年2月26日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年2月27日)以降、権利確定日(平成27年2月26日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年2月27日)以降、権利確定日(平成28年2月26日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成23年12月22日から平成25年12月23日まで	A. 平成24年1月11日から平成26年1月10日まで B. 平成24年1月11日から平成27年1月10日まで C. 平成24年1月11日から平成28年1月10日まで	A. 平成24年2月27日から平成26年2月26日まで B. 平成24年2月27日から平成27年2月26日まで C. 平成24年2月27日から平成28年2月26日まで
権利行使期間	平成25年12月23日から平成32年12月22日まで	A. 平成26年1月11日から平成30年1月11日まで B. 平成27年1月11日から平成30年1月11日まで C. 平成28年1月11日から平成30年1月11日まで	A. 平成26年2月27日から平成30年2月27日まで B. 平成27年2月27日から平成30年2月27日まで C. 平成28年2月27日から平成30年2月27日まで

会社名	Kobo Inc.	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	同社従業員 1名	同社従業員 1名	同社従業員 2名
ストック・オプションの数(注)	普通株式 365,000株	普通株式 365,000株	普通株式 2,342,049株
付与日	平成24年4月9日	平成24年4月23日	平成24年7月9日
権利確定条件	A. 付与日(平成24年4月9日)以降、権利確定日(平成26年4月8日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年4月9日)以降、権利確定日(平成27年4月8日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年4月9日)以降、権利確定日(平成28年4月8日)まで継続して勤務していること	A. 付与日(平成24年4月23日)以降、権利確定日(平成26年4月22日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年4月23日)以降、権利確定日(平成27年4月22日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年4月23日)以降、権利確定日(平成28年4月22日)まで継続して勤務していること	A. 付与日(平成24年7月9日)以降、権利確定日(平成26年7月8日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年7月9日)以降、権利確定日(平成27年7月8日)まで継続して勤務していること C. 付与日(平成24年7月9日)以降、権利確定日(平成28年7月8日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	A. 平成24年4月9日から平成26年4月8日まで B. 平成24年4月9日から平成27年4月8日まで C. 平成24年4月9日から平成28年4月8日まで	A. 平成24年4月23日から平成26年4月22日まで B. 平成24年4月23日から平成27年4月22日まで C. 平成24年4月23日から平成28年4月22日まで	A. 平成24年7月9日から平成26年7月8日まで B. 平成24年7月9日から平成27年7月8日まで C. 平成24年7月9日から平成28年7月8日まで
権利行使期間	A. 平成26年4月9日から平成30年4月9日まで B. 平成27年4月9日から平成30年4月9日まで C. 平成28年4月9日から平成30年4月9日まで	A. 平成26年4月23日から平成30年4月23日まで B. 平成27年4月23日から平成30年4月23日まで C. 平成28年4月23日から平成30年4月23日まで	A. 平成26年7月9日から平成30年7月9日まで B. 平成27年7月9日から平成30年7月9日まで C. 平成28年7月9日から平成30年7月9日まで

会社名	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	Aquafadas Inc. 2名 取締役
ストック・オプションの数(注)	普通株式 800,000株
付与日	平成24年10月5日
権利確定条件	A. 付与日(平成24年10月5日)以降、権利確定日(平成25年12月30日)まで継続して勤務していること B. 付与日(平成24年10月5日)以降、権利確定日(平成26年12月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	A. 平成24年10月5日から平成25年12月30日まで B. 平成24年10月5日から平成26年12月30日まで
権利行使期間	A. 平成25年12月31日から平成30年10月5日まで B. 平成26年12月31日から平成30年10月5日まで

(注) 1 付与時点での株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度において、(株)ネット・パートナーズの事業再編に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。これに伴い、同社のストック・オプションについては記載しておりません。

(平成17年ストック・オプション第1回新株予約権 前連結会計年度末 380株及び平成18年ストック・オプション第2回新株予約権 前連結会計年度末 120株)

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	81,000	2,005,000	181,000
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	81,000	498,000	15,000
失効	-	-	-
未行使残	-	1,507,000	166,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	3,563,000	5,441,000	200,000
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	34,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	3,529,000	5,441,000	200,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	3,305,000
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	3,305,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	3,000,000	1,150,500	-
権利確定	-	-	3,305,000
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	250,000	290,800
失効	-	-	-
未行使残	3,000,000	900,500	3,014,200

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成21年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	1,198,900	-	-
付与	-	1,105,100	352,100
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	1,198,900	1,105,100	352,100
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	109,800	500	103,300
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	109,800	500	103,300
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	楽天証券(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
	平成17年第2回 ストック・オプション	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	164	225	425
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	164	225	425
未行使残	-	-	-

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	ドットコムディティ(株)	ドットコムディティ(株)
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	90	220	250
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	20
未行使残	90	220	230

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成15年 第1回新株予約権	平成15年 第2回新株予約権	平成15年 第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	162	368	59
権利行使	-	-	-
失効	162	-	-
未行使残	-	368	59

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成16年 第4回新株予約権	平成17年 第5回新株予約権	平成17年 第6回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	37	139	3
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	37	139	3

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成18年 第7回新株予約権	平成19年 第9回新株予約権	平成20年 第11回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	4	79	15
権利行使	-	-	-
失効	1	-	-
未行使残	3	79	15

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第12回新株予約権	平成21年 第13回新株予約権	平成21年 第14回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	48	79	206
権利行使	-	-	-
失効	-	-	30
未行使残	48	79	176

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第15回新株予約権	平成21年 第16回新株予約権	平成21年 第17回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	76	79	48
権利行使	-	-	-
失効	3	-	-
未行使残	73	79	48

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成22年 第18回新株予約権	平成22年 第19回新株予約権	平成23年 第20回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
連結子会社化による増加	-	182	79
失効	-	9	-
権利確定	-	173	-
未確定残	-	-	79
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	173	-
連結子会社化による増加	16	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	16	173	-

会社名	ケンコーコム(株)	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成23年 第21回新株予約権	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	15,956,524	475,000
連結子会社化による増加	205	-	-
失効	9	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	196	15,956,524	475,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	Kobo Inc.	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	365,000	365,000	2,342,049
連結子会社化による増加	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	365,000	365,000	2,342,049
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
連結子会社化による増加	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

会社名	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	800,000
連結子会社化による増加	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	800,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
連結子会社化による増加	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 1 当社は平成24年7月1日で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度期末に当該株式分割が行われたと仮定した、株式数に換算して記載しております。

2 当連結会計年度において、(株)ネッツ・パートナーズの事業再編に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。これに伴い、同社のストック・オプションについては記載しておりません。

(平成17年ストック・オプション第1回新株予約権 前連結会計年度末 380株及び平成18年ストック・オプション第2回新株予約権 前連結会計年度末 120株)

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	110	193	275
行使時平均価格 (円)	807	765	789
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	755	913	1,039
行使時平均価格 (円)	819	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,010	559	563
行使時平均価格 (円)	-	778	790
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	294	278

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成21年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	707	A. 1 B. 1 C. 1	1
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	322	A. 888 B. 886 C. 883	814

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	A. 1 B. 1 C. 1
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	769	769	A. 646 B. 644 C. 641

会社名	楽天証券(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	フュージョン・コミュニケーションズ(株)
	平成17年第2回 ストック・オプション	平成13年第3回 無担保新株引受権付社債	平成14年 第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,380,000	155,792	219,388
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	-

会社名	フュージョン・コミュニケーションズ(株)	ドットコムディティ(株)	ドットコムディティ(株)
	平成15年 第2回新株予約権	平成17年 第2回新株予約権	平成18年 第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	219,388	50,000	50,000
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成15年 第1回新株予約権	平成15年 第2回新株予約権	平成15年 第3回新株予約権
権利行使価格 (円)	50,000	61,000	65,000
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成16年 第4回新株予約権	平成17年 第5回新株予約権	平成17年 第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	65,000	396,214	307,125
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成18年 第7回新株予約権	平成19年 第9回新株予約権	平成20年 第11回新株予約権
権利行使価格 (円)	162,698	124,150	63,226
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	76,522 ~ 85,224	70,615 ~ 76,441	29,596 ~ 36,087

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第12回新株予約権	平成21年 第13回新株予約権	平成21年 第14回新株予約権
権利行使価格 (円)	32,478	63,226	44,294
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	15,628 ~ 16,892	10,927 ~ 13,262	22,158 ~ 25,992

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成21年 第15回新株予約権	平成21年 第16回新株予約権	平成21年 第17回新株予約権
権利行使価格 (円)	44,294	44,294	60,668
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	22,158 ~ 25,992	22,158 ~ 25,992	27,414 ~ 30,719

会社名	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)	ケンコーコム(株)
	平成22年 第18回新株予約権	平成22年 第19回新株予約権	平成23年 第20回新株予約権
権利行使価格 (円)	63,900	57,100	54,400
行使時平均価格 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	36,795 ~ 39,421	36,443 ~ 41,775	34,743 ~ 37,010

会社名	ケンコーコム(株)
	平成23年 第21回新株予約権
権利行使価格 (円)	41,258
行使時平均価格 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	24,276 ~ 25,944

会社名	Kobo Inc.	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (加ドル)	1	1	1
行使時平均価格 (加ドル)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (加ドル)	0.45 ~ 0.49	0.45 ~ 0.50	0.45 ~ 0.50

会社名	Kobo Inc.	Kobo Inc.	Kobo Inc.
	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション
権利行使価格 (加ドル)	1	1	1
行使時平均価格 (加ドル)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (加ドル)	0.45 ~ 0.50	0.45 ~ 0.50	0.99

(注) 上記は付与後に実施された株式分割に伴う調整を実施しております。

3. 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
 前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日至 平成23年12月31日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日至 平成24年12月31日）

(1) 提出会社（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	（注）1	25.8～33.5%
予想残存期間	（注）2	2.0～4.0年
予想配当利回り	（注）3	0.30%
無リスク利子率	（注）4	0.11～0.21%

（注）1 平成20年 4月14日～平成24年 4月16日の株価実績に基づき算定

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の開始時点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近年間配当額250円/付与日株価

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 提出会社（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	（注）1	29.6%
予想残存期間	（注）2	3.6年
予想配当利回り	（注）3	0.30%
無リスク利子率	（注）4	0.13%

（注）1 平成20年 9月22日～平成24年 6月25日の株価実績に基づき算定

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の開始時点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近年間配当額2.5円/付与日株価

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(3) 提出会社（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	（注）1	26.8%
予想残存期間	（注）2	3.7年
予想配当利回り	（注）3	0.32%
無リスク利子率	（注）4	0.11%

（注）1 平成20年12月 8日～平成24年 7月30日の株価実績に基づき算定

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の開始時点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近年間配当額2.5円/付与日株価

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) 提出会社（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	26.8%
予想残存期間	(注) 2	3.7年
予想配当利回り	(注) 3	0.32%
無リスク利子率	(注) 4	0.11%

(注) 1 平成20年12月8日～平成24年7月30日の株価実績に基づき算定

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の開始時点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近年間配当額2.5円/付与日株価

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(5) 提出会社（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	25.9～26.9%
予想残存期間	(注) 2	2.0～4.0年
予想配当利回り	(注) 3	0.38%
無リスク利子率	(注) 4	0.09～0.13%

(注) 1 平成20年11月17日～平成24年11月19日の株価実績に基づき算定

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の開始時点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近年間配当額2.5円/付与日株価

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(6) Kobo Inc.（平成24年ストック・オプション）

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	56.8～57.5%
予想残存期間	(注) 2	4.0～5.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.11～1.26%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(7) Kobo Inc. (平成24年ストック・オプション)

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	57.1~57.5%
予想残存期間	(注) 2	4.0~5.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.30~1.42%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(8) Kobo Inc. (平成24年ストック・オプション)

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	56.9~57.1%
予想残存期間	(注) 2	4.0~5.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.47~1.58%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(9) Kobo Inc. (平成24年ストック・オプション)

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	56.7~57.0%
予想残存期間	(注) 2	4.0~5.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.54~1.62%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(10) Kobo Inc. (平成24年ストック・オプション)

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	57.8～58.3%
予想残存期間	(注) 2	4.0～5.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.09～1.17%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(11) Kobo Inc. (平成24年ストック・オプション)

使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

使用した主な基礎数値及び見積方法

株価変動性	(注) 1	56.6%
予想残存期間	(注) 2	6.0年
予想配当利回り	(注) 3	-
無リスク利子率	(注) 4	1.45%

(注) 1 上場していないことから類似会社の株価変動性を参考にしております。

2 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 直近の配当実績はありません。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)及び

当連結会計年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金額	74,637百万円	51,495百万円
減価償却超過額	1,764百万円	1,817百万円
貸倒引当金	6,034百万円	3,628百万円
ポイント引当金	7,598百万円	9,788百万円
子会社株式	- 百万円	3,161百万円
保険契約準備金	- 百万円	657百万円
資産調整勘定	6,675百万円	4,915百万円
銀行業における有価証券評価損	2,409百万円	603百万円
賞与引当金	1,087百万円	1,205百万円
その他	4,499百万円	5,886百万円
繰延税金資産小計	104,708百万円	83,160百万円
評価性引当額	32,170百万円	30,469百万円
繰延税金資産合計	72,537百万円	52,690百万円
繰延税金負債		
株式譲渡認定損	7,567百万円	7,567百万円
その他有価証券評価差額金	1,766百万円	646百万円
無形固定資産	6,731百万円	11,669百万円
その他	909百万円	773百万円
繰延税金負債合計	16,976百万円	20,657百万円
繰延税金資産の純額	55,561百万円	32,032百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	34,650百万円	24,686百万円
固定資産 - 繰延税金資産	25,731百万円	17,851百万円
流動負債 - 繰延税金負債	57百万円	71百万円
固定負債 - 繰延税金負債	4,761百万円	10,433百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
法定実効税率	- %	41.00%
(調整)		
評価性引当額の増減額	- %	8.61%
期限切れ繰越欠損金	- %	4.69%
のれん償却額	- %	7.08%
のれん減損額	- %	11.03%
その他	- %	1.87%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	57.06%

前連結会計年度(平成23年12月31日)は、税金等調整前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3 連結決算日後の法人税等の税率の変更

前連結会計年度（平成23年12月31日）

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成24年12月31日まで	41.00%
平成25年1月1日から平成27年12月31日	38.00%
平成28年1月1日以降	36.00%

この税率の変更により繰延税金資産の純額が1,423百万円減少し、当連結会計年度に費用計上された法人税等の金額が1,668百万円増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

当社は、平成23年6月2日開催の取締役会において、楽天KC(株)(以下、「楽天KC」)。なお、同社は平成23年8月1日付でKCカード(株)に商号変更)の全株式及び貸付金をJトラスト(株)(以下、「Jトラスト」。)に譲渡する旨、及び、同社の『楽天カード』関連事業等を吸収分割の方法で、当社子会社である楽天クレジット(株)(以下、「楽天クレジット」)。なお、同社は平成23年8月1日付で楽天カード(株)に商号変更)に事業承継する旨の事業承継契約を締結し、平成23年8月1日付で譲渡しました。

(子会社株式の売却)

1. 売却の概要

(1) 子会社及び売却先企業の名称及び事業の内容

子会社 : 楽天KC(事業の内容: レガシーカード事業、マネーカード事業及び不動産事業)

売却先企業: Jトラスト(事業の内容: ホールディング業務・債権買取業務)

(2) 売却を行った主な理由

当社グループにおけるクレジットカード事業を構成していた楽天KCは、「インターネットを基盤としたクレジット会社」として、同社の主力商品とするクレジットカード『楽天カード』の会員数及び利用実績を順調に伸ばしてまいりました。

しかしながら、一方で、近年規制強化が進んできた貸金業法への対応等、クレジットカード事業をとりまく環境の急激な変化も考慮し、当社はグループ各社が提供するサービス・事業領域の更なる拡大に伴って今後とも高い成長が見込まれるコア事業である『楽天カード』関連事業等への経営資源の更なる集中を図るため、当該事業の事業再構築を行うことといたしました。これに伴い、『楽天カード』関連事業等を吸収分割で当社子会社である楽天クレジットに承継させ、吸収分割後の楽天KCの事業(レガシーカード事業、マネーカード事業及び不動産事業)を今後とも安定的に継続して運営させていくために、傘下に消費者金融事業及び不動産事業を有し、ノウハウのあるJトラストへ譲渡いたしました。

なお、平成23年8月1日をもって、楽天KCは、KCカードへ、楽天クレジットは、楽天カード(株)へ商号変更しております。

(3) 事業分離日(株式譲渡日)

平成23年8月1日

(4) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

株式の売却及び貸付金の譲渡による事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)及び「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき、当連結会計年度において、事業譲渡損失48,861万円を特別損失として計上しております。

3. 当該子会社が含まれていた報告セグメントの名称

インターネット金融

4. 当連結会計年度にかかる連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	10,756百万円
営業損失	1,170百万円

(共通支配下の取引)

1. 結合等事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取引の目的を含む取引の概要
 - (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容
楽天K Cの『楽天カード』関連事業等
 - (2) 企業結合日
平成23年8月1日
 - (3) 企業結合の法的形式
楽天K Cを分割会社とし、楽天クレジットを承継会社とする吸収分割であります。
 - (4) 結合後企業の名称
楽天カード(株)(Rakuten Card Co., Ltd.)
 - (5) 取引の目的を含む取引の概要
「(子会社株式の売却) 1. 売却の概要 (2) 売却を行った主な理由」に記載のとおりであります。
2. 実施した会計処理の概要
本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計審議会第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

(取得による企業結合)

Kobo Inc.との企業結合

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率
 - (1) 被取得企業の名称 Kobo Inc.
 - (2) 事業の内容 電子書籍端末及びコンテンツの販売等
 - (3) 企業結合を行った主な理由
当社は、今後到来する電子書籍の時代に向けた本格的な取組の一環として、Kobo Inc.を子会社化することにより、『Kobo eReader』といった自社ブランドの電子書籍端末を持つだけでなく、北米・欧州を中心とした海外の出版社をはじめとする権利者や専用端末を販売する小売業者、製造委託先(ODM)等とのネットワークを得ることになります。これに伴い、Kobo Inc.は、更なる成長及び事業拡大が見込めるとともに、世界で展開する当社グループのEC事業等のサービスとの融合が図れます。同社の子会社化は、当社グループが、世界各国のユーザーに対し、デジタルコンテンツとともに、様々なモバイルデバイスに対応した新たな電子商取引サービスの提供を目指すことを目的とするものであります。
 - (4) 企業結合日 平成24年1月11日
 - (5) 企業結合の法的形式 株式の取得
 - (6) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はございません。
 - (7) 取得した議決権比率 100.0%
 - (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。
2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成24年1月11日から平成24年12月31日
3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金 22,107百万円
取得に直接要した支出	2,471百万円
取得原価	24,578百万円
4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれん金額 200百万加ドル
 - (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積もりにより発生したものです。
 - (3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

流動資産	107百万加ドル
固定資産	155百万加ドル
資産合計	263百万加ドル

(2) 負債の額

流動負債	74百万加ドル
固定負債	18百万加ドル
負債合計	92百万加ドル

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

(1) 無形固定資産に配分された金額 152百万加ドル

(2) 主要な種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
商標権	89百万加ドル	25年
テクノロジー	55百万加ドル	3年

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額の概算額

当該影響は軽微なため、記載を省略しております。

アイリオ生命保険(株)との企業結合

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠
 - (1) 被取得企業の名称 アイリオ生命保険(株)
なお、同社は、関係当局の認可を前提として、平成25年4月1日付で楽天生命保険(株)に商号を変更する予定であります。
 - (2) 被取得企業の事業の内容 生命保険業
 - (3) 企業結合を行った主な理由
当社グループの保険事業は、44社133商品(平成24年9月末現在)の生命保険・損害保険商品の取扱いを行う等順調に拡大しており、これまでも、当社と持分法適用関連会社であったアイリオ生命保険(株)は、インターネット対応型の新商品開発に取組む等、両社の保有する様々なノウハウや機能を相互に有効活用すべく、緊密な協力体制を構築しております。
一方、情報提供・取引手法の多様化やテクノロジーの高度化を背景とし、生命保険分野におけるインターネットの活用は更に拡大が予想されます。このような事業環境を鑑み、同社を子会社化することで、保険というサービス軸の強化が見込まれ、当社グループが提供する金融サービスの更なる充実を目指すものであります。
 - (4) 企業結合日 平成24年10月31日
 - (5) 企業結合の法的形式 株式の取得
 - (6) 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はございません。
 - (7) 取得した議決権比率
企業結合直前に所有する議決権比率 33.9%
企業結合日に追加取得する議決権比率 53.9%
取得後の議決権比率 87.8%
なお、本企业結合日後、株式の追加取得を行った結果、当連結会計年度末における議決権比率は99.9%となっております。
 - (8) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したためであります。
2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
平成24年11月1日から平成24年12月31日
3. 被取得企業の取得原価及びその内容
取得の対価 現金 11,515百万円
4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益 2,978百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれん金額 6,217百万円
 - (2) 発生原因
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積もりにより発生したものです。
 - (3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳
 - (1) 資産の額
流動資産 22,272百万円
固定資産 18,790百万円
資産合計 41,062百万円
 - (2) 負債の額
流動負債 21,996百万円
固定負債 4,781百万円
負債合計 26,777百万円
7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間
 - (1) 無形固定資産に配分された金額 14,628百万円
 - (2) 主要な種類別の内訳並びに全体及び種類別の加重平均償却期間
主要な種類別の内訳 金額 償却期間

保険契約	7,405百万円	30年
顧客関連資産	7,223百万円	30年

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額の概算額

売上高	22,661百万円
営業利益	1,809百万円
当期純利益	1,348百万円

上記は、アイリオ生命保険(株)の平成24年1月1日から平成24年10月31日までの損益を基に算定しております。なお、影響額の概算額については監査を受けておりません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループは、インターネットサービスと、インターネット金融サービスという2つの事業を基軸とした総合インターネットサービス企業であることから、「インターネットサービス」、「インターネット金融」及び「その他」の3つを報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「インターネットサービス」セグメントは、インターネット・ショッピングモール『楽天市場』をはじめとする各種ECサイト、旅行予約サイト、ポータルサイト等の運営や、これらのサイトにおける広告、コンテンツ等の販売等を行う事業により構成されております。

「インターネット金融」セグメントは、インターネットを介した銀行及び証券サービス、クレジットカード関連サービス、電子マネーサービスの提供等を行う事業により構成されております。

「その他」セグメントは、通信サービスの提供、プロ野球球団の運営等を行う事業により構成されております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。事業セグメントの売上高及び損益は一部の連結子会社を除き連結修正を考慮していない内部取引消去前の金額であり、セグメント損益は営業損益をベースとした、全社費用を配分している金額であります。なお、当社グループは、最高経営意思決定機関が使用する事業セグメントへ資産を配分しておりません。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	インターネット サービス	インターネット 金融	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	219,985	126,526	33,388	379,900	-	379,900
セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,582	14,634	785	24,002	24,002	-
計	228,567	141,160	34,174	403,903	24,002	379,900
セグメント利益	65,583	12,970	1,142	79,696	8,907	70,789
その他の項目						
減価償却費	8,085	6,819	1,831	16,736	197	16,933
のれん償却費	21	447	169	638	7,224	7,863

(注)1 セグメント利益の調整額 8,907百万円には、主に、各報告セグメントに配分していないのれん償却額7,224百万円、内部取引消去額1,191百万円等が含まれております。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	インターネット サービス	インターネット 金融	その他	計		
売上高						
外部顧客への売上高	274,425	136,669	32,378	443,474	-	443,474
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,388	19,760	891	32,040	32,040	-
計	285,814	156,430	33,269	475,514	32,040	443,474
セグメント利益	58,639	23,714	1,585	83,938	11,679	72,259
その他の項目						
減価償却費	11,784	6,928	1,971	20,684	456	21,140
のれん償却費	20	129	169	319	7,686	8,005

(注) 1 セグメント利益の調整額 11,679百万円には、主に、各報告セグメントに配分していないのれん償却額 7,686百万円、内部取引消去額369百万円等が含まれております。

2 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 「第4 経理の状況 1 連結財務諸表 会計方針の変更（ポイント引当金の認識時点の変更）」に記載のとおり、当連結会計年度より、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、前連結会計年度について当該変更を反映した遡及処理後のセグメント情報となっております。この結果、前連結会計年度のセグメント利益は、遡及適用を行う前と比べて、「インターネットサービス」で199百万円、「インターネット金融」で355百万円それぞれ減少しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	楽天市場事業	楽天カード	楽天銀行	その他	合計
外部顧客への売上高	85,921	62,404	35,222	196,352	379,900

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦及び本邦以外に所在している有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	楽天市場事業	楽天カード	楽天銀行	その他	合計
外部顧客への売上高	106,997	69,737	33,074	233,663	443,474

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	その他の地域	合計
384,956	58,517	443,474

（注）その他の地域に属する主な地域は以下のとおりです。
 米州、欧州、アジア

(2) 有形固定資産

日本以外のその他の地域に所在している有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日）

減損損失の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「インターネット金融」セグメントにおいて、クレジットカード事業の再構築等に伴い、楽天K C (株)に対するのれんの減損額を特別損失の事業再編損へ14,230百万円計上しております。

当連結会計年度（自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	インターネットサービス	インターネット金融	その他	計(注)
減損損失	21,014	-	7	21,021

（注）報告セグメントのセグメント損益は、連結損益計算書の営業損益と調整を行っているため、減損損失は含まれておりません。

なお、「インターネットサービス」セグメントにおいて、事業の再編に伴い、Play Holdings Limitedグループが保有するその他無形固定資産等に対する減損額を特別損失の事業再編損として2,359百万円計上しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	インターネットサービス	インターネット金融	その他	計
当期償却額(注) 1	4,471	3,212	164	7,847
当期末残高(注) 2	70,820	41,451	2,792	115,064

（注）1 セグメント情報の 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報に記載のとおり、当期償却額は調整額に含まれております。

2 セグメント情報の 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法に記載のとおり、事業セグメントへ資産を配分していないため、当期末残高は報告セグメントに含まれておりません。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			
	インターネットサービス	インターネット金融	その他	計
当期償却額(注) 1	5,372	2,453	146	7,972
当期末残高(注) 2	82,367	46,064	2,626	131,058

（注）1 セグメント情報の 3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報に記載のとおり、当期償却額は調整額に含まれております。

2 セグメント情報の 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法に記載のとおり、事業セグメントへ資産を配分していないため、当期末残高は報告セグメントに含まれておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

インターネット金融セグメントにおいて、平成23年12月1日を効力発生日として、吸収分割によりトヨタファイナンス(株)のEdyカード及びエディを発行すること並びにこれらに付帯する業務を行う事業に関する権利義務を継承いたしました。これに伴い当連結会計年度において、124百万円の負ののれん発生益を計上しております。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等 (当該会社の子 会社を含む)	(株)クリムゾンフットボールクラブ (注)2	兵庫県 神戸市 兵庫区	98	サッカー 競技等の 興行の 企画・ 実施等		運営チームの スポンサー 役員の兼任	スポンサ ー料 (注)3	236	前払費用	18
									買掛金	1

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、議決権の100.0%を間接保有しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)クリムゾンフットボールクラブへのスポンサー料については他のサッカークラブにおける取引事例等を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者と の関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等 (当該会社の子会 社を含む)	(株)クリムゾ ンフットボー ルクラブ (注)2	兵庫県 神戸市 兵庫区	98	サッカー 競技等の 興行の 企画・ 実施等		運営チームの スポンサー 役員の兼任	スポンサ ー料 (注)6	249	前払費用	18
									買掛金	2
主要株主(個人) 及びその近親者 が議決権の過半 数を所有してい る会社等 (当該会社の子会 社を含む)	公益財団法人 東京フィル ハーモニー交 響楽団(注) 3	東京都 新宿区		交響管弦楽 による演奏 の企画・ 実施等		交響楽団のオ フィシャル・ サプライヤー 役員の兼任	協賛金等 (注)7	25		
役員及び その近親者	三木谷浩史			当社 取締役	被所有 15.5		棚卸商品 の譲渡 (注)8	49		
役員及び その近親者	高山 健			当社 取締役	被所有 0.3		ストック ・ オプ ションの 権利行使 (注)9	11		
役員及び その近親者	島田 亨			当社 取締役	被所有 0.0		ストック ・ オプ ションの 権利行使 (注)9	11		
役員及び その近親者	小林正忠			当社 取締役	被所有 0.3		ストック ・ オプ ションの 権利行使 (注)9	11		
役員及び その近親者	鈴木 尚 (注)4			当社 取締役			ストック ・ オプ ションの 権利行使 (注)9	30		
役員及び その近親者	利重孝夫 (注)5			当社 取締役			ストック ・ オプ ションの 権利行使 (注)9	11		

- (注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、議決権の100.0%を間接保有しております。
- 3 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、理事長を兼任しております。
- 4 鈴木尚氏は平成24年8月15日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当連結会計年度の在任期間に係るものです。
- 5 利重孝夫氏は平成24年3月29日をもって当社取締役を退任しており、上記の内容は当連結会計年度の在任期間に係るもので
す。
- 6 取引条件及び取引条件の決定方針等
 (株)クリムゾンフットボールクラブへのスポンサー料については他のサッカークラブにおける取引事例等を参考に決定して
 おります。
- 7 協賛金の支払は、社会貢献の観点から実施を決定しております。
- 8 電子書籍端末の販売開始前において、一般販売予定価格にて譲渡しております。
- 9 当社株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	(株)クリムゾンフットボールクラブ(注)2	兵庫県神戸市兵庫区	98	サッカー競技等の興行の企画・実施等		運営チームのスポンサー役員の兼任	スポンサー料(注)3	44	前払費用	3

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、議決権の100.0%を間接保有しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)クリムゾンフットボールクラブへのスポンサー料については他のサッカークラブにおける取引事例等を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	(株)クリムゾンフットボールクラブ(注)2	兵庫県神戸市兵庫区	98	サッカー競技等の興行の企画・実施等		運営チームのスポンサー役員の兼任	スポンサー料(注)3	55	前払費用	2
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	(株)クリムゾンフットボールクラブ(注)2	兵庫県神戸市兵庫区	98	サッカー競技等の興行の企画・実施等		業務受託	チケット販売手数料(注)3	24		

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社代表取締役会長兼社長である三木谷浩史が、議決権の100.0%を間接保有しております。

3 取引条件及び取引条件の決定方針等

(株)クリムゾンフットボールクラブへのスポンサー料については他のサッカークラブにおける取引事例等を参考に決定しており、チケット販売手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はございません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	170円89銭	193円73銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	1円74銭	14円77銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円 - 銭	14円74銭

(注) 1 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。

3 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,287	19,413
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	2,287	19,413
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,312,810	1,313,987
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	0
(うち子会社及び持分法適用会社の潜在株式による調整額)(百万円)	(-)	(0)
普通株式増加数(千株)	-	3,035
(うち新株予約権)(千株)	(-)	(3,035)

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	当社の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年 3月30日 定時株主総会決議 56,410株	当社の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年 3月30日 定時株主総会決議 5,641,000株
	平成18年 3月30日 定時株主総会決議 30,000株	平成18年 3月30日 定時株主総会決議 3,000,000株
	連結子会社楽天証券(株)の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年 9月13日 臨時株主総会決議 164株	連結子会社フュージョン・コミュニケーションズ(株)の第2回新株予約権 旧商法280条ノ20の規定に基づく新株予約権 平成15年 6月30日 定時株主総会決議 264株
	連結子会社フュージョン・コミュニケーションズ(株)の第2回及び第3回無担保新株引受権付社債 旧商法280条ノ19の規定に基づく新株引受権 平成13年 6月26日 定時株主総会決議 985株	連結子会社ドットコモディティ(株)の第2回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年 6月22日 定時株主総会決議 220株
	連結子会社フュージョン・コミュニケーションズ(株)の第1回新株予約権 旧商法280条ノ20の規定に基づく新株予約権 平成14年 6月28日 定時株主総会決議 1,415株	連結子会社ドットコモディティ(株)の第4回新株予約権 会社法第236条、第238条及び第239条の規定の基づくストック・オプション 平成18年 6月20日 定時株主総会決議 230株
	連結子会社フュージョン・コミュニケーションズ(株)の第2回新株予約権 旧商法280条ノ20の規定に基づく新株予約権 平成15年 6月30日 定時株主総会決議 264株	連結子会社ケンコーコム(株)の新株予約権 旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づく新株予約権 平成15年 6月26日 定時株主総会決議 368株
	連結子会社ドットコモディティ(株)の第2回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成16年 1月21日 臨時株主総会決議 59株	平成15年11月 7日 臨時株主総会決議 37株
		平成17年 6月28日 定時株主総会決議 142株

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成17年 6月22日 定時株主総会決議 220株 連結子会社ドットコ ディティ(株)の第 4 回新株予 約権 会社法第236条、第238条及び 第239条の規定の基づくス トック・オプション 平成18年 6月20日 定時株主総会決議 250株 連結子会社(株)ネッツ・ パートナーズの新株予約権 旧商法第280条ノ20、第280条 ノ21及び第280条ノ27の規定 に基づく新株予約権 平成17年 7月 1日 臨時株主総会決議 500株 持分法適用関連会社テク マトリックス(株)の新株予約 権 旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 平成16年 9月 1日 臨時株主総会決議 1,482株 平成17年 6月24日 定時株主総会決議 442株 会社法第236条、第238条及び 第239条の規定に基づく新株 予約権 平成18年 6月23日 定時株主総会決議 51株 会社法第361条の規定に基 づく新株予約権 平成19年 6月22日 定時株主総会決議 4株 会社法第236条、第238条及び 第240条の規定に基づく新株 予約権 平成19年 7月25日 取締役会決議 137株	会社法第236条の規定に基 づくストック・オプション 平成18年 6月27日 定時株主総会決議 3株 平成19年 6月26日 取締役会決議 79株 平成20年 6月24日 定時株主総会決議 15株 平成21年 2月 6日 取締役会決議 79株 平成21年 6月23日 定時株主総会決議 64株 平成22年 6月23日 定時株主総会決議 173株 平成22年12月24日 取締役会決議 79株 平成23年 6月23日 定時株主総会決議 196株 連結子会社Kobo Inc.の新 株予約権 平成24年 1月11日 付与 15,956,524株 平成24年 2月27日 付与 475,000株 平成24年 4月 9日 付与 365,000株 平成24年 4月23日 付与 365,000株 平成24年 7月9日 付与 2,342,049株 平成24年10月 5日 付与 800,000株 持分法適用関連会社テク マトリックス(株)の新株予約 権 旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 平成16年 9月 1日 臨時株主総会決議 1,462株

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	持分法適用関連会社ワールドトラベルシステム(株)の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 平成17年 6月23日 定時株主総会決議 1,600株 平成18年 3月16日 臨時株主総会決議 418株 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権 平成19年 6月27日 定時株主総会決議 99株	平成17年 6月24日 定時株主総会決議 414株 会社法第361条の規定に基づく新株予約権 平成19年 6月22日 定時株主総会決議 4株 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権 平成19年 7月25日 取締役会決議 135株 持分法適用関連会社(株)ドリコムの新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 平成17年 6月29日 定時株主総会決議 30株 平成17年 8月26日 臨時株主総会決議 15株 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権 平成20年 6月26日 定時株主総会決議 1,100株 平成21年 6月24日 定時株主総会決議 825株 平成22年 6月26日 定時株主総会決議 700株 平成23年 6月25日 定時株主総会決議 1,050株 持分法適用関連会社ワールドトラベルシステム(株)の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権 平成17年 6月23日 定時株主総会決議 1,600株

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成18年 3月16日 臨時株主総会決議 418株 会社法第236条、第238条及び 第239条の規定に基づく新株 予約権 平成19年 6月27日 定時株主総会決議 99株 持分法適用関連会社スタ イライフ㈱の新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第 280条ノ21の規定に基づく新 株予約権 平成17年 3月10日 臨時株主総会決議 161株 平成17年 9月28日 臨時株主総会決議 218株 持分法適用関連会社 Daily Grommet Inc.の新株 予約権 平成20年 7月8日 付与 7,930株 平成20年 8月15日 付与 7,930株 平成21年 3月 1日 付与 7,930株 平成21年 6月15日 付与 8,930株 平成21年12月 6日 付与 1,000株 平成21年12月29日 付与 39,000株 平成22年 6月 2日 付与 25,000株 平成22年 7月 7日 付与 3,000株 平成22年10月13日 付与 10,000株 平成23年 2月 9日 付与 62,000株

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		平成23年 5月1日 付与 2,000株 平成23年 5月31日 付与 500株 平成23年10月 3日 付与 111,874株 平成23年11月16日 付与 5,000株 平成23年12月21日 付与 5,000株 平成24年 8月10日 付与 10,000株

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当連結会計年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	231,025	262,451
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	6,568	7,759
(うち新株予約権)(百万円)	(1,184)	(1,706)
(うち少数株主持分)(百万円)	(5,383)	(6,052)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	224,457	254,692
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	1,313,449	1,314,618

会計方針の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当連結会計年度に行った株式分割は、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであり、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

1株当たり純資産額 17,390円59銭
 1株当たり当期純損失金額 86円80銭

(ポイント引当金の認識時点の変更)

「第4 経理の状況 1 連結財務諸表 会計方針の変更(ポイント引当金の認識時点の変更)」に記載のとおり、当連結会計年度より、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、前連結会計年度について当該変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

なお、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額は3円1銭減少しており、1株当たり当期純損失金額は88銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
楽天(株)	第2回無担保社債	平成20年 2月29日	4,000 (4,000)	-	1.68	無担保	平成24年 11月30日
フュージョン・ コミュニケーションズ (株)	第1回無担保社債	平成21年 9月30日	493 (493)	-	0.78	無担保	平成24年 9月28日
フュージョン・ コミュニケーションズ (株)	第2回期限前 償還条項付無 担保社債	平成22年 3月31日	99 (66)	33 (33)	0.54	無担保	平成25年 3月29日
フュージョン・ コミュニケーションズ (株)	第3回無担保社債	平成22年 7月30日	960 (240)	720 (240)	0.64	無担保	平成27年7 月31日
合計	-	-	5,553 (4,800)	753 (273)	-	-	-

(注) 1 当期首残高及び当期末残高の()内は、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年内における1年毎の償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
273	240	240	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	77,242	84,377	0.70	-
1年以内に返済予定の長期借入金	53,480	61,039	1.70	
1年以内に返済予定のリース債務	749	921	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	190,746	126,063	1.18	平成26年～平成34年
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)	925	1,133	-	平成26年～平成29年
その他有利子負債				
コマーシャルペーパー	19,800	33,800	0.59	-
信用取引負債(信用取引借入金)	18,331	4,843	0.77	-
合計	361,275	312,179	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。リース債務の平均利率については、一部の連結子会社においてリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済のものを除く)の連結決算日後5年内における1年毎の返済額の総額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	45,597	30,213	26,274	23,576
リース債務	594	290	168	71

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	98,706	200,528	309,625	443,474
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	15,487	33,141	50,909	46,698
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	7,734	19,545	28,994	19,413
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	5.88	14.87	22.07	14.77
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	5.88	8.98	7.19	7.28

(注) 当社は、平成24年7月1日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

訴訟等

(子会社に対する訴訟について)

当社の連結子会社であるBuy.com Inc. (米国) に対して、下記の訴訟が提起されております。

1. 当該訴訟の提起があった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所 米国カリフォルニア州連邦地方裁判所
(2) 訴訟提起日 平成25年2月5日 (米国現地時間)

2. 当該訴訟を提起した者

Michael Ambers

3. 当該訴訟の内容

原告は、訴訟提起日の過去1年間、Buy.com Inc.の運営するサービスにおいて、商品をクレジットカード決済により購入した際に、電話番号の要求をされた全ての者を代表する集団訴訟として、当該Buy.com Inc.による電話番号の取得がSong-Beverly Credit Card Actに抵触すると主張する訴訟を提起しております。なお、原告は、請求額は5億ドルを超える可能性があるとして主張しております。

4. 今後の見通し

原告の請求には理由はなく却下又は棄却されるべきものと考えており、今後は、法廷において反論を行うなど、適切に対応していく方針であります。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,728	5,541
売掛金	37,130	43,017
有価証券	43,000	3,500
商品	1,089	2,296
貯蔵品	160	124
前払費用	1,118	1,237
未収入金	6,078	9,206
関係会社短期貸付金	4 8,685	4 7,728
繰延税金資産	27,573	19,655
その他	2,394	1,372
貸倒引当金	394	389
流動資産合計	131,565	93,292
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,928	1,708
工具、器具及び備品（純額）	3,783	3,562
建設仮勘定	174	675
その他（純額）	304	247
有形固定資産合計	1 6,190	1 6,193
無形固定資産		
特許権	137	942
商標権	70	84
ソフトウェア	12,319	13,106
ソフトウェア仮勘定	2,157	2,530
その他	3	3
無形固定資産合計	14,689	16,667
投資その他の資産		
投資有価証券	2,543	2,700
関係会社株式	3 312,326	3 385,422
関係会社出資金	300	300
関係会社社債	5,000	5,006
関係会社長期貸付金	4 41,807	4 26,531
破産更生債権等	731	644
長期前払費用	101	144
敷金及び保証金	2,788	3,264
繰延税金資産	10,094	-
貸倒引当金	731	644
投資損失引当金	1,339	1,213

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
投資その他の資産合計	373,621	422,156
固定資産合計	394,502	445,017
資産合計	526,067	538,309
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,784	4,045
コマーシャル・ペーパー	-	5,000
短期借入金	⁵ 27,341	⁵ 21,314
1年内償還予定の社債	4,000	-
未払金	12,337	13,261
未払費用	8,196	9,722
未払法人税等	241	535
前受金	5,139	5,596
預り金	² 40,614	² 41,683
ポイント引当金	20,335	25,518
賞与引当金	2,218	1,940
役員賞与引当金	224	111
仮受金	134	137
その他	237	266
流動負債合計	124,806	129,133
固定負債		
長期借入金	127,348	100,942
繰延税金負債	-	3,954
資産除去債務	1,190	1,308
その他	198	101
固定負債合計	128,736	106,306
負債合計	253,542	235,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	107,959	108,255
資本剰余金		
資本準備金	75,495	75,791
その他資本剰余金	41,271	41,271
資本剰余金合計	116,767	117,063
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	49,097	78,736
利益剰余金合計	49,097	78,736
自己株式	3,625	3,625
株主資本合計	270,198	300,430

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
評価・換算差額等		
其他有価証券評価差額金	1,087	996
繰延ヘッジ損益	53	-
評価・換算差額等合計	1,141	996
新株予約権	1,184	1,442
純資産合計	272,524	302,869
負債純資産合計	526,067	538,309

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
売上高	146,603	163,708
売上原価	28,395	30,101
売上総利益	118,207	133,606
販売費及び一般管理費	1, 2 66,880	1, 2 71,291
営業利益	51,327	62,315
営業外収益		
受取利息	3 1,058	3 593
受取配当金	3 270	3 5,212
その他	236	725
営業外収益合計	1,565	6,531
営業外費用		
支払利息	1,502	1,421
社債利息	111	44
支払手数料	1,716	457
その他	31	38
営業外費用合計	3,361	1,963
経常利益	49,531	66,883
特別利益		
貸倒引当金戻入額	124	-
投資有価証券売却益	-	63
投資損失引当金戻入額	390	298
事業譲渡益	-	69
その他	8	-
特別利益合計	522	431
特別損失		
固定資産除却損	4 797	4 419
減損損失	-	5 304
関係会社株式評価損	43	749
関係会社支援損	1,870	1,120
投資損失引当金繰入額	349	543
関係会社清算損	108	1,571
事業再編損	6 74,435	6 7,600
その他	642	-
特別損失合計	78,247	12,308
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	28,192	55,006
法人税、住民税及び事業税	66	27
法人税等調整額	19,343	22,055
法人税等合計	19,276	22,083
当期純利益又は当期純損失()	8,915	32,923

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)		当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品売上原価		26,350	92.8	26,703	88.7
広告媒体費		2,044	7.2	2,051	6.8
その他		-	-	1,346	4.5
合計		28,395	100.0	30,101	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	107,779	107,959
当期変動額		
新株の発行	179	296
当期変動額合計	179	296
当期末残高	107,959	108,255
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	75,315	75,495
当期変動額		
新株の発行	179	296
当期変動額合計	179	296
当期末残高	75,495	75,791
その他資本剰余金		
当期首残高	41,271	41,271
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	41,271	41,271
資本剰余金合計		
当期首残高	116,587	116,767
当期変動額		
新株の発行	179	296
当期変動額合計	179	296
当期末残高	116,767	117,063
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	62,434	49,097
会計方針の変更による累積的影響額	1,797	-
遡及処理後当期首残高	60,637	49,097
当期変動額		
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失()	8,915	32,923
当期変動額合計	11,540	29,639
当期末残高	49,097	78,736
利益剰余金合計		
当期首残高	62,434	49,097
会計方針の変更による累積的影響額	1,797	-
遡及処理後当期首残高	60,637	49,097

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当期変動額		
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失 ()	8,915	32,923
当期変動額合計	11,540	29,639
当期末残高	49,097	78,736
自己株式		
当期首残高	3,625	3,625
当期変動額		
自己株式の取得	-	0
当期変動額合計	-	0
当期末残高	3,625	3,625
株主資本合計		
当期首残高	283,175	270,198
会計方針の変更による累積的影響額	1,797	-
遡及処理後当期首残高	281,378	270,198
当期変動額		
新株の発行	359	592
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失 ()	8,915	32,923
自己株式の取得	-	0
当期変動額合計	11,180	30,232
当期末残高	270,198	300,430
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,625	1,087
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,537	91
当期変動額合計	1,537	91
当期末残高	1,087	996
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	-	53
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	53	53
当期変動額合計	53	53
当期末残高	53	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	2,625	1,141
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,483	144
当期変動額合計	1,483	144

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
当期末残高	1,141	996
新株予約権		
当期首残高	957	1,184
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	227	257
当期変動額合計	227	257
当期末残高	1,184	1,442
純資産合計		
当期首残高	286,758	272,524
会計方針の変更による累積的影響額	1,797	-
遡及処理後当期首残高	284,961	272,524
当期変動額		
新株の発行	359	592
剰余金の配当	2,624	3,283
当期純利益又は当期純損失（ ）	8,915	32,923
自己株式の取得	-	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,256	112
当期変動額合計	12,436	30,344
当期末残高	272,524	302,869

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・貯蔵品

電子書籍関連事業

先入先出法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

その他

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、主に改正法人税法に規定する償却方法により減価償却費を計上しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

株式交付費

発行時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

主に従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

(4) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して関係会社株式等について必要額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイントの使用による費用発生に備えるため当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

「マージン売上」の計上基準

商品等の取扱高（流通総額）に比例して利用料が計算される「マージン売上」のうちキャンセル受付期間が設定されている取引については、取引発生時にキャンセル発生見込額を控除した取引高に対する利用料を売上として計上しております。

なお、キャンセル発生見込額はキャンセル発生実績率に基づき算出しております。

キャンセル受付期間完了前売上高 4,703百万円（前事業年度は3,795百万円）

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用していません。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨建仕入債務

(3) ヘッジ方針

外貨建仕入債務が有する為替変動リスクを回避する目的で、グループデリバティブ取引管理細則に基づき為替予約を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ対象取引との通貨単位、取引金額及び決済期日同一性について、社内管理資料に基づき有効性評価を行っております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(ポイント引当金の認識時点の変更)

従来、当社における楽天スーパーポイントプログラムの会計処理は、通常ポイントについては顧客がポイント利用可能となったポイント数の期末残高に対してポイント引当金を認識し、期間限定ポイントについては顧客のポイント利用時に費用処理をしておりましたが、当事業年度より通常ポイント、期間限定ポイントともに取引発生時点でのポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を認識する方法に変更いたしました。

当社では、近年、ポイントの付与額及び利用額が年々増加し、マーケティングツールとしてのポイントプログラムの重要性が高まっております。このような状況を受け、当社では、キャンペーンの効果を適時に把握するために「ポイント・キャンペーン・マネジメントシステム」の構築及び社内管理体制の整備を進め、当事業年度において、キャンペーンにより付与される通常ポイント及び期間限定ポイントについて取引発生時点におけるポイント付与予定額を適時に算定することを可能とし、主要マーケティングツールである楽天スーパーポイントの残高をよりタイムリーに管理、把握できる体制を整えました。これに伴い楽天スーパーポイントプログラムの会計処理の見直しを行い、ポイント付与の原因となる取引発生時点において、ポイント付与見込み額に基づきポイント引当金を計上する方法に統一することとしました。

当該会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前に比べて、前事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ199百万円減少し、税引前当期純損失は199百万円増加しております。また、前事業年度のポイント引当金は5,290百万円増加しております。更に、前事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の前期首残高は1,797百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響については、「(1株当たり情報)」に記載しております。

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響については、「(1株当たり情報)」に記載しております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」(前事業年度6,078百万円)については、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度については、会計方針の変更による遡及適用後の金額であります。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,523百万円	10,016百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
預り金	39,021百万円	40,388百万円

3 貸株に供した投資有価証券

固定資産の「投資その他の資産」に計上した「関係会社株式」のうち、下記について貸株に供しております。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
	64百万円	64百万円

4 貸出コミットメントライン契約

当社グループではキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、これに伴う貸出コミットメントラインの未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
貸出コミットメントラインの総額	8,101百万円	8,102百万円
貸出実行残高	- 百万円	- 百万円
未実行残高	8,101百万円	8,102百万円

5 借入コミットメントライン契約

当社は、(株)三井住友銀行、(株)みずほコーポレート銀行、三井住友信託銀行(株)、(株)三菱東京UFJ銀行と借入コミットメントライン契約を締結しており、未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
借入コミットメントラインの総額	81,500百万円	81,500百万円
借入実行残高	12,915百万円	- 百万円
未実行残高	68,585百万円	81,500百万円

6 保証債務等の残高

当社の子会社であるRakuten USA, Inc.及びKobo Inc.の借入金等支払債務に対して債務保証を行っております。保証債務残高の状況は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年12月31日)		当事業年度 (平成24年12月31日)
Rakuten USA, Inc.	1,557百万円 (20,039千米ドル)	Rakuten USA, Inc.	2,016百万円 (23,289千米ドル)
		Kobo Inc.	993百万円 (11,414千加ドル)

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
ポイント費用	8,485百万円	9,144百万円
広告宣伝費及び販売促進費	10,068百万円	11,397百万円
人件費	23,994百万円	23,989百万円
賞与引当金繰入額	2,218百万円	1,940百万円
減価償却費	5,278百万円	6,277百万円
通信費	2,623百万円	2,713百万円
保守費	1,720百万円	1,794百万円
委託費及び外注費	12,800百万円	15,743百万円
地代家賃	3,410百万円	3,423百万円
荷造運賃手数料	4,143百万円	3,931百万円
貸倒引当金繰入額	516百万円	252百万円
関係会社負担費用	10,952百万円	12,506百万円
その他	2,571百万円	3,187百万円
計	66,880百万円	71,291百万円

なお、関係会社負担費用は、関係会社に対する役務提供、管理業務等にかかわる費用で、人件費及び経費からの控除項目であります。

おおよその割合

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
販売費	28%	29%
一般管理費	72%	71%

2 一般管理費の各科目に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
研究開発費	491百万円	530百万円

3 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日)
受取利息	1,056百万円	592百万円
受取配当金	198百万円	5,206百万円

4 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
建物付属設備	11百万円	- 百万円
工具、器具及び備品	168百万円	163百万円
ソフトウェア	614百万円	235百万円
ソフトウェア仮勘定	- 百万円	13百万円
その他	2百万円	7百万円
合計	797百万円	419百万円

5 当事業年度において、当社は次のとおり減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額
楽天(株)(東京都)	『Raboo』サービス	ソフトウェア	304百万円
		合計	304百万円

(資産のグルーピングの方法)

当社は、原則として事業をグルーピングの単位とし、遊休資産については、個別の物件を単位として判定しております。

(減損損失の認識に至った経緯)

『Raboo』サービスの終了に伴い、当サービスに係るソフトウェアについて減損損失を計上しております。

(回収可能価額の算定方法等)

事業用資産及び遊休資産の回収可能価額を零として算定しております。

6 事業再編損の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

クレジットカード事業の再構築等に伴う損失を事業再編損として計上しております。内訳は次のとおりであります。

関係会社株式売却損	61,435百万円
債権放棄損	13,000百万円
合計	74,435百万円

当事業年度(自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)

Play Holdings Limitedグループの再構築等に伴う損失を事業再編損として計上しております。内訳は次のとおりであります。

貸倒損失	5,950百万円
関係会社株式評価損	1,649百万円
合計	7,600百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	60,079	-	-	60,079

当事業年度(自平成24年1月1日至平成24年12月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	60,079	5,947,917	-	6,007,996

(変動事由の概要)

自己株式の増加5,947,917株は、平成24年7月1日の株式分割による増加5,947,821株、単元未満株式の買取による増加96株であります。

(リース取引関係)

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、データセンターにおけるサーバ等(工具、器具及び備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
1年内	380百万円	923百万円
1年超	939百万円	1,143百万円
合計	1,319百万円	2,066百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成23年12月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	1,977	5,694	3,717
合計	1,977	5,694	3,717

当事業年度(平成24年12月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	1,522	1,803	281
関連会社株式	2,475	7,711	5,235
合計	3,997	9,515	5,517

(注) 1 時価の算定方法は、株式の取引所の価格によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

区分	平成23年12月31日	平成24年12月31日
子会社株式	305,833	381,017
子会社出資金	300	300
関連会社株式	4,515	406
合計	310,648	381,724

これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
繰延税金資産		
投資損失引当金	482百万円	436百万円
ポイント引当金	7,499百万円	9,697百万円
賞与引当金	909百万円	737百万円
関係会社株式評価損	2,979百万円	6,504百万円
繰越欠損金	36,273百万円	8,476百万円
資産除去債務	428百万円	471百万円
その他	1,138百万円	1,422百万円
繰延税金資産小計	49,711百万円	27,745百万円
評価性引当額	3,538百万円	3,677百万円
繰延税金資産合計	46,173百万円	24,067百万円
繰延税金負債		
株式譲渡認定損	7,567百万円	7,567百万円
その他有価証券評価差額金	613百万円	560百万円
その他	324百万円	237百万円
繰延税金負債合計	8,505百万円	8,366百万円
繰延税金資産の純額	37,667百万円	15,701百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(平成23年12月31日)

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度(平成24年12月31日)

当事業年度については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

前事業年度(平成23年12月31日)

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特定措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりになります。

平成24年12月31日まで	41.00 %
平成25年1月1日から平成27年12月31日	38.00 %
平成28年1月1日以降	36.00 %

この税率の変更により繰延税金資産の純額が208百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が293百万円増加しております。

(企業結合等関係)

当事業年度の企業結合については、「1 連結財務諸表等 注記事項(企業結合等関係)」の記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり純資産額	206円58銭	229円28銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額()	6円79銭	25円05銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-円-銭	24円99銭

(注) 1 当社は、平成24年7月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であることから記載しておりません。

3 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)	当事業年度 (自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	8,915	32,923
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(百万円)	8,915	32,923
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,312,810	1,313,987
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3,035
(うち新株予約権)(千株)	(-)	(3,035)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年3月30日 定時株主総会決議 56,410株 平成18年3月30日 定時株主総会決議 30,000株	新株予約権 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプション 平成17年3月30日 定時株主総会決議 5,641,000株 平成18年3月30日 定時株主総会決議 3,000,000株

4 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年12月31日)	当事業年度 (平成24年12月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	272,524	302,869
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,184	1,442
(うち新株予約権)(百万円)	(1,184)	(1,442)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	271,339	301,427
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	1,313,449	1,314,618

会計方針の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

これに伴い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。また、当事業年度に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額は、以下のとおりであり、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

1株当たり純資産額 20,804円37銭
1株当たり当期純損失金額 670円17銭

(ポイント引当金の認識時点の変更)

当事業年度より、ポイント引当金の認識時点の変更を行ったため、前事業年度について当該変更を反映した遡及処理後の数値を記載しております。

なお、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の1株当たり純資産額は1円46銭減少しており、1株当たり当期純損失金額は9銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

その他有価証券

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
(株)ファンコミュニケーションズ	5,779	1,039
Ozon Holdings Limited	53,218	786
シナジーマーケティング(株)	1,136,000	580
(株)AIRDO	1,976	98
フリービット(株)	199,200	83
(株)ザ・アール	10,000	80
(株)アルペン	18,000	27
(株)スカンチナピア	30	0
その他(3銘柄)	70,477	0
合計	1,494,680	2,697

【債券】

その他有価証券

銘柄	券面総額	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
Bit Trrent, Inc. SUBORDINATED PROMISSORY NOTE	525千米ドル	3
合計	-	3

【その他】

その他有価証券

銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)		
(株)三井住友銀行 譲渡性預金	-	3,500
合計	-	3,500

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,838	158	19	3,977	2,268	369	1,708
工具、器具及び備品	12,213	951	2,195	10,969	7,406	1,004	3,562
建設仮勘定	174	1,613	1,111	675	-	-	675
その他	487	100	-	587	340	157	247
有形固定資産計	16,714	2,822	3,327	16,210	10,016	1,531	6,193
無形固定資産							
特許権	750	1,012	-	1,762	820	208	942
商標権	118	27	4	141	56	12	84
ソフトウェア	25,971	6,481	2,590 (515)	29,861	16,755	4,407	13,106
ソフトウェア仮勘定	2,157	6,917	6,544	2,530	-	-	2,530
その他	3	-	-	3	-	-	3
無形固定資産計	29,000	14,438	9,139 (515)	34,299	17,632	4,627	16,667
長期前払費用	101	195	152	144	-	-	144

- (注) 1 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。
 2 ソフトウェアの当期増加額は、主に楽天市場事業等にて利用するソフトウェアの計上額であります。
 3 ソフトウェア仮勘定の当期増加額は、主に楽天市場事業等にて利用予定の仕掛中ソフトウェアの計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,125	1,033	319	806	1,033
投資損失引当金	1,339	543	371	298	1,213
賞与引当金	2,218	1,940	2,218	-	1,940
役員賞与引当金	224	111	97	126	111
ポイント引当金	20,335	25,518	20,335	-	25,518

- (注) 引当金の当期減少額における「その他」については、以下のとおりであります。
 貸倒引当金 洗替によるもの 806百万円
 投資損失引当金 子会社の業績回復による戻入によるもの 298百万円
 役員賞与引当金 支給見込額の見直しによる戻入によるもの 126百万円

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	21
預金の種類	
当座預金	2,251
普通預金	3,265
別段預金	2
合計	5,541

売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
楽天カード(株)	3,819
(株)ジェーシーピー	575
楽天トラベル(株)	509
e-net shop(株)	208
(株)サイバーエージェント	175
その他	37,728
合計	43,017

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(A) + (D) (B) 366
37,130	233,122	227,235	43,017	84.1	62.9

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(百万円)
書籍等	1,824
電子書籍端末等	452
その他	19
合計	2,296

貯蔵品

区分	金額(百万円)
P C 在庫	71
サーバ	34
ライセンス	8
その他	11
合計	124

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
Rakuten USA, Inc.	79,470
楽天銀行(株)	64,305
楽天証券(株)	45,251
Kobo Inc.	40,973
楽天カード(株)	35,851
楽天トラベル(株)	32,393
Rakuten Europe S.a.r.l	29,120
アイリオ生命保険(株)	18,219
リンクシェア・ジャパン(株)	5,828
楽天Edy(株)	5,037
Play Holdings Limited	4,927
Rakuten Brazil Holdings LTDA.	2,367
楽天ショウタイム(株)	2,024
ドットコモディティ(株)	1,959
フュージョン・コミュニケーションズ(株)	1,928
ケンコーコム(株)	1,522
(株)シェアリー	1,443
楽天投信投資顧問(株)	1,196
ターゲット(株)	1,132
楽天物流(株)	990
(株)楽天野球団	800
楽天インシュアランスプランニング(株)	770
競馬モール(株)	688
テクマトリックス(株)	687
(株)オウケイウェイヴ	664
楽天マート(株)	600
シグニチャージャパン(株)	586
Rakuten Asia PTE.LTD.	521
スタイライフ(株)	497
楽天オークション(株)	469
(株)ドリコム	401
PT. RAKUTEN INDONESIA	364
楽天ANAトラベルオンライン(株)	350
Rakuten (Thailand) Co., Ltd.	322

銘柄	金額(百万円)
(株)オーネット	315
楽天リサーチ(株)	292
楽天イーモバイル(株)	255
楽天セールスソリューション(株)	250
(株)ネクスト	225
RSエンパワメント(株)	100
台湾楽天市場股价有限公司	96
楽天ソシオビジネス(株)	70
Rakuten Malaysia SDN BHD	67
ワールドトラベルシステム(株)	56
楽天仕事紹介(株)	20
その他	4
合計	385,422

関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
楽天カード(株)	18,495
(株)楽天野球団	6,569
楽天物流(株)	820
楽天写真館(株)	515
(株)ファイントレーディング	132
合計	26,531

買掛金

相手先	金額(百万円)
日本出版販売(株)	1,018
(株)星光堂	594
(株)ソニー・ミュージックディストリビューション	444
ジャスネットコミュニケーションズ(株)	266
楽天カード(株)	215
その他	1,506
合計	4,045

短期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)三井住友銀行	8,998
(株)みずほコーポレート銀行	8,948
(株)日本政策投資銀行	1,496
三井住友信託銀行(株)	1,496
(株)あおぞら銀行	375
合計	21,314

預り金

区分	金額(百万円)
キャッシュ・マネジメント・システム預り金	40,388
その他	1,295
合計	41,683

長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)三井住友銀行	34,568
(株)みずほコーポレート銀行	34,568
(株)日本政策投資銀行	14,902
三井住友信託銀行(株)	14,902
(株)三菱東京UFJ銀行	2,000
合計	100,942

コマーシャル・ペーパー

引受先	金額(百万円)
上田八木短資(株)	3,000
東京短資(株)	2,000
合計	5,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株)
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://corp.rakuten.co.jp/investors/koukoku/
株主に対する特典	-

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第16期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年3月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第16期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年3月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第16期第1四半期（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年5月11日関東財務局長に提出。

第16期第2四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日） 平成24年8月3日関東財務局長に提出。

第16期第3四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日） 平成24年11月6日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成24年4月2日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書

平成24年5月11日関東財務局長に提出。

(5) 訂正発行登録書（社債）

平成24年1月23日関東財務局長に提出。

平成24年3月30日関東財務局長に提出。

平成24年4月2日関東財務局長に提出。

平成24年5月11日関東財務局長に提出。

平成24年8月3日関東財務局長に提出。

平成24年11月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 3月29日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 山 正 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 健 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 木 健 治

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、楽天株式会社の平成24年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、楽天株式会社が平成24年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 3月29日

楽 天 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉 山 正 治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 田 健 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 木 健 治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。